資料１

浪江宣言　13・03
浪江宣言　14・05

2015年9月

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究）開発
コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン 研究開発プロジェクト
「広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成」
早稲田大学 都市・地域研究所
早稲田大学創造理工学部建築学科　佐藤研究室
早稲田大学創造理工学部社会環境工学科　浅野研究室

浪江宣言
13・03

協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案

なみえ復興塾

まちづくり NPO 新町なみえ

協力：浪江町

早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室

2013年３月9日

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江宣言 13・03 ー協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案

発行
2013 年 3 月 9 日　第一刷発行 ©
2013 年 5 月 9 日　第二刷発行
特定非営利活動法人・まちづくり NPO 新町なみえ
住所：福島県二本松市郭内 1 丁目 81 番
電話：080-2800-0653
印刷 / 製本
（有）3 プリントサービス
編集
早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室
事務局
早稲田大学都市・地域研究所
住所：新宿区早稲田鶴巻町 513　120-4 号館 005 室
電話：03-5272-6192　内線：3038

2012 年 10 月 1 日からの活動は科学技術振興機構社会技術開発センター「広域避難者のための多居住・分散（統合）型ネットワーク・コミュニティの形成」研究プロジェクト等の資金により運営されています。また、総務省域学連携事業などの事業も一部含まれています。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

本報告書に記載されている内容は､「まちづくり NPO 新町なみえ」主催で開催された「なみえ復興塾」におけるワークショップを経て、浪江町民の皆様の意見交換や提案をもとにとりまとめたもので、2012 年 8 月に発行した「浪江復興のための道筋と 24 のプロジェクト」に続くものです。この経緯は巻末にあるとおりです。

記載されているプロジェクトの実現可能性、技術的検討は未だ不十分であり、原発の収束状況や除染進捗等に応じてさらなる検討が必要です。しかし、ここでは、現在の状況を踏まえたうえで、浪江町復興への町民の思いをできる限り具体的なイメージとして描いたものです。

なみえ復興塾での模型を使ったワークショップや、プロジェクトのイメージについては、早稲田大学都市・地域研究所＋佐藤滋研究室及び浅野光行研究室との協働で進めて参りました。この長期的な被災地の復興を継続して成し遂げる為に、支援・協力する側の専門家を現場で育てることも重要です。学生や若手研究者が叱咤激励を頂きながら成長する貴重な学習の場となっていることも、付記します。

また、これまでさまざまな地区において様々な提案がされており、それらを参考にさせていただいています。全ての先行提案等を、注記することはできていないかと思いますが、ここに記して感謝の意を表します。

ここでの提案を今後の浪江町民の皆様の生活再建やコミュニティの復興に向けた検討や、浪江町復興計画の策定などにおいて、参考にして頂ければ幸いです。

2013 年 3 月 9 日

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江宣言
13・03

私たち浪江町民は、東日本大震災の地震・津波災害に加え、福島第 1 原子力発電所事故により、考えてもみなかった悲惨な状況におかれています。中でも原子力発電所事故当初からの東京電力と政府の対応に対しては憤りを禁じ得ません。事故とその後の町民を苦しめた対応に関して徹底的な検証と、町民と町への正当な損害賠償、補償、そして苦痛に対する慰謝料などの支払いを求めるものです。

しかし、町外にバラバラに避難することを強いられている私たち浪江町民は、国や県による賠償や復旧・復興事業を求めるだけではなく、浪江町行政と協働して、自ら復旧・復興のまちづくりに取り組むことにより、このような人類の歴史上あり得ない災害を乗り越え、どこにも実現できていない歴史に残る素晴らしいまちづくり・地域づくりを目指さなければなりません。

なみえ復興塾では 2012 年 8 月に、多くの町民の方々とのワークショップや議論を元に、「浪江町－復興への道筋と 24 のプロジェクト」を発表しました。2012 年 10 月からは、これを出発点にして、より具体的なプロジェクトを検討してきました。これらの構想を広く町民の皆様に提言し、理解をいただき、実行するための体制整備と具体的な動きを始めたいと考えています。

今回発表する「浪江宣言 13・03　協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案」はまさに、私たちなみえ復興塾に結集した者達の決意であり、復興に取り組む宣言でもあります。これらを元にして、国・県そして浪江町行政が推進する生活・産業基盤の復旧・復興と連携し、避難先である二本松市や福島市をはじめとする自治体・市民・さまざまな組織とも連帯して、私たち浪江町民や市民団体、NPO 法人、福祉事業者や民間企業、産業団体などが協働して、復旧・復興まちづくりに取り組むことを宣言します。

2013 年 3 月 9 日　なみえ復興塾　一同

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

目　　次

浪江宣言 13・03
浪江宣言 13・03　2. 総意を協働復興の力に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1p
協働復興まちづくりに向けた具体像と
　　実現へ向けた協働の仕組みの提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3p

1. コミュニティをネットワークする統合型移動システム「新ぐるりんこ」　4p
2. 避難先の中心市街地に協働復興街区を建設する「まちなか型町外コミュニティ」　8p
3. 仮設住宅団地と周辺に形成される「郊外型町外コミュニティ」　14p
4. 浪江町への帰還の起点となる沿岸部の高台に形成する前線拠点としての「町内コミュニティ」　18p
5.30 年後、若者と共に住まう「町内ニュータウン」　24p
6. 浪江町復興に向けた事業モデル　28p

浪江宣言 13・03　3. 浪江町―協働復興まちづくりのための 10 提言 (案)・・・・ 31p
これまでの取り組み・・ 39p

1. 浪江町の市民版復興シナリオ検討支援のプロセス　40p
2. 浪江町復興への道筋と 24 のプロジェクトの想定（2012 年 8 月の報告書より）　42p

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江宣言

13・03

2. 総意を協働復興の力に

浪江復興塾では 2012 年の 8 月に「浪江復興のための道筋と 24 のプロジェクト」をまとめて、発表しました。繰り返しワークショップで議論して提案した内容は、現実的なイメージと思っていましたが、発表したシンポジウムでは「夢」とか「希望」という言葉が飛び交いました。そして、この提案を取り上げてくださった福島民報の論点には「夢を復興の力に」という、私たちがまさに思っていたことがずばり表現されました。被災して住民がいなくなった浪江町では、時間が止まっていて、その止まっている間に復興の夢と希望を描いてみよう、というのが、昨年 3 月に始まった復興塾の最初の半年の目標でした。

そして、次の半年は、このことをベースにしながらも、動いている浪江の時間、すなわち避難している場所から、動いている暮らしを出発点にビジョンを描き、実現への具体的な道筋を描くことが目標になりました。仮設住宅で生活の復興もままならず、仕事の再建も見えない中で、この状態、この流れを何とか復興に向けて大きく舵を切るためのビジョンと方法を検討したのが、この半年間でした。

具体的な住宅やまちのイメージもワークショップでの俎上にあがり、「合意」ができたと言うより、さまざまな人や立場でさまざまな目標像があることを参加者が理解し合い、互いに認め合い「総意」を形成するプロセスを進めたといった方がよいでしょう。このようなものを、復興塾に参加なさらなかった方々にもご理解していただいて、「浪江町の総意」とすることができれば、これがまた復興に向けて大きな力になるでしょう。今後しばらくは、浪江町を離れて避難を続けながら、さまざまな生活の再建に向けて動きだし、形にしてゆくプロセスが進みます。多様な生活再建の姿がそれぞれで計画・実践されても、それらをお互いに理解し、相互に力づけるように連携し、つなぎ合わせて浪江のコミュニティを統合してゆくことが大切なのです。

ここでは、6 つの始動プロジェクトの具体像を提案し、関係者の皆様と協働して実行したいと考えます。

分散から統合へーネットワーク・コミュニティによる浪江町の復興

そこで出てきたのが「ネットワーク・コミュニティ」という考え方です。さまざまな町外コミュニティ・仮の町、あるいは町内の帰還のための前線拠点が、それぞれ離れて存在していても、それらが密接につながって「一つの浪江」を維持し、育むイメージです。浪江町で親しまれていた注文に応じて利用できる小型バス「ぐるりんこ」を避難先で復活するなど、ネットワーク・コミュニティを支え、町民の生活を充実させるためには様々な仕組みを整えなければなりません。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

まちづくり組織に結集しよう

そして、このような復興まちづくりを動かすには、行政や官の側だけではなく、民の側の力と活力は欠かせない、自らが進めなければ何も動かない、ということも、浪江塾のワークショップでは確認されました。被災者の皆さんには大変なことですが、生き生きとした復興の道筋は、主体性と自律性を基盤にしなければ進められないことはこの２年間を見れば明らかです。そのために具体的な像と内容を提案し共有して、実行するための役割を担うために必要ならば組織を立ち上げて、国・県そして浪江町の行政を動かし、協働して復興を進めることが次の段階の課題です。

その中核になるのは各種の「まちづくり会社」です。NPO 法人や協同組合、株式会社あるいは社会福祉法人など、地域の復興まちづくりに貢献するものはすべて広い意味の「まちづくり会社」です。

6 つの始動プロジェクトを協働復興のシンボルに

そして、多様な市民セクターが結集して、市民の政府としての浪江町と強力な協働体制のもとで進めるのが、浪江町が目指す「協働復興まちづくり」です。政府や県も強力な復興支援のための財政措置や施策を用意しつつありますし、復興への基盤整備も動き出そうとしています。そして、「浪江宣言 13・03」に盛られている提言も政府関係、国・県そして浪江町にも提出し、支援の方策や制度の整備を求めていきます。

そして、ここに提案する６つの始動プロジェクトを、様々な主体による協働の布陣を築いて実現し、協働復興のシンボルにしたいものです。

それぞれが自立して復興まちづくりを担い、また連携・連帯して復興まちづくりの全体像を描き出すことを、このレポートを元に進めたいと考えます。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

協働復興まちづくりに向けた具体像と実現へ向けた協働の仕組みの提案

協働復興のプロセス

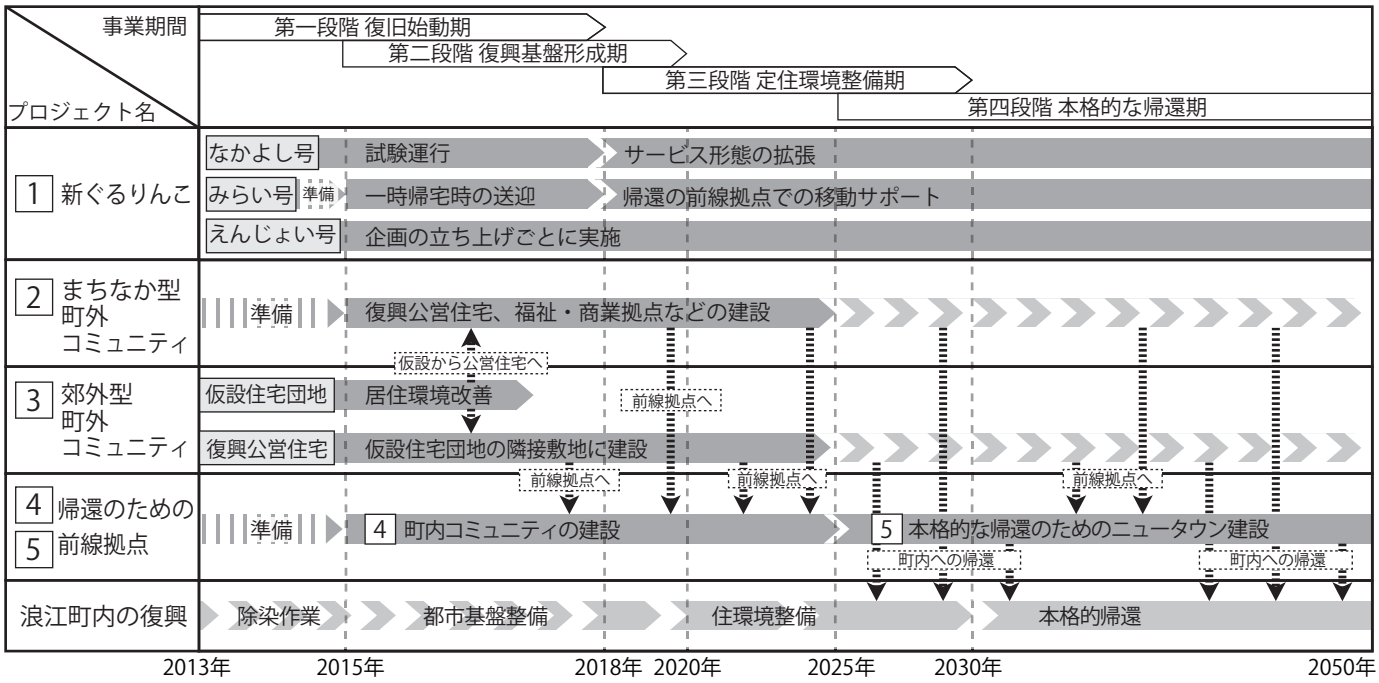

協働復興のための始動プロジェクトの位置づけ

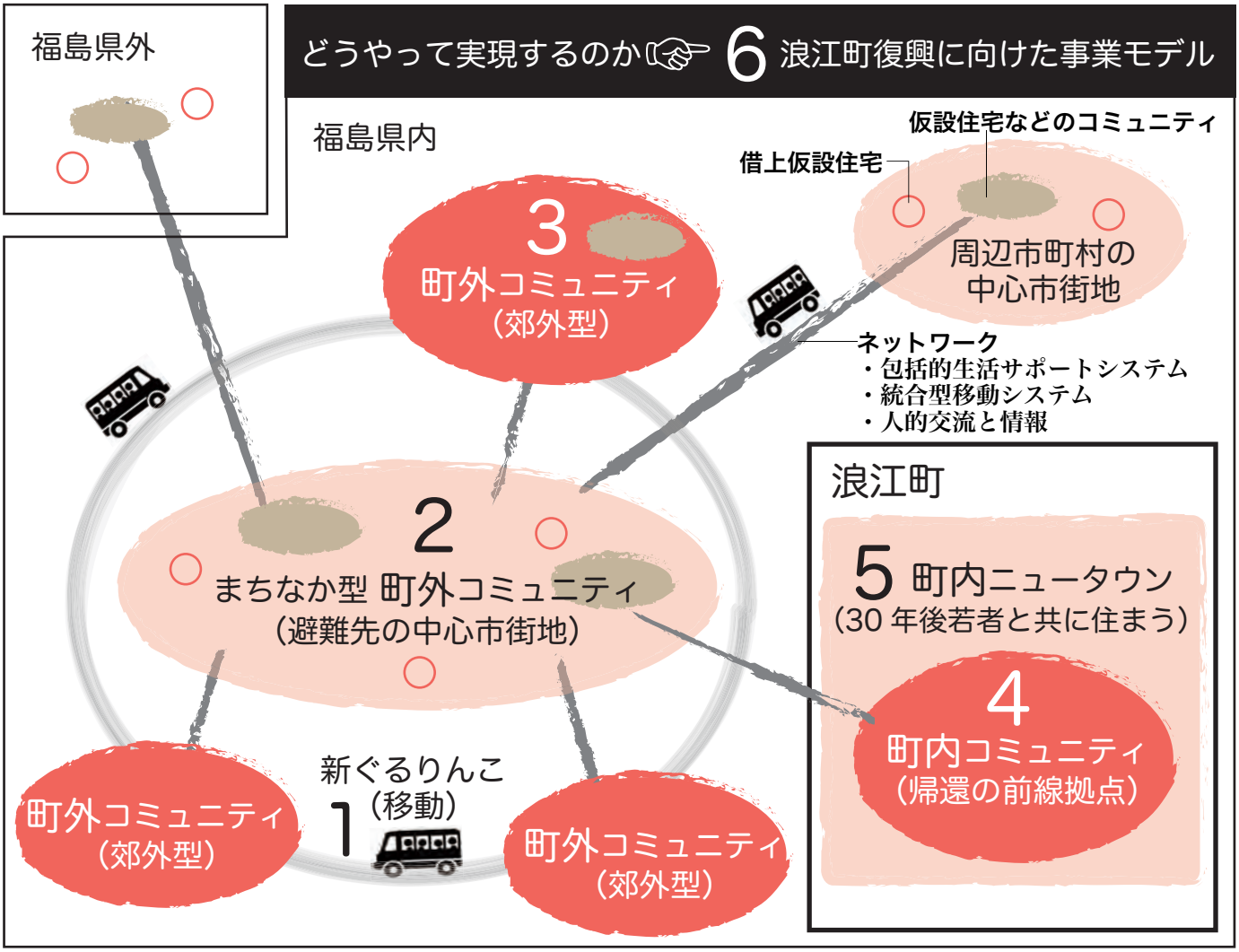

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

1. コミュニティをネットワークする統合型移動システム「新ぐるりんこ」

日常的な生活・浪江町への帰還・避難生活に楽しみを見つける娯楽を目的とした統合型移動サービスでネットワークし、仮設住宅や借上仮設住宅での孤立しやすい暮らしを包括的にサポートするシステムを構築する。

ヒアリング調査等により、仮設住宅の規模や立地条件によって、移動に関するニーズは多様であること、多くの人が、「どこに、どのような施設があるのか分からない」、「地理に不案内なため運転するのが怖い」といった不便・不安を感じていることが分かった。さらに、既存の移動サービスは、日常生活の一部をサポートするものに限定されていること、空き時間等を利用した車輌の有効活用が可能なことが明らかとなった。

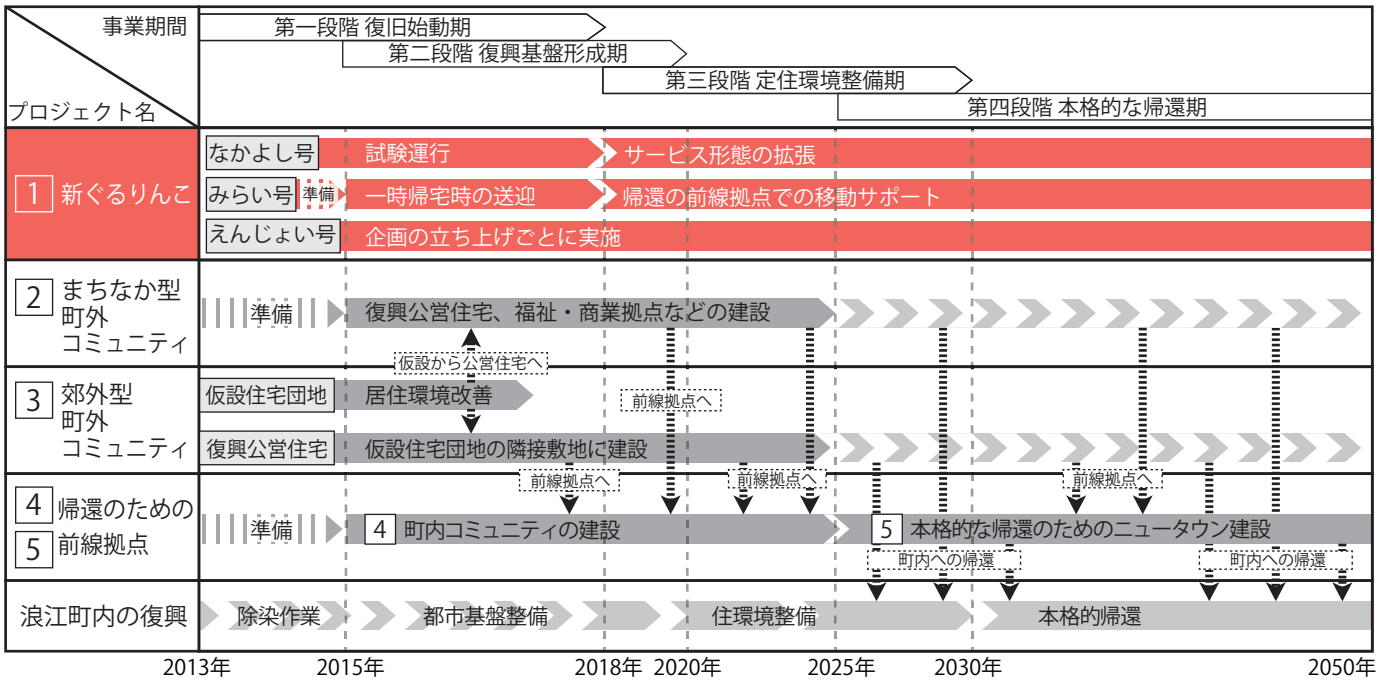

協働復興のプロセス：「新ぐるりんこ」

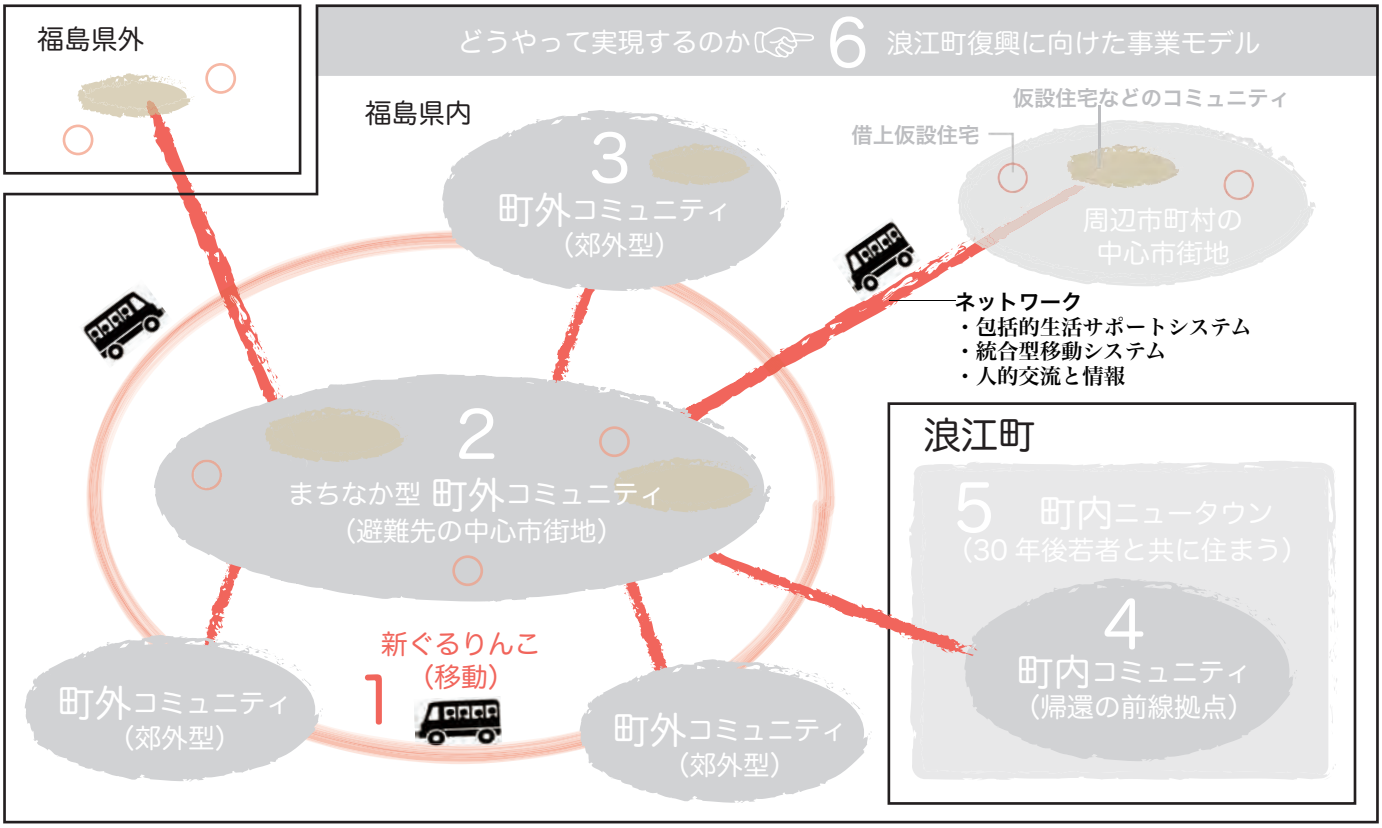

協働復興のための始動プロジェクト：「新ぐるりんこ」

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

統合型移動システム「新ぐるりんこ」

浪江町民を対象にした新たな統合型移動システム。
浪江町で運行していた「ぐるりんこ」を復活させ、二本松市に避難している浪江町民の生活を包括的にサポートする移動システム。

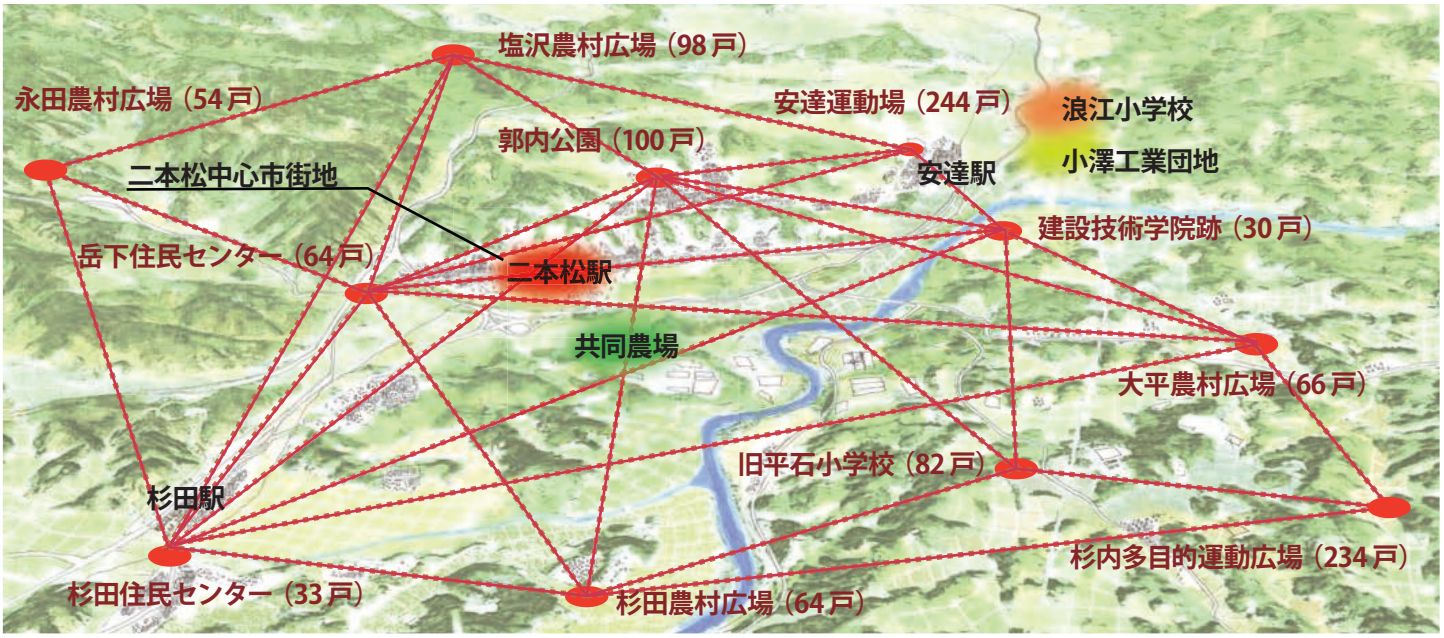

浪江町民のおもい
- 仮設住宅・借り上げ住宅に住む方の約7割が普段から自分で自動車を運転している
- 仮設住宅と借り上げ住宅との交流が比較的少ない
- 借り上げ住宅に住む浪江町民と二本松市民の交流が比較的少ない
- 移動範囲が広がってしまい、自動車の利用が増えた
- 土地勘がなくなったため、あまり運転しなくなった
- 交通量が多く、坂が多いため、自動車の運転に不安がある
- 避難している自治体ではどこに何があるのかが分からない

▶

自動車を運転できない、または運転が不安である、どこにどんな場所があるのかが分からないなど、日常生活で、外出に不安を感じている人が多くいる。
（2012年11月ヒアリング調査より）

新ぐるりんこは、日常生活の移動（買い物・通院・通学・福祉）を既存のサービスと新しいシステムでサポートし、娯楽・レクリエーション・精神的ケアの要素を付加しつつ、仮設（借上）住宅間の行き来、浪江町内の帰還拠点との連絡を統合した移動システムである。

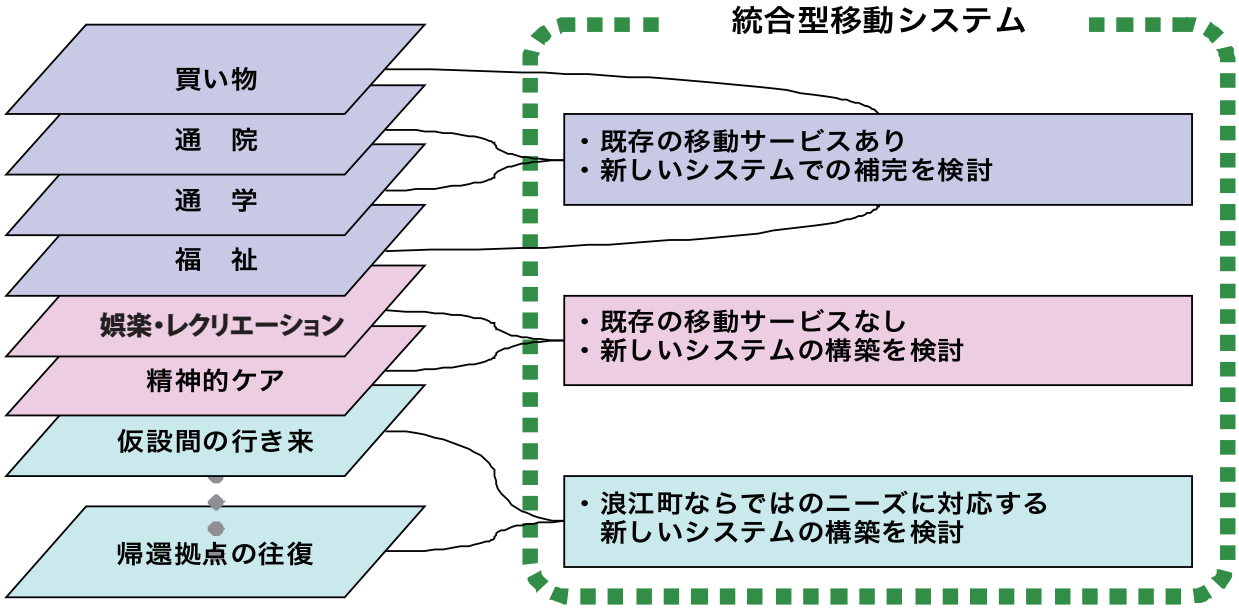

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

新ぐるりんこの三つのサービス内容

買い物や通院といった日常生活における外出、浪江町への一時帰宅といった浪江町民ならではの外出、さらには分散してしまったコミュニティをつなぎ合わせるような活動、これらをサポートしていく三つの移動サービスによって構成される。

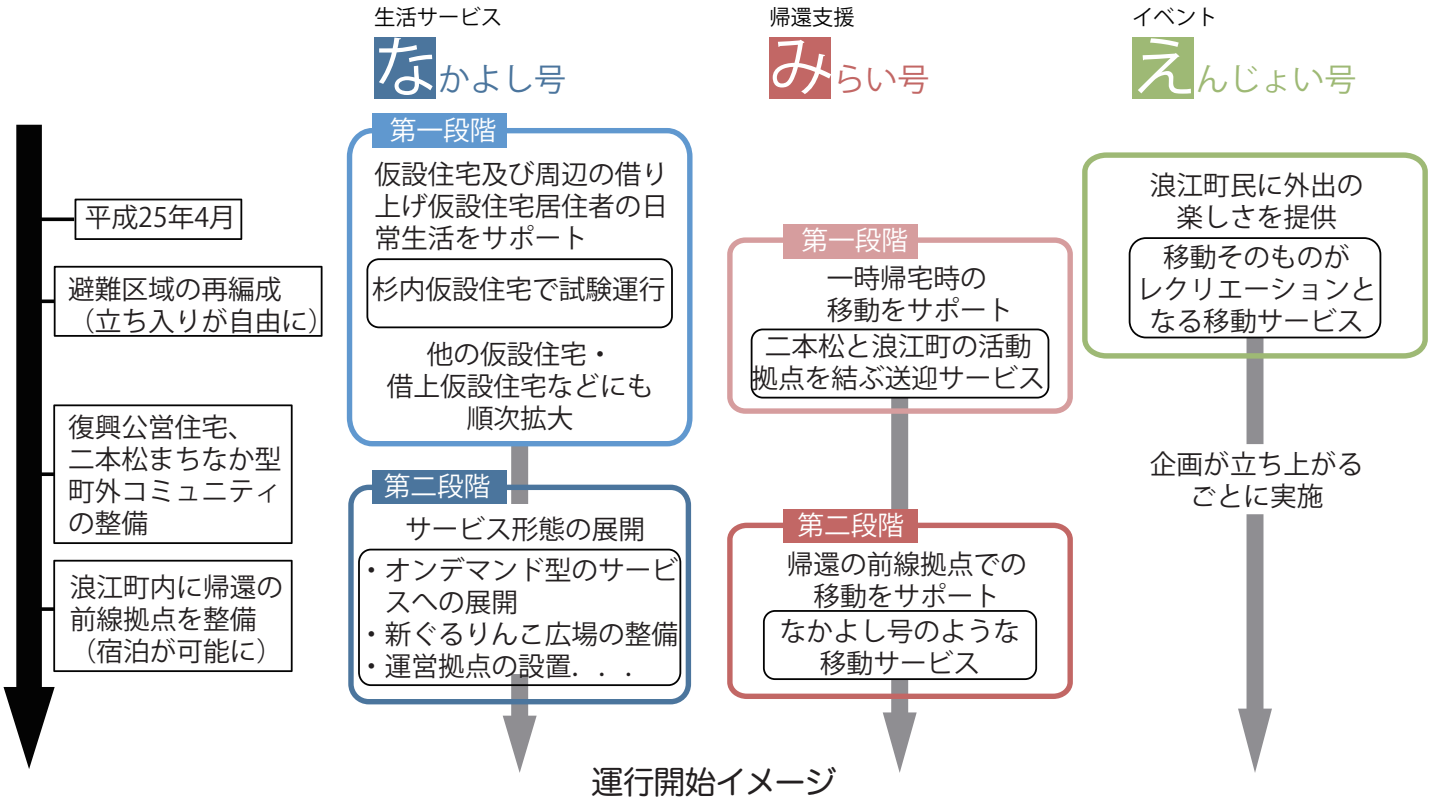

なかよし号

第一段階

「できることから」という意識のもと、個々の仮設住宅を中心に、仮設住宅及び周辺の借上仮設住宅の居住者の買い物や通院などの日常生活での外出をサポートするなかよし号の運行を開始する。

検討項目

・杉内仮設住宅で実際に始まるなかよし号の詳細（2013年4月より実施）
・仮設住宅ごとの特性を踏まえた、移動サービスへのニーズの把握

第二段階

復興公営住宅、まちなか型町外コミュニティ、郊外型町外コミュニティの整備など、生活環境の変化に対応した移動システムが必要となる。

二本松市全体をカバーする、新たなサービス形態のなかよし号が走り始める。

検討項目

・サービスの形態と対象（オンデマンド型のサービス、二本松市民への拡大）
・ぐるりんこ広場の整備
・運営拠点の整備．．．

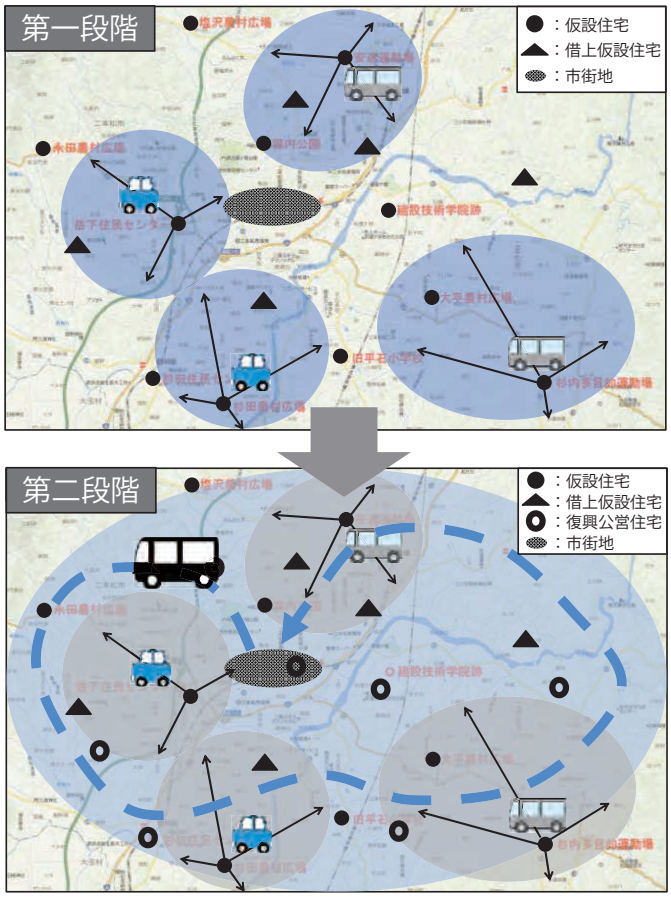

なかよし号の事業拡大イメージ

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

みらい号

第一段階（一時帰宅）

避難先と浪江町の初期の活動拠点を結ぶ。避難先の仮設住宅・借上仮設住宅や駅など主要な施設を回り、一時帰宅を行う浪江町民のための送迎サービスとなる。

第二段階（前線拠点での宿泊が可能に）

浪江町での宿泊が可能となる段階においては、帰還の前線拠点においてもなかよし号のような移動サービスを開始する。

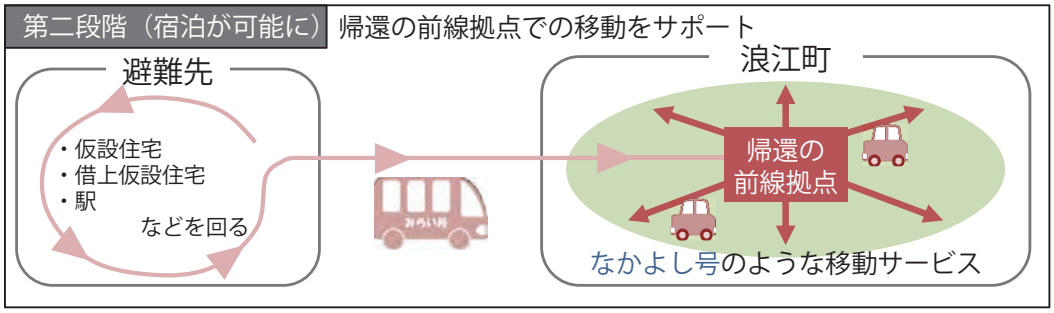

えんじょい号

運行時期：企画が立ち上がるごとに実施

移動自体がレクリエーションとなる移動サービスである。引きこもりがちな人を対象に外出の楽しさを提供するために、移動しながらカラオケやお茶会などを開催する。

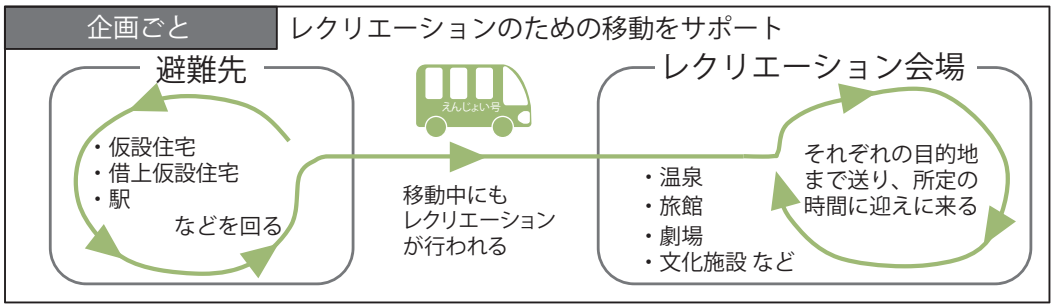

ログハウス型トレーラーハウス
移動しながら車内でお茶会を開催

対面型座席バス
移動しながら車内でカラオケを開催

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

2. 避難先の中心市街地に協働復興街区を建設する「まちなか型町外コミュニティ」

復旧始動期と復興基盤形成期の暮らしの場として、避難先の自治体の中心市街地に、地元の商業者やコミュニティと、浪江町の商業者が協働して、まちなか型の復興公営住宅や商業・サービス機能を立地させて、賑わいのあるコンパクトなまちを形成し、長期にわたる避難生活のコミュニティの拠点とする。さらに、浪江町民の帰還後にも、まちなかの立地の良い公営住宅は需要もあるし様々な利用の転換も可能であり、持続的なまちづくりに繋ぐことができる。

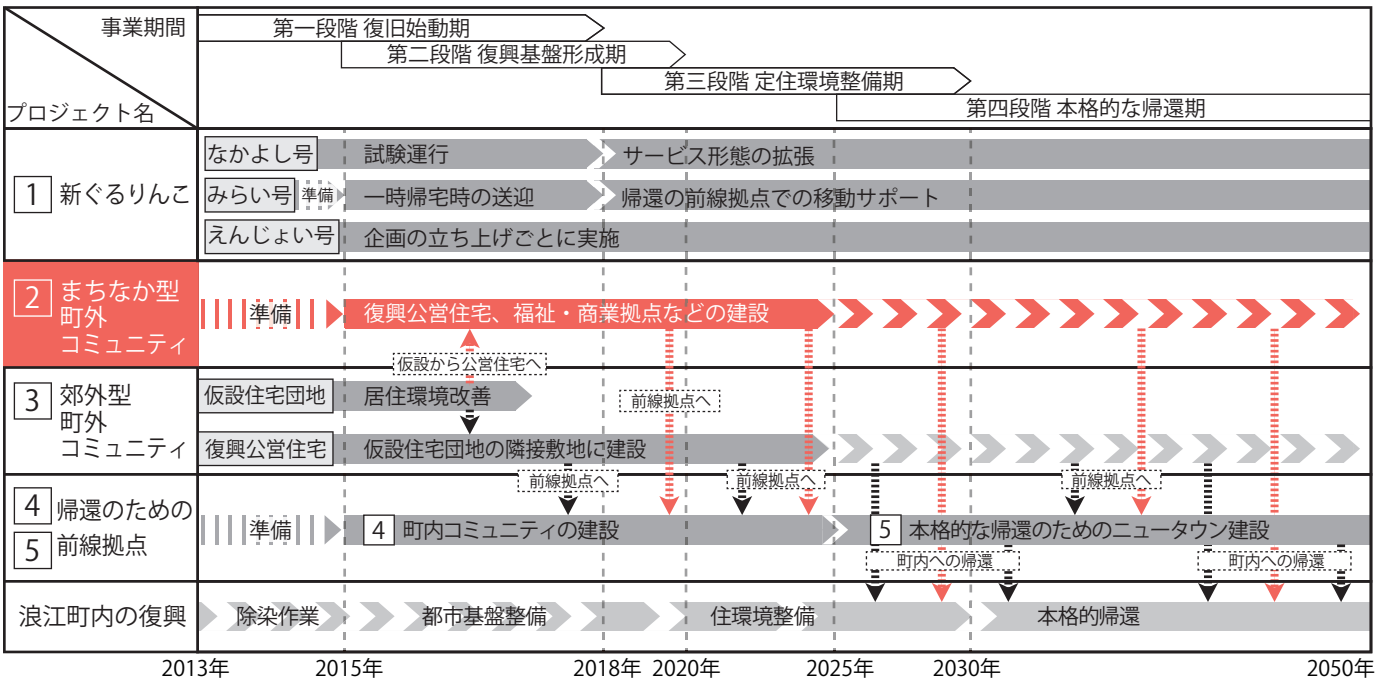

協働復興のプロセス：「まちなか型町外コミュニティ」

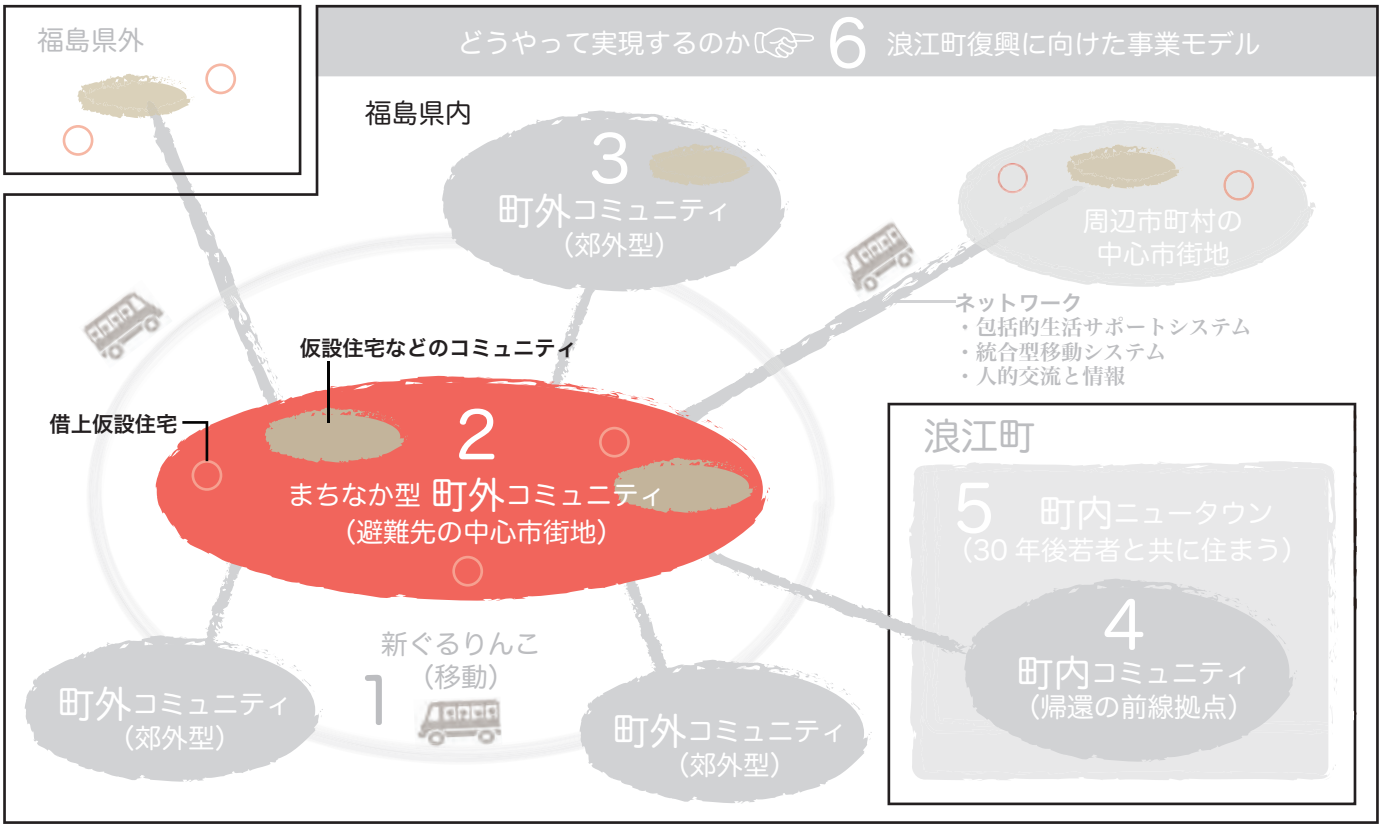

協働復興のための始動プロジェクト：「まちなか型町外コミュニティ」

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

例えば二本松市を想定した場合の協働復興街区・「まちなか型町外コミュニティ」の考え方

約２万人の浪江町民のうち、２６５２人が二本松市内に避難し、二本松の中心市街地にも、多くの浪江町民が、借上住宅で暮らしている。かつての賑わいを失っている中心市街地とはいえ、利便性が高く、高齢者や子供だけではなく歩いて暮らせる、生活しやすい環境がある。仮設住宅の閉鎖を機に、いくつかのまとまった町外コミュニティへの統合が進めば、浪江町の仮町役場のある二本松には、市外や県外から相当数の町民が中心市街地やその周辺に集まってくる可能性がある。ここでは、仮に二本松市内の浪江町民の人口が増加し、中心市街地に新たに４００世帯が移住することを想定した「まちなか型町外コミュニティ」のイメージを描いた。

未利用地や空き店舗が目立つ現在の中心市街地

現在の中心市街地には、右の図のように空き店舗や空き地が多数点在しており、衰退傾向にある。

また、借上仮設住宅は分散的に存在しているため、仮設住宅団地とは異なりコミュニティから孤立しやすい傾向にある。また、こうした状況に対するサポートが少ないという課題がある。

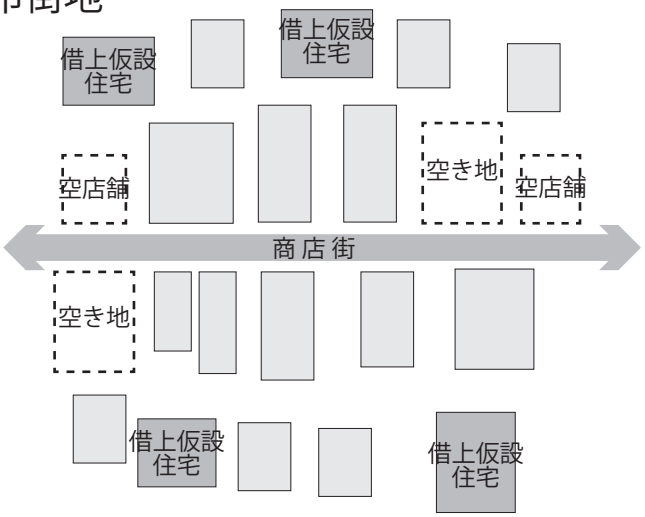

浪江のコミュニティの拠点が立地して、地元と協働して賑わいを取り戻す

ここに仮設住宅から移住できる復興公営住宅を建設する他に、民間で建設した住宅を行政が借り上げ、または買い上げる方法や、コーポラティブハウスとして運営する方法が考えられる。

また、中心市街地を生活支援の拠点とするために、浪江あるいは地元の福祉事業者が、介護施設や高齢者住宅をまちなかに新設し、浪江町民のコミュニティを支える福祉拠点とする。浪江と避難先の地元の商業者や NPO 等がグループをつくり、新たな商業拠点としてのパティオ事業を展開する。このような拠点が、二本松市民と、浪江町民の気軽な交流の場となる。

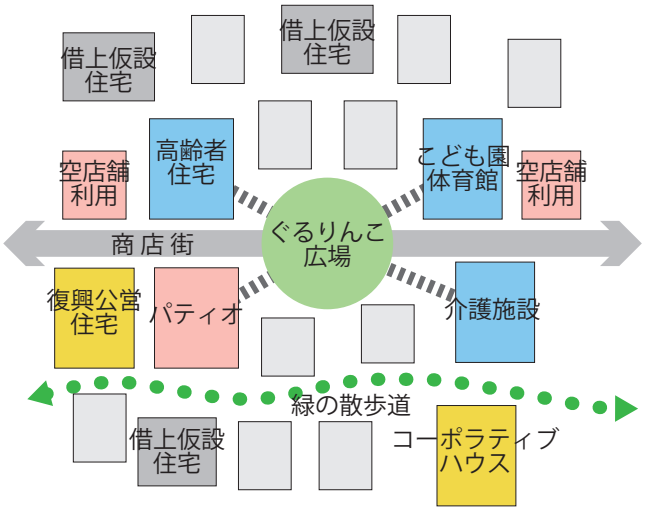

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

避難先のまちなかの復興住宅（復興公営住宅、分譲住宅等）

仮設住宅や復興公営住宅については、避難先自治体と浪江町の協定や連携が必須となるが、これに時間が要する場合は、まちなかでの買い上げ型／借り上げ型の復興公営住宅のプロジェクトを復興交付金を活用しながら、民間主体で実現していくことも考えられる。避難先の事業者と浪江町の主体が連携して検討し、浪江町民の帰還後には、避難先で責任を持って維持管理していくことを前提とした体制を作る必要がある。

→⑤復興公営住宅

事例　こっぽら土沢（岩手県花巻市）

（18戸＋店舗、敷地1000㎡）

商店主や地域住民が集まり、話し合いをしながら共同建て替えをした店舗付のコーポラティブハウス。
商店や訪問看護ステーションといった施設が付属し、様々な人がまちなかで安心して集まって住むことができる。

事業のイメージ

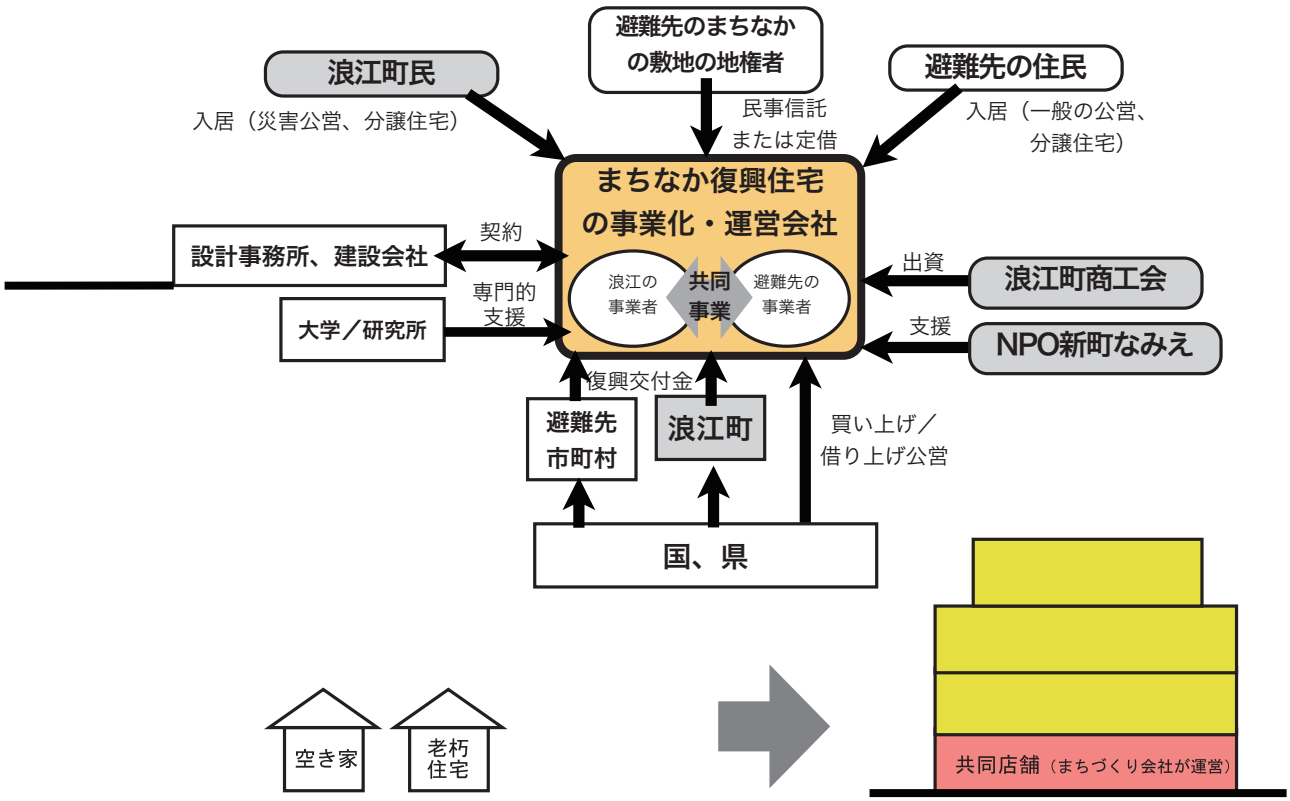

浪江と避難先の事業者が共同で、まちづくり会社を設立し、避難先の空き地等を民事信託によって、土地活用を行う。

複数の敷地を共同化し、共同住宅を建設し、まちづくり会社が管理する。一部の床は買い上げ・借上復興公営住宅として、行政が管理する。

また、１階に共同店舗を併設すれば、まちづくり会社がテナント収入を得ることもできる。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

避難先のまちなかの商業拠点となるパティオ事業

まちなかで商業拠点となるパティオ事業を実施する場合も避難先のまちなかの復興住宅と同様に、浪江町商工会と避難先の商業組織の連携が必須である。連携体制を整えて、関係者の出資のもとで共同事業を行うためのまちづくり会社を設立し、復興交付金を活用しながら、両者にとってのコミュニティの活性化につなげていくことができればよい。

→②パティオを囲んで集う商業拠点

事例　ぱてぃお大門（長野県長野市）

歴史的建物を活かした新築・改修による商業中庭空間の整備。まちづくり会社がトータルプロデュースを行い、整備後も中庭でのイベント企画・運営を行い、観光客の回遊性創出に寄与している。

事業のイメージ

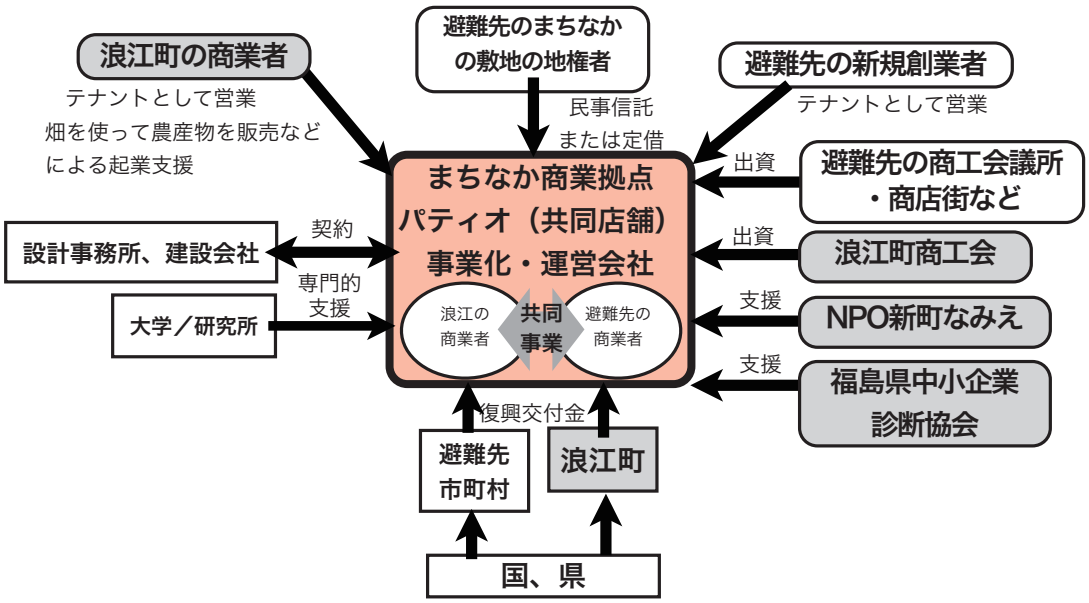

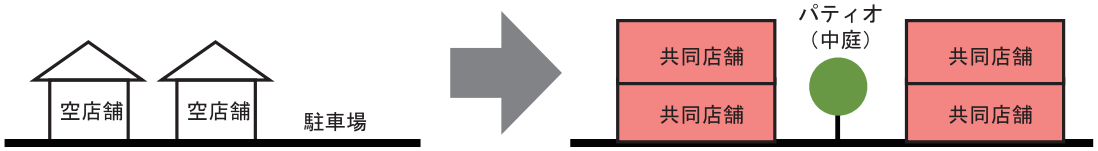

浪江と避難先の商業者や商店街が共同で、まちづくり会社を設立し、避難先の空き地等を民事信託によって、土地活用を行う。

複数の敷地を共同化し、パティオ（中庭）を囲む共同店舗を建設し、まちづくり会社が管理する。テナントには浪江商業者が集まると同時に、避難先の商業者と共同で新規事業が生まれる可能性もある。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

協働復興街区・まちなか型町外コミュニティのイメージ

避難先の中心市街地には、商店街、病院、駅、学校などの公共施設が集まっているため、高齢者や子供には生活しやすい環境がある。ここに閉鎖される仮設住宅の居住者がまとまって移住できる復興公営住宅を確保する。郊外と比べて中心市街地ではまとまった用地の確保は難しい。そこで、地権者の意向をとりまとめて、共同建替えによって共同住宅を建設し、これを行政が借り上げまたは買い上げて復興公営住宅として使用する方法もある。高齢者と環境に配慮した浪江町民のコミュニティを支えるまちなか拠点となり、二本松市民との交流の場ともなる。

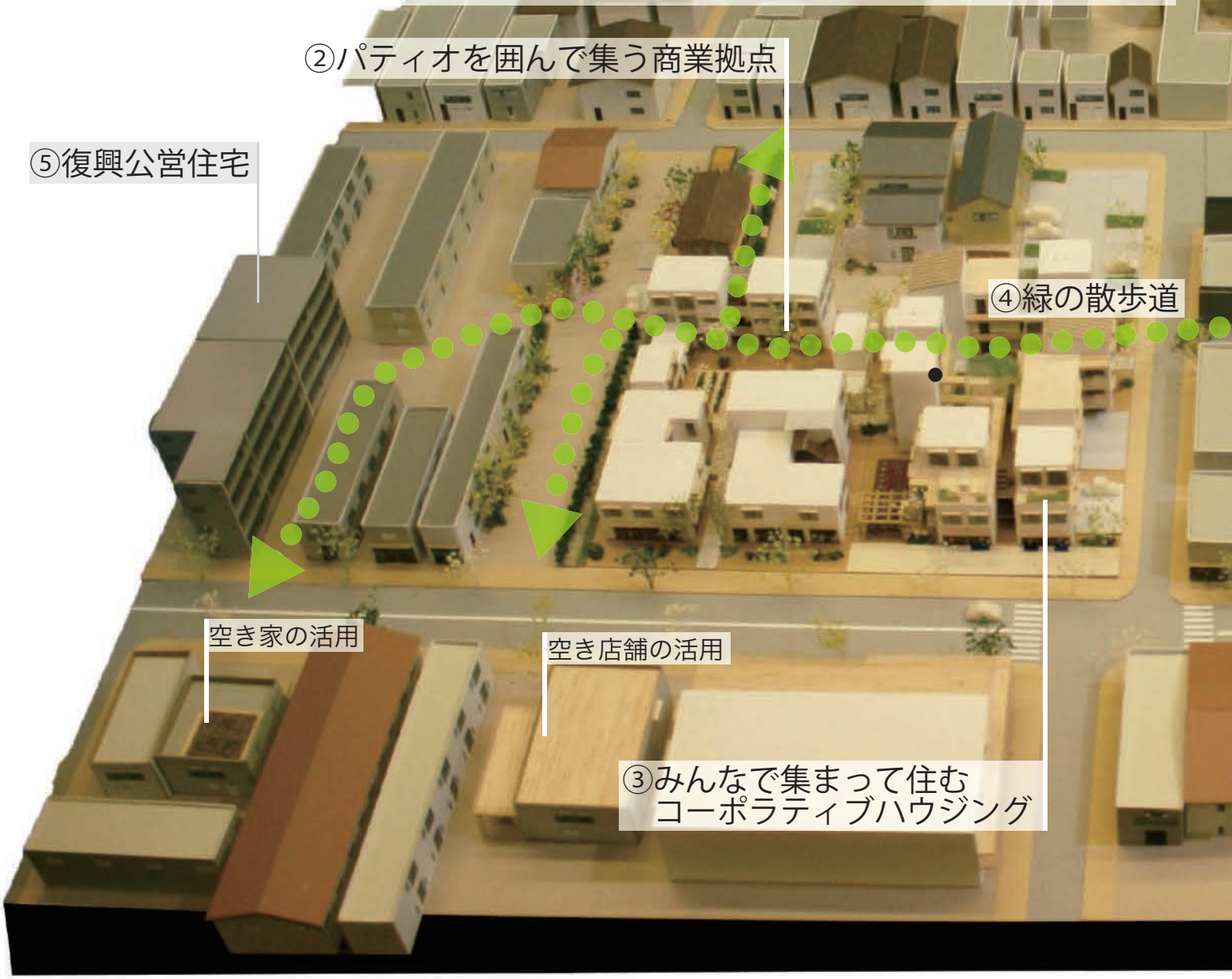

①コミュニティを支える福祉拠点

A.新ぐるりんこ・
統合型移動システムの拠点

浪江町民の移動に加え、交通の結節点とし、賑わいの拠点となる。

B.高齢者複合施設・高齢者住宅

高齢者住宅が併設された介護施設（ショートステイ・デイケア等）の他、在宅介護者への配食サービスなども行う。

C.こども園・体育館

子育て支援施設の他子どもが集まってイベント郷土教育等が行われる場となる。

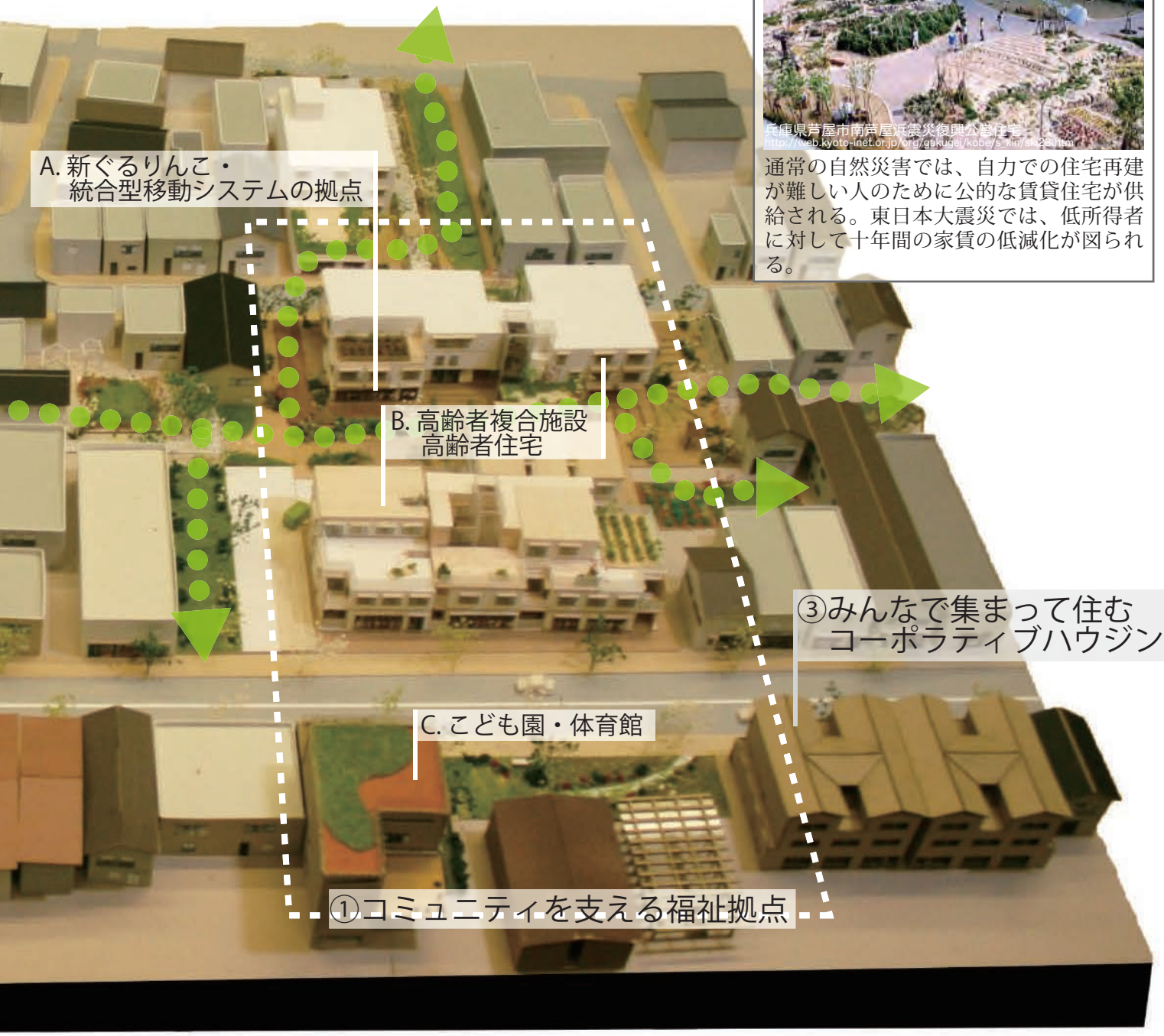

⑤復興公営住宅の建設

通常の自然災害では、自力での住宅再建が難しい人のために公的な賃貸住宅が供給される。東日本大震災では、低所得者に対して十年間の家賃の低減化が図られる。

②パティオを囲んで集う商業拠点

浪江町や避難先の事業者たちが、パティオ（＝中庭）を囲んだ建物に居住しながら商業を営む。

③みんなで集まって住む コーポラティブハウジング

復興公営住宅の他、個人での自宅再建が困難な浪江町民が（避難先の住民を含む場合もある）共同建替えを行い、集まって居住する。

④まちなかを快適に繋ぐ緑の散歩道

パティオやこども広場などが連続することで、緑地が繋がれ、緑の散歩道ができる。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

3. 仮設住宅団地と周辺に形成される「郊外型町外コミュニティ」

二本松市内の仮設住宅団地で生活している浪江町民の半数以上が６０歳以上で、高齢者も多い。仮設住宅団地での生活の長期化によって、様々な問題が生じる可能性がある。住環境の改善と本格住宅の整備は急務とされている。

その一方で、仮設住宅団地の生活によって生まれたコミュニティの継続や、大規模な仮設住宅団地の閉鎖に伴う復興公営住宅建設のための時間を考えると、一部の仮設住宅団地を閉鎖するのと同時に、比較的良好で継続使用の可能な仮設住宅団地の住環境の改善や、隣接する新たな用地に復興公営住宅を建設しながら、２００～４００世帯を単位としたいくつかの「郊外に形成される町外コミュニティ」に統合していく方法がイメージされる。

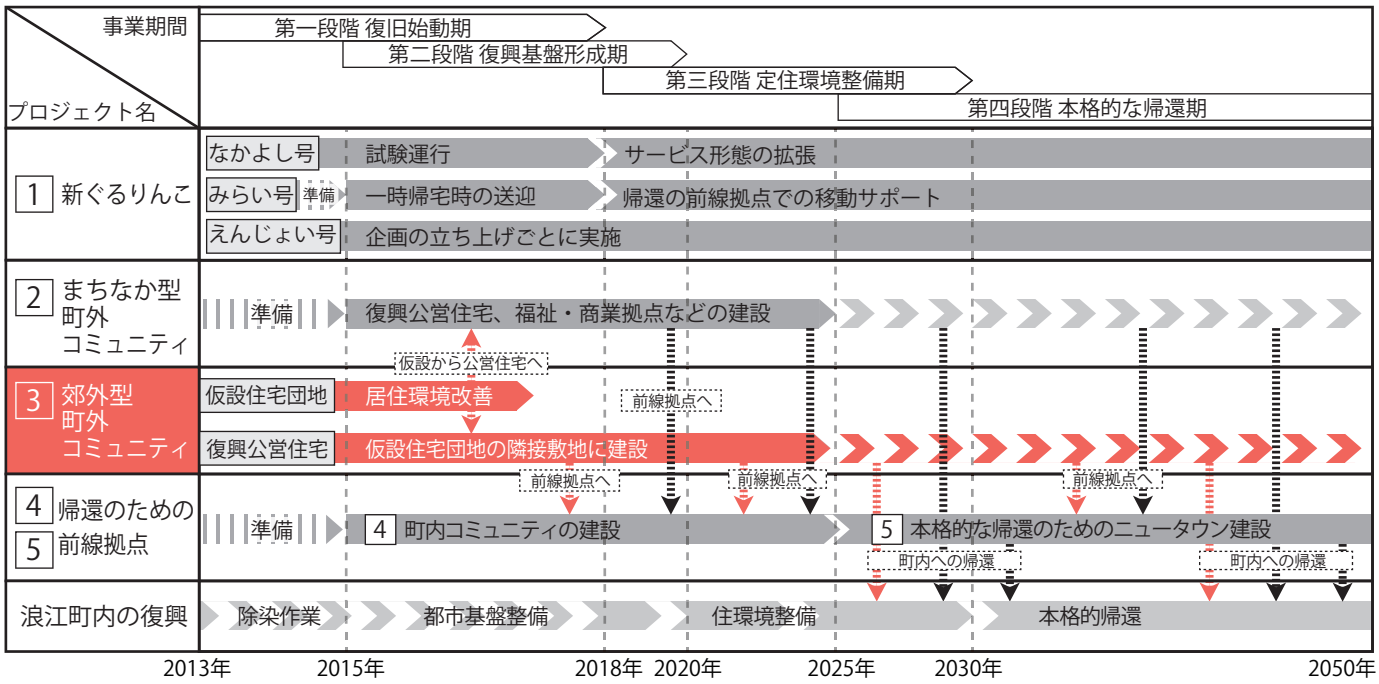

協働復興のプロセス：「郊外型町外コミュニティ」

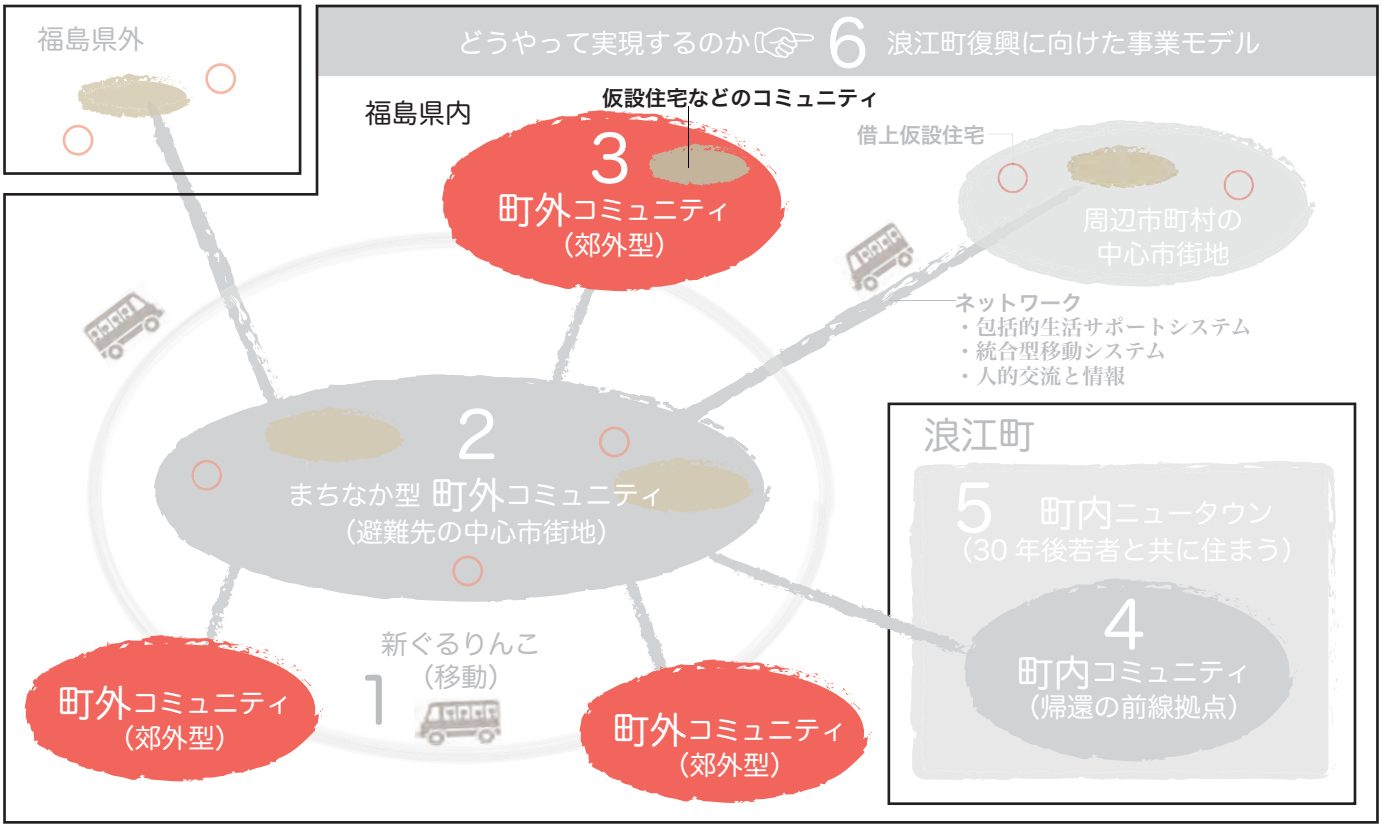

協働復興のための始動プロジェクト：「郊外型町外コミュニティ」

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

仮設住宅団地の環境を改善し、隣接地に復興公営住宅などを建設する。

各地の仮設住宅団地は、数年後、住民が復興公営住宅等に移住し始めると閉鎖される。しかし、用地をそのまま使用できれば、建て替えや、近隣の土地に復興公営住宅を建設し、仮設住宅団地で生まれたコミュニティを活かすことが出来る。隣接用地を確保できれば、仮移転せずに復興公営住宅に入居することも可能になる。大規模な仮設住宅団地を一斉閉鎖し、必要数の復興公営住宅を一度に供給することは難しい。必要戸数を確保できるまで、断熱や遮音、増築等の住環境改善を図り、本設の戸建住宅と同様に安全で快適な生活環境を整える必要がある。

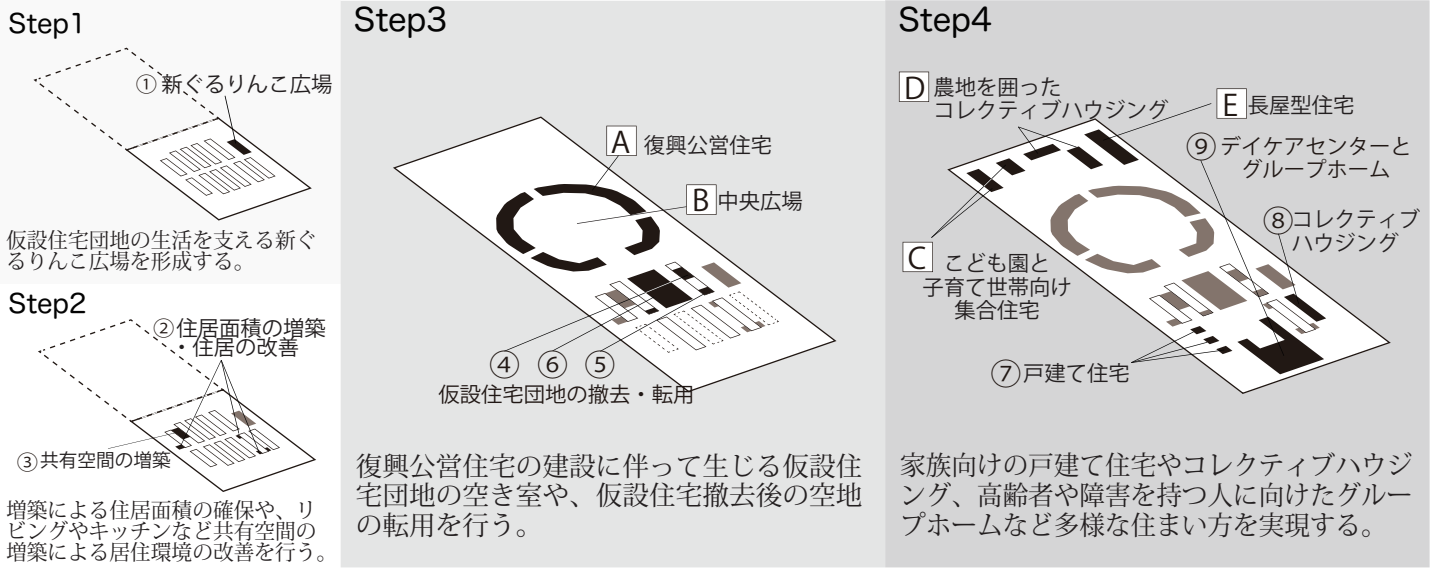

※図中の①～⑨・A～E は次のページに対応

仮設住宅と周辺の町外コミュニティ形成事業

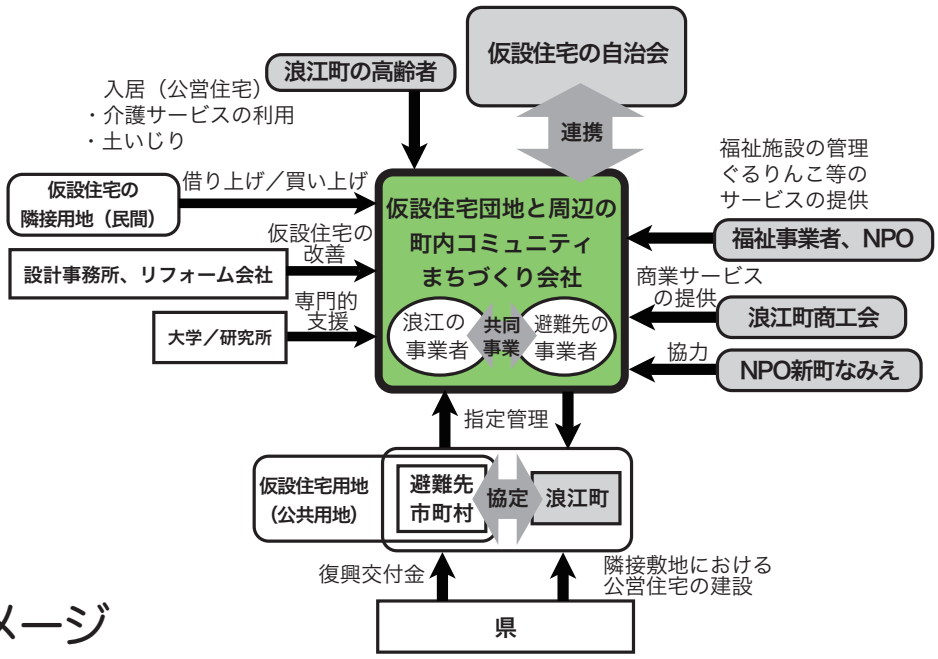

事業のイメージ

仮設住宅団地の改善や、その場所や隣接地での復興公営住宅の建設を行うためには、まず、避難先の自治体と浪江町が協定を締結し、避難先の土地を浪江町の土地として利用することが可能となるような前提をつくる必要がある。ここに、仮設住宅団地の自治会やNPOなどのコミュニティが協力し合って、プロジェクトを進めていくことが考えられる。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

仮設住宅団地と周辺に形成される町外コミュニティのイメージ

復興公営住宅の戸数を確保できるまでの間、どうしても仮設住宅団地に継続して暮らさなければならない時、仮設住宅団地の住環境（断熱や遮音、間取り等）を少しでも改善し、快適に過ごすことができるようにする。また、隣接敷地に余裕がある場合は、集合住宅や戸建て住宅を計画し、コミュニティを保ちながら暮らす。

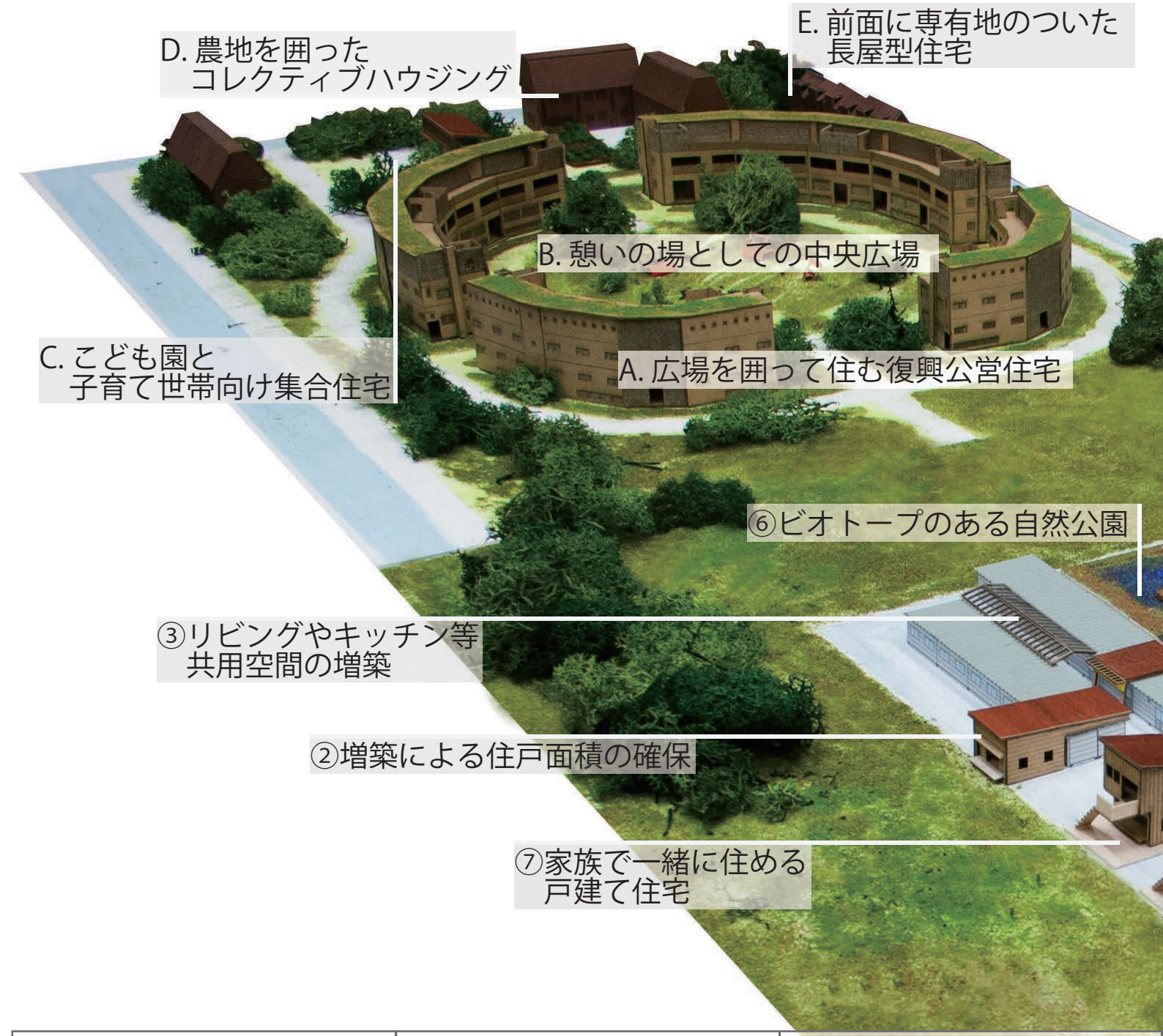

①新ぐるりんこ広場

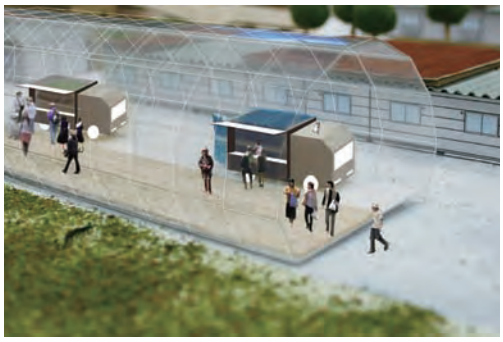

移動販売車や移動図書館等、様々なサービスが集まり、住民の交流の拠点となる。

②増築による住戸面積の確保

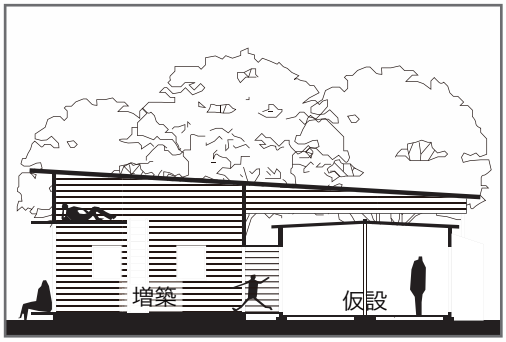

ロフト付きの建て増し（木造）で家族みんなで広々と生活できる。

④⑤⑥仮設住宅団地の撤去・転用

仮設が撤去された空地には公園が、空き室は転用され広場に面して商店などが作られる。

C こども園と子育て世帯向け集合住宅

緑豊かな自然に囲まれた芝生の広場で子供達が毎日思いっきり遊べる。

D 農地を囲い、みんなで一緒に住まうコレクティブハウジング

庭先に椅子や机を出し、畑で採れたハーブで出したお茶を飲みながらみんなでくつろぐ。

⑨デイケアセンターとグループホーム

高齢者や障害を持つ人も共同菜園で土に親しみながら元気に安心して暮らせる。

©2013 なみえ復興塾、まちづくりNPO新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

4. 浪江町への帰還の起点となる沿岸部の高台に形成する前線拠点としての「町内コミュニティ」

浪江町内の空間線量の低いエリアでは、将来的には一時帰還が許可されることになるが、線量の低い浜側の津波による被害状況を考えると、すぐに元の自宅に戻って生活できるエリアは多くはないだろう。そのため、町内の比較的線量の低いエリアの高台で、自宅への帰還の準備を行う為の仮の生活の場、すなわち、浪江町への帰還の起点となる「町内コミュニティ」を建設する。

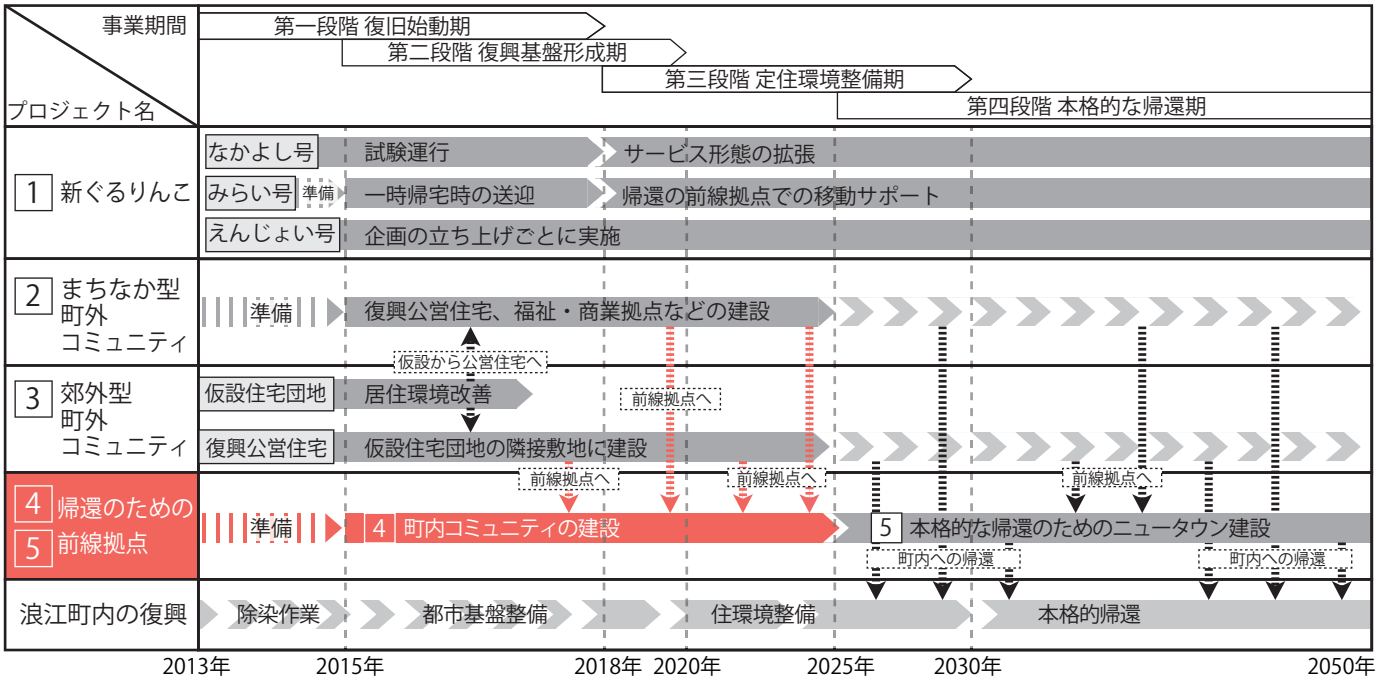

協働復興のプロセス：「町内コミュニティ」

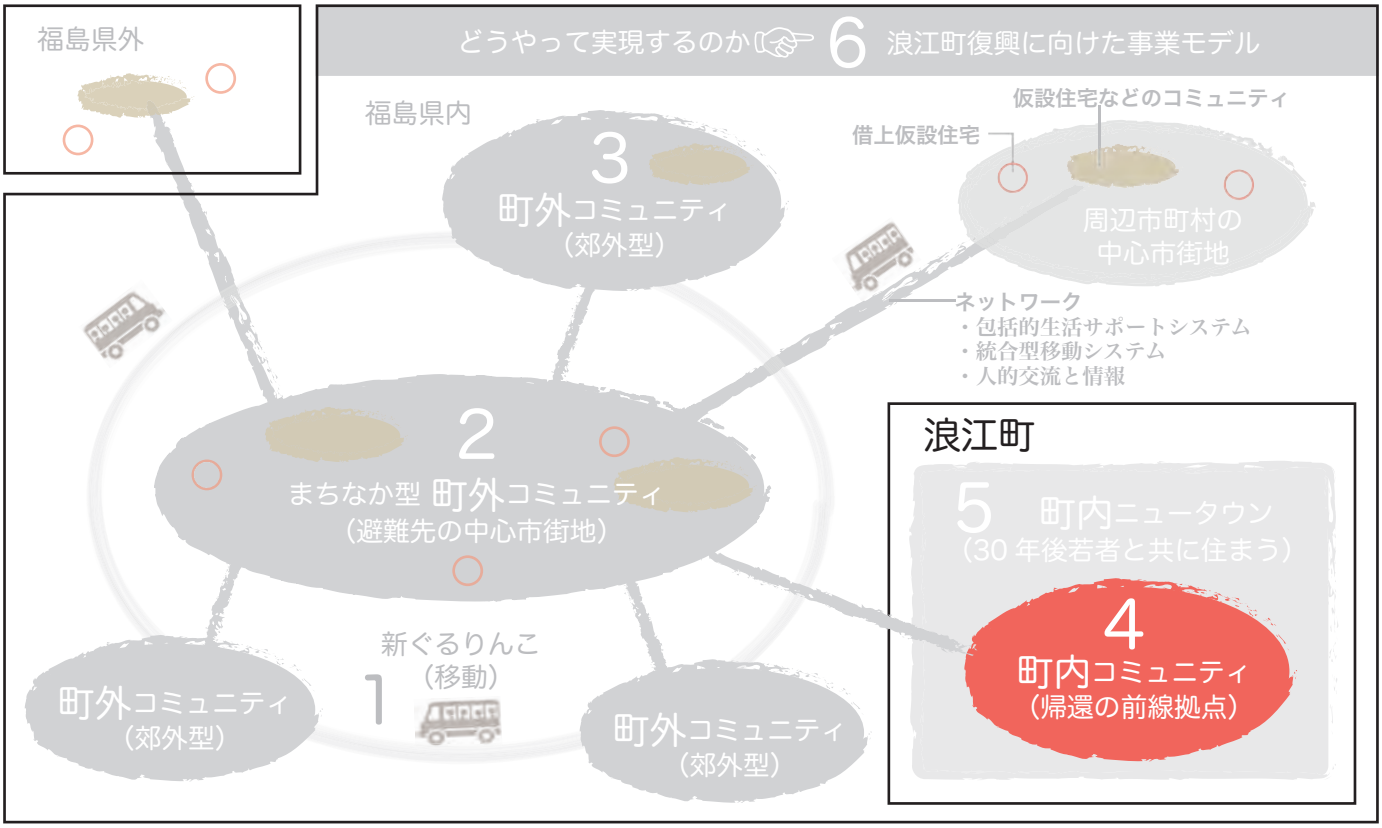

協働復興のための始動プロジェクト：「町内コミュニティ」

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

帰還のための前線拠点とは

一時帰還の許可により、自宅や店舗の手入れ、先祖の墓参り、農地の手入れや環境の維持を行うための拠点が必要となる。それと同時に、ふるさとで１日を過ごす為の日帰り用のレクリエーション機能と滞在施設が求められるし、数日間の滞在が可能になった後には宿泊施設も必要となる[注1)]。さらに、上下水道や電気等のインフラ整備も進み、居住が可能になり、滞在が長くなるにしたがって町内コミュニティとしての環境を整えていくことになる。

初期段階にはぐるりんこ広場を中心に施設を整える

帰還準備のための町民の日帰り利用とともに、初期は元気な高齢者が短期滞在で利用することが予想され、高齢者に配慮した短期滞在施設と短期滞在者の移動・生活を支える「新ぐるりんこ」の広場が形成される。同時に、今後の福祉施設でサービスを提供する、介護・医療関係者と連携したサポート体制の整備が進む。

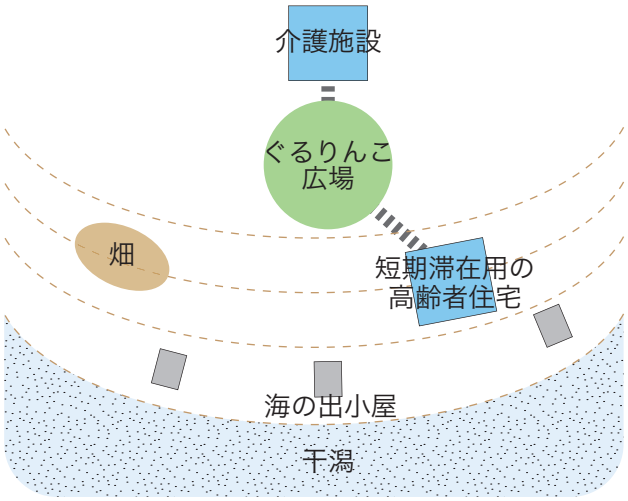

帰還の初期段階

本格帰還につながる多様な住宅や施設の整備

地元の福祉事業者が、高齢者へのケアに対応した多機能介護施設にグループホームやサービス付き高齢者住宅が併設された福祉拠点を整備すれば、ショートステイを含めた多様な暫定居住も可能になる[注1)]。これによって、高齢者も安心して暮らせる環境が整えられると同時に、元気な高齢者等の働く場を生み出すことにつながる。また、商業については、移動販売等によって定期的に買い物ができる仕組みが整えられれば、町内コミュニティの生活の支えになる。

注１）現在の避難指示解除準備区域では宿泊は許可されないが、安全性が確保されれば、高齢者を中心に、このような要求は大きくなり、対応が求められる。

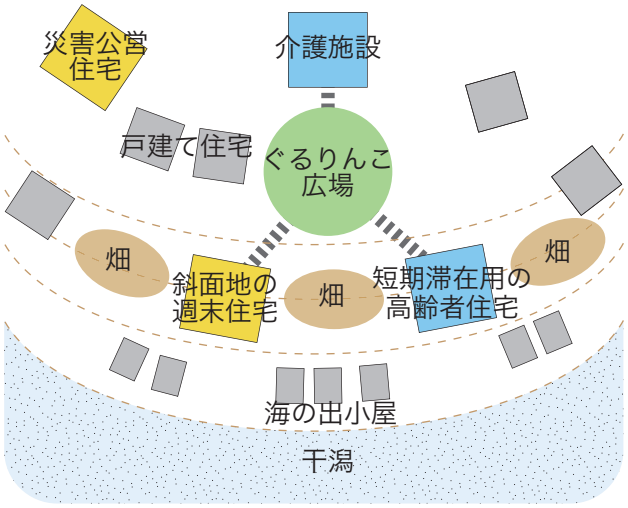

施設の拡充

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江町内の帰還拠点における福祉事業

放射線量の比較的低いエリアに、一時帰還のための福祉施設を整備する場合、浪江町の福祉 NPO や福祉事業者などが単独で事業を進めていくのではリスクが大きい。関係事業者が連携し、NPO や浪江町と連携して、復興交付金や出資金を活用しながら、町民のニーズに応えてモデルの実現を図っていく。

→②安心して暮らすための福祉拠点

事例　ゆいま～る那須（栃木県那須町）

高齢の単身者や夫婦だけでも安心かつ快適に住みやすいように、高齢者にふさわしいハードと、見守りなどのサービスが一体となって提供される、高齢者のために考慮された、サービス付き高齢者住宅。

事業のイメージ

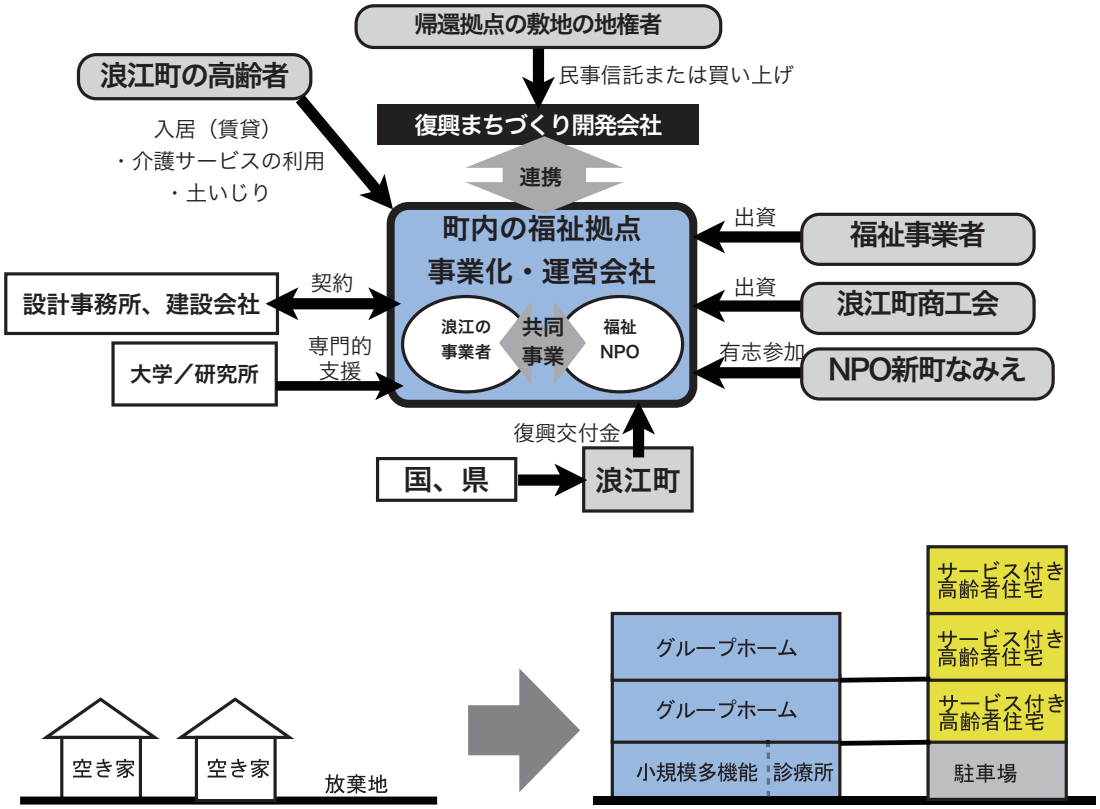

浪江町内の比較的放射線量の低い帰還拠点となりうる土地を民事信託によって、復興まちづくり開発会社が土地活用を行う。その際に、浪江の福祉 NPO 中心となって浪江の事業者と共同で設立したまちづくり会社が福祉事業を担う。

ぐるりんこの拠点を囲んで、交流施設や食堂、高齢者住宅などを整備し、いずれは定住のために必要な介護施設などの福祉サービスを提供できるコミュニティを形成する。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

事例:サービス付き高齢者住宅「ゆいま～る那須」

約 70 世帯の集合住宅で自立型 40 世帯程度、介護型 30 世帯程度の住宅。中庭を囲む 5 つのユニットからなり木造 1,2 階建てとなっている。各住棟ユニットに共用室（食堂、音楽室、図書室など）を整備しており、コミュニティを育む共用施設となっている。

■医療・介護

●あい・デイサービスセンター那須

「あい・デイサービスセンター那須」では定員 15 名の介護サポートが受けられる。「ゆいま～る那須」の居室同様、八溝杉の無垢材を使用。暮らし慣れた敷地内で介護・介護予防のサービスを地用できることは暮らしの負担が少なく安心である。

■暮らし

●コミュニティキッチン「ゆいま～る食堂」

食堂棟にて地元の素材をできるだけ使った食事を提供する。あたたかい食卓をイメージした団らん空間となっている。

●コミュニティを育む共用棟

図書室や、音楽を楽しんだり談話したりと、余暇の楽しみや学び、地域の方々も含めた交流の場となっている。

音楽室

●移動販売

パン・生みたて卵・野菜・豆腐・ヨーグルト・など、地元の新鮮な食材などが届く。

●送迎車「ゆいま～る号」

通院や買い物やちょっとした用足しにも便利な送迎車である。1 日 4 回、週 5 日送迎を行っている。

●ショップ「ま～る」

入居者による手作り品や地元の生産者による味噌、醤油、織物製品などの販売を行っている。

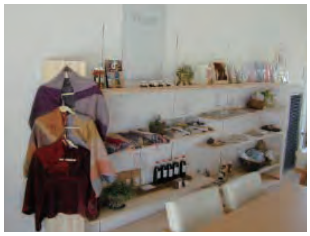

●文化活動

音楽室・図書室・自由室といった共用スペースで書道、体操、ピアノ教室、コンサート、映画会、講演会、縫い物、ガーデニング、料理教室など多彩な文化活動が広がっている。

（株）コミュニティネットHPより　http://c-net.jp/nasuinfo

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

本格帰還の準備のための町内コミュニティ

放射線量も低く、津波被害も免れた幾世橋小学校から北棚塩周辺にかけての高台を例に、それぞれの自宅に帰還するための起点となり、またふるさとの帰還を願う高齢者の希望を実現する町内コミュニティのイメージを検討した。

①ふるさとの自然に親しむ場所

日帰りや一時帰宅で訪れた人が干潟のある自然公園で出小屋などを利用して散歩やサイクリングを楽しむ。

②安心して暮らすための福祉拠点

グループホーム、介護施設、食堂などが一体となった福祉拠点が整備されることで、高齢者も安心して暮らせる。

③元気な高齢者のための住宅

段々畑のあるサービス付き高齢者住宅で、土に親しみながら仲間と一緒に暮らせる。

④新ぐるりんこ・統合型移動システムの拠点と円形広場

移動販売車や移動図書館など多様な移動サービスが集まる。円形広場は住民の交流の場となる。

⑤多様な生活ができる斜面地の週末住宅

一時帰宅のための週末住宅を斜面地に建設。アトリエで作業したり、見晴らしの良いデッキで風景を楽しみながら生活できる。

⑥将来的に定住できる戸建て住宅と集合住宅

３戸で１つの庭を囲む定住用戸建て住宅や、ある程度の規模の集合住宅などの復興公営住宅が高台や斜面地に整備される。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

5. 30年後、若者と共に住まう町内ニュータウン

30年後、若者でも戻りたいと望む浪江町の姿とはどのようなものだろうか。沿岸部で空間線量が低く、津波被害の恐れの無い浪江町と南相馬市小高区の間にある広大な台地全体に、1～3万人規模の大きな「仮の町」を描いてみた。

ふるさと浪江に帰還することを強く望む多くの浪江町民のみならず、町の大部分を帰宅困難区域として指定されている双葉町・大熊町の人々が、よりふるさとに近い場所で共に暮らすことも可能になる。将来的に若者と共に住むことで、次の世代に、浪江町の伝統と文化を受け継いでいくことができるだろう。

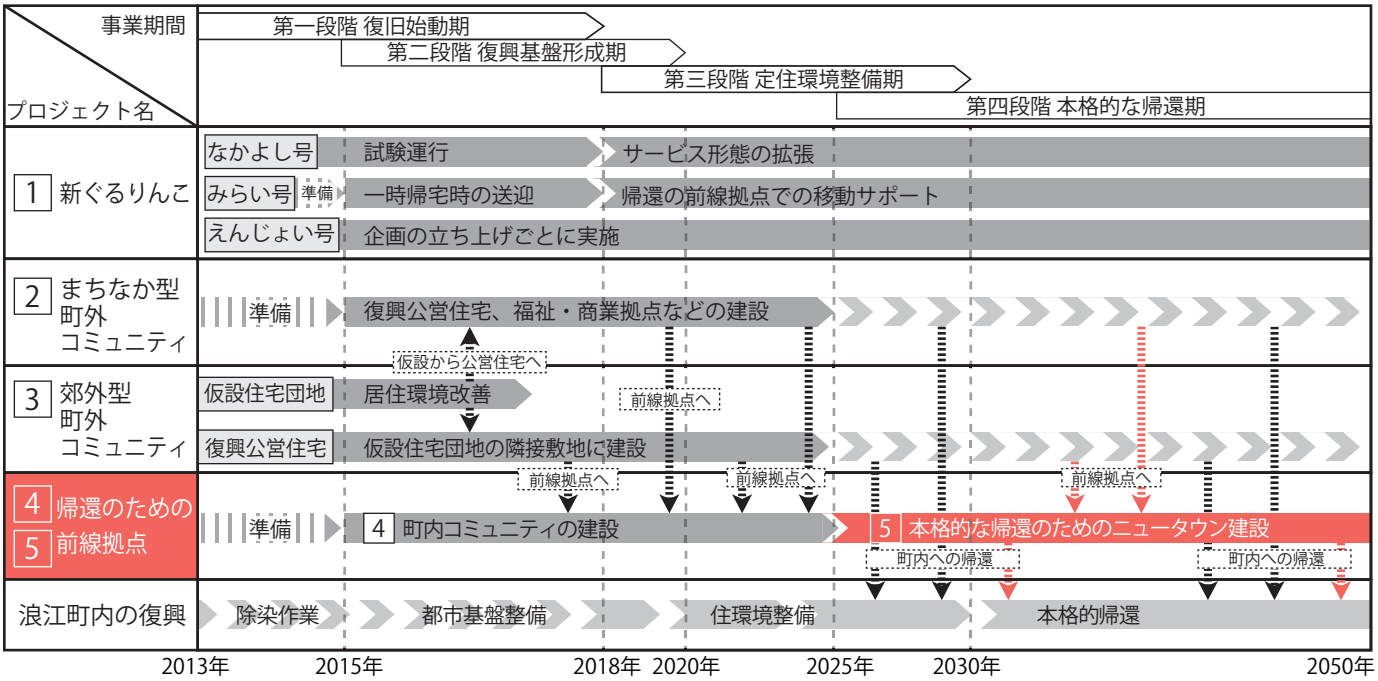

協働復興のプロセス：「町内ニュータウン」

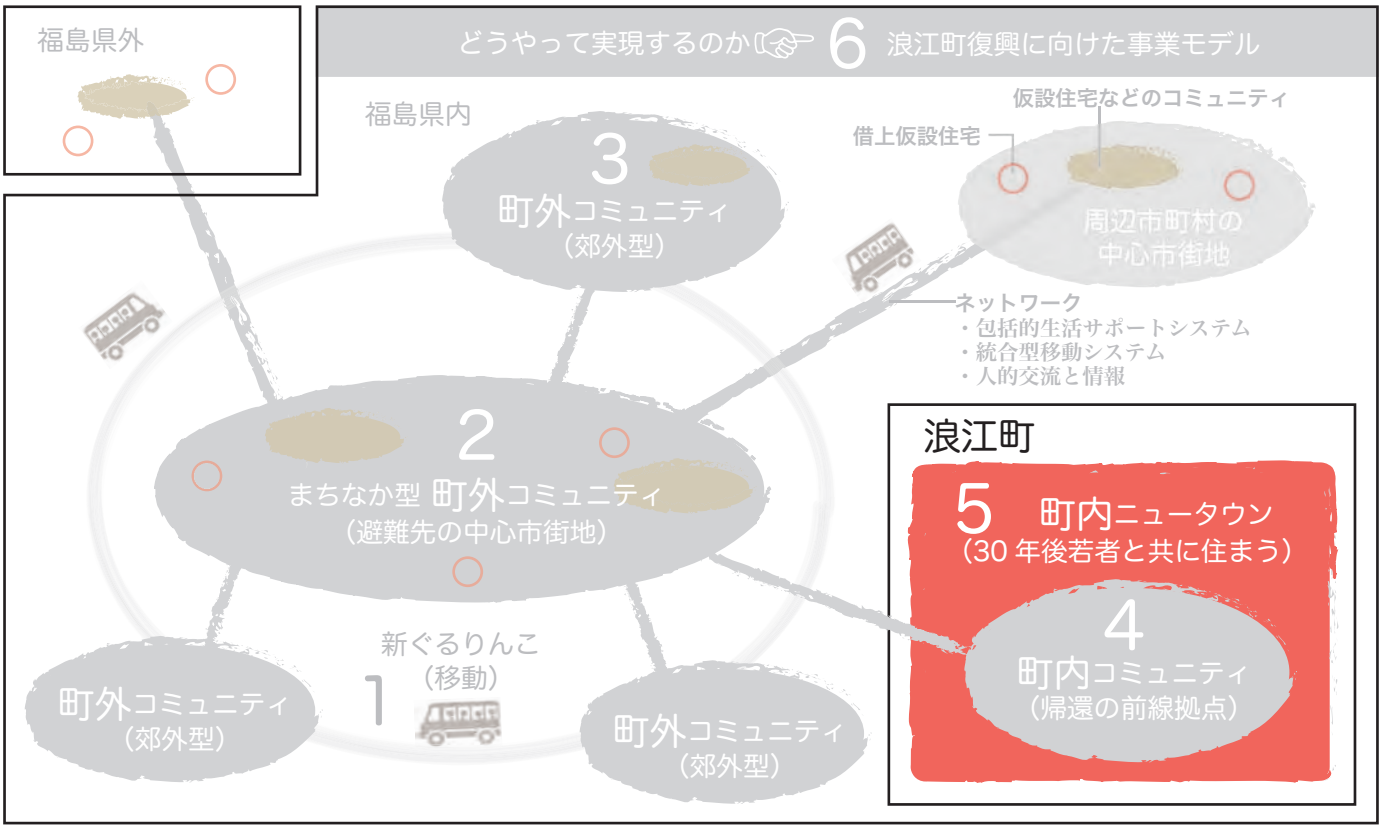

協働復興のための始動プロジェクト：「町内ニュータウン」

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

町内ニュータウン提案への流れ　　2013年2月9日のなみえ復興塾の議論

浪江町と南相馬市小高区の間にまたがる広大な台地上を対象地とする。まず、都市の３つのパターン（放射状、線状、環状）を示し、それぞれの特徴を紹介した。

その上で、浪江町の方々に自由な発想で、30 年後の夢の町を描いてもらった。次ページに示したものは、ここで町民の方から出た 30 年後のイメージを図に示したものである。

■町内ニュータウンの配置図

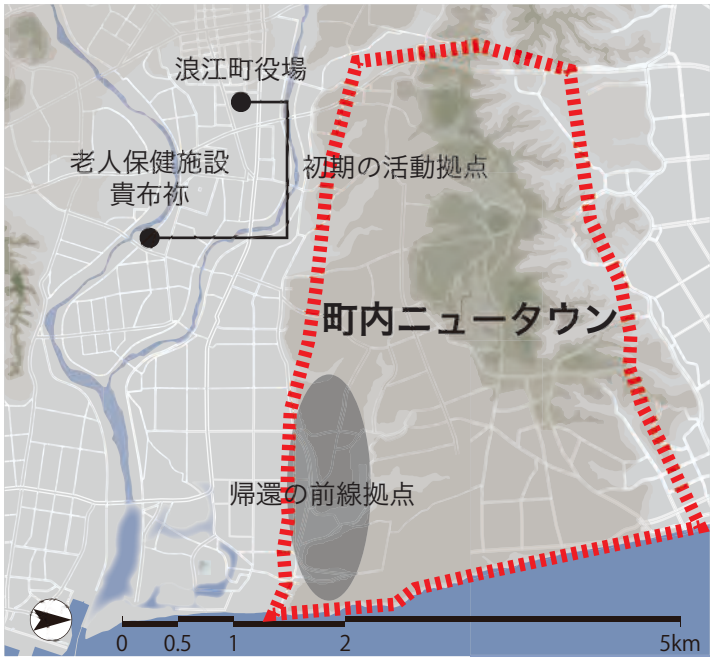

■ワークショップの様子

対象地の地形模型上に、様々な絵を配置していき、新たな都市のイメージについて話し合った。

■ワークショップで示した都市の3つのパターン

放射状パターン

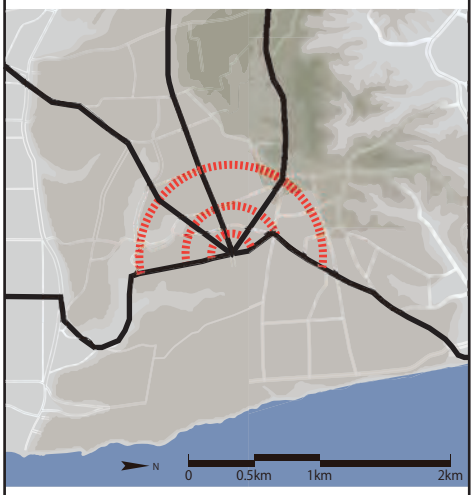

人口規模約 10,000 人を想定する。中心部には高度な機能を備えており、都会的で快適な生活が可能となる。賑わいがあり活力のあるまちが形成される。

線状パターン

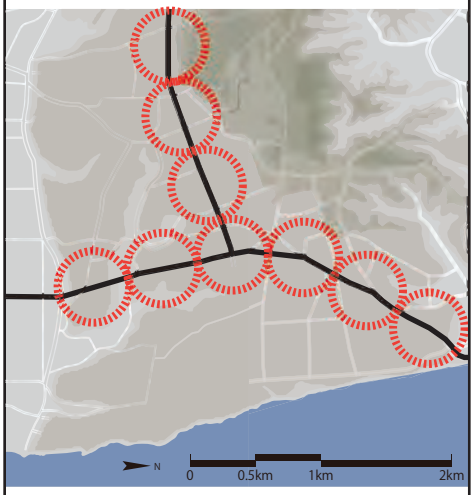

人口規模約 6,000 人を想定する。延伸させた浜街道、255 号線を二つの都市軸としており、周辺都市との繋がりが強く、避難路としても有効である。軸沿いに機能的に町が形成される。

環状線パターン

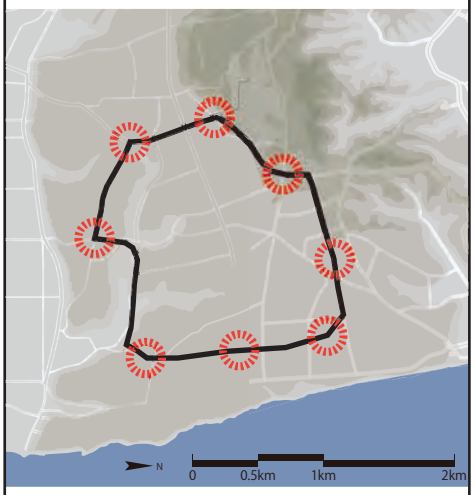

人口規模約 2,000 人を想定する。中央の広大な田畑を囲むように環状線が計画され、自然に囲まれた小さな集落が点在的に形成される。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

案1. 幾世橋小学校に隣接した南斜面の高台に作る放射状都市

幾世橋小学校の敷地を活用しつつ、山林の除染を兼ねて隣接した南斜面の高台一体に人口規模約 2000 人～3000 人を想定した放射状都市を開発する。

小学校の再生

パティオ計画

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

案2．段丘上の森林を一体開発した世界に誇れるシニアタウン

地権者の少ない段丘上の森林を利用して、津波で家を失った請戸・棚塩地区の住民及び大熊・双葉、津島などの帰宅困難地区の住民を含めた 2～3 万人の都市を形成する。

0. 現況

1. 避難道路の整備

2. 遺跡、農地を保全 段丘上の山林に町を形成

3. 周辺地区を含め、魅力的な町を形成

※ワークショップで話し合われた内容です。

沿岸部一帯を世界遺産に

世界に誇れるシニアタウン

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

6. 浪江町復興に向けた事業モデルと担い手組織、連携関係の構築の提案

これまでワークショップ等を通じて検討してきた構想やプロジェクトのアイデアを、次年度から実現していくために個々の復興プロジェクト毎の事業主体がまちづくり会社などを設立し、事業計画を立てるのと同時に、その事業を推進するための資金提供の仕組みをつくっていく必要がある。

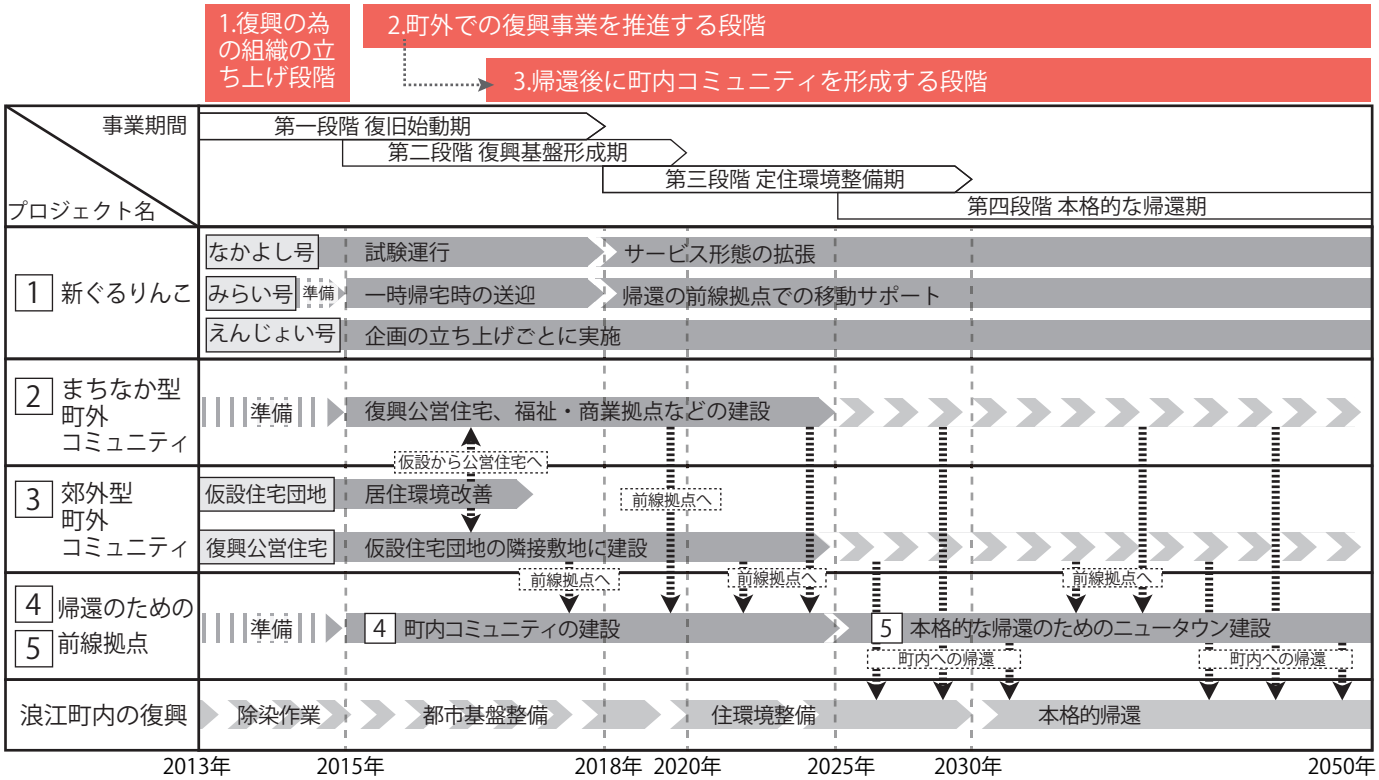

1. 復興の為の組織の立ち上げ段階

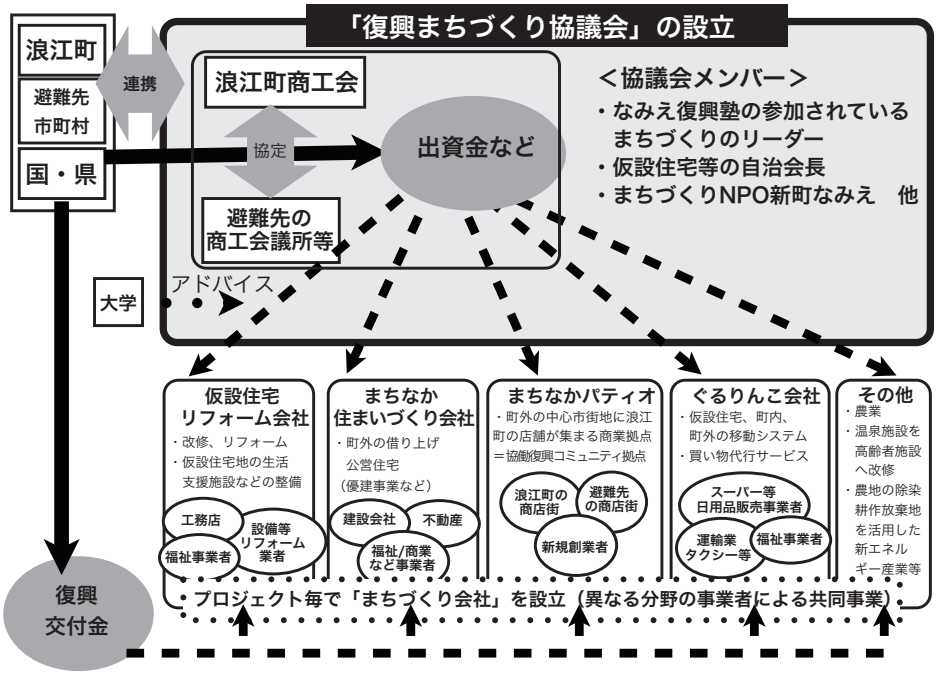

復興交付金は個々のまちづくり会社に補助金として交付されることになる。それに加えて、出資金等によって、プロジェクトの立ち上げ支援やそれぞれの役割についての調整を図る必要がある。上図のような「復興まちづくり協議会」を設立し、浪江町商工会と避難先の商工団体や協議会等と協定を結び、集めた出資金を個々のプロジェクトに配分し、必要なプロジェクトにきちんと資金が行き届くようにコントロールする。また、様々な事業の立ち上がり段階で重要となる情報共有と事業間調整を協議会が行う。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

2.
町外での復興事業を推進する段階

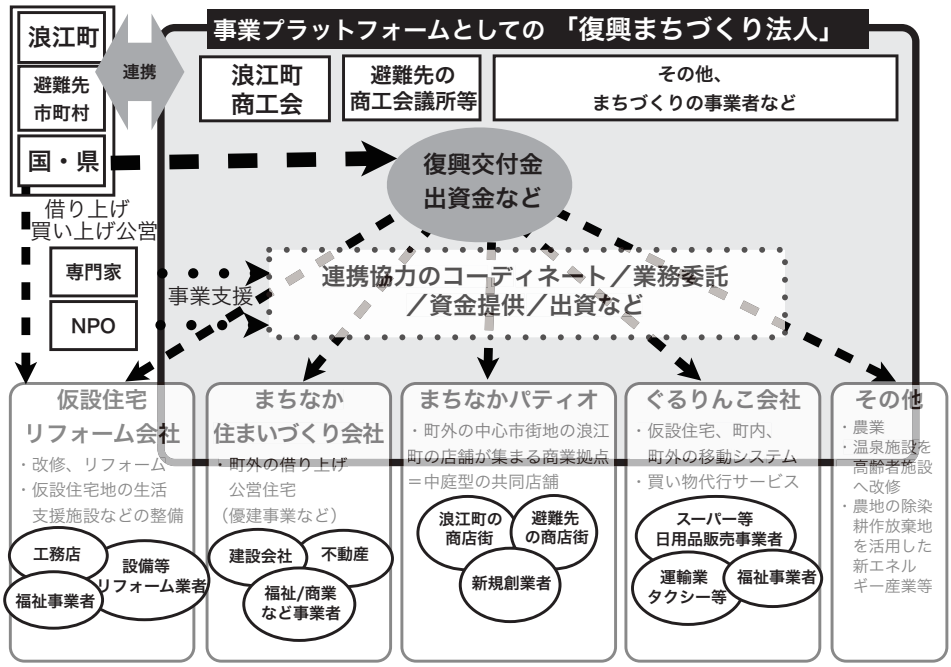

様々なプロジェクトのまちづくり会社が立ち上がった後、その後の持続的な安定経営が課題となる。原発被災地では、復興交付金がいつまで続くかが不明確な状況の中、上図のような形で事業プラットフォームが組成し、浪江町、浪江町商工会、まちづくり NPO 等の支援を受けながら、運営サポートがなされることが望ましい。

3.
帰還後に町内コミュニティを形成する段階

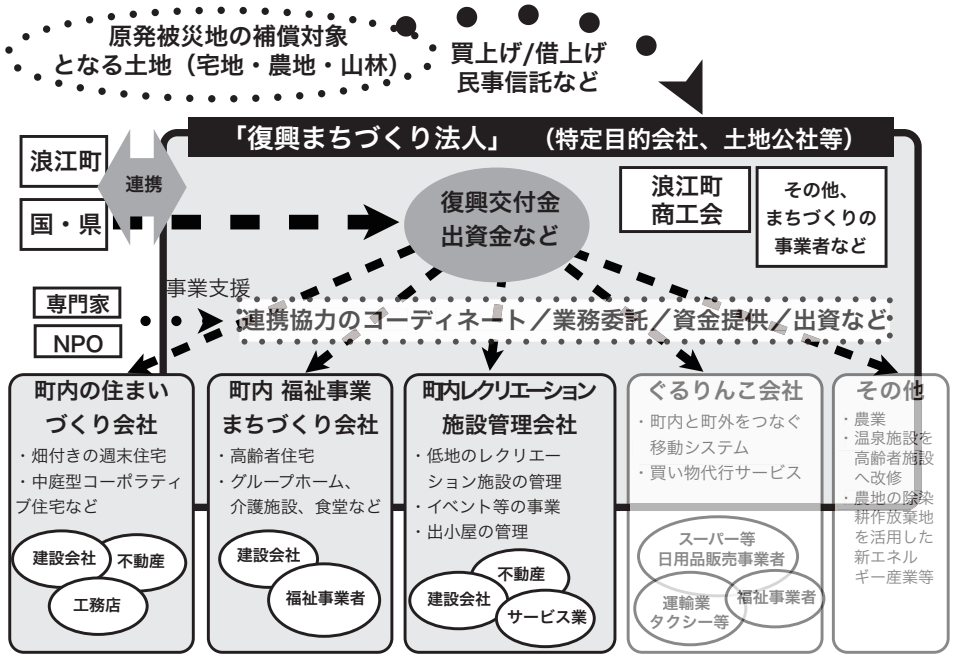

数年後に浪江町に町民が帰還する場となる町内コミュニティを形成していく際には、上図のような形が考えられる。原発被災地の補償対象となる土地の買い上げや民事信託による土地活用を進めていく主体としての「復興まちづくり法人（公社等）」を設立し、各事業主体の連携協力のコーディネート／業務委託／資金提供／出資などを行い、新しい浪江町のコミュニティづくりを推進する。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江宣言

13・03

3. 浪江町一協働復興まちづくりのための１０提言

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

昨年 8 月に発表した 24 のプロジェクトを含め、協働復興まちづくりを実現するためには、現在の法制度や支援の仕組みなどでは、全く不十分です。2 万人を超える浪江民が、住む場所と生活の基盤を奪われ、役場や公共機関と共に故郷の外に長期にわたり避難するという事態は全く想定されてもいないし、現在でもまだきちんとその意味が認識されていないのが現実です。2012 年 8 月に続き、本報告書で示しているような、生活と浪江町民が故郷を再建するために最低限必要と考えるビジョンやプロジェクトを実現するために、国や県、そして浪江町が法制度、条例や支援の仕組みを整えることが肝要です。それらを取りまとめた 10 項目をここでは暫定的な案として提言いたします。関係機関にはこれを参考に早急な実施に向けて検討をお願いいたします。

提言１　避難先自治体に避難者が安定して暮らすことのできる「町外コミュニティ」を実現するために、多様な復興公営住宅建設を可能にする支援制度、特例処置を求めます。

被災自治体が中通り地域などに復興公営住宅を整備するのは県営住宅として供給されることが現状で進められています。これに加え、より地域の実情に適合したきめの細かい復興住宅の建設のためには、被災自治体自らが避難先で復興公営住宅を建設することが求められています。(あるいは、将来の住宅の移管も含めて、避難先自治体と協働での建設もあり得ます。) しかし、建設時の 8 分の 1 負担や、帰還後の長期的な維持管理に関する課題も多くあります。これに対処するため、まちづくり会社や地元建設業、都市再生機構の参画などで事業代行することなど、推進・誘導する支援制度を設けることが必要です。

長期にわたる広域避難は多様な生活スタイル、広い意味での家族の在り方、暮らし方の多様性が求められます。もともと、豊かな生活を享受していた沿岸部の避難住民は公営住宅の枠にとらわれない居住条件と、この事態に家族や親しい人たちが支え合って暮らす生活の姿を必要としています。このような多様な暮らしを可能とするように例えば、職住、商業やサービス機能・公共施設が一体となった公営住宅や、複数の家族が一緒に暮らす「コレクティブハウス型公営住宅」、3 世代居住・複数世帯の近接居住を復興公営住宅の枠を超えて必要とされています。また、県内での低線量汚染を危惧する幼児を持った親にとっては、県外の放射線量の全く心配のない地域に仮の町・町外コミュニティを望んでいます。

このように、長期にわたり広域に分散居住を余儀なくされている現状に対処するため、特例処置、あるいは制度改正、そして多様な支援制度が緊急に必要とされており、これらを早急に整備することを提案します。

具体的な提案

１－１　公営住宅の行政域外建設の特例と支援制度の確立

１－２　多様な暮らし方を可能とする公営住宅計画・供給方法を自治体の判断に委ねる抜本的な緩和処置

１－３　公営住宅をまちづくり会社などと共同建設・共同運営する仕組みの創設

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

提言２　当面使用し続けることになる仮設住宅団地を、周辺未利用地などの活用により、抜本的な生活・居住環境の整備を早急に進めることを提案します。

現在の仮設住宅用地で、継続的に利用できるものと、3 年程度の期限で返還するものを早急に区分して、長期に使用できる仮設住宅用地及びその周辺の未利用地を活用し、復興公営住宅、高齢者施設を立地させ、一体で循環型の土地利用をしながら住環境の整備を実現することが必要です。

同時に、性能の良い継続使用の可能な仮設住宅は、設備の改善、増築、間取りの格調・改善を早急に進めることが必要です。

こうして、一団地の復興公営住宅の建設と共に、帰還までの安定した居住を可能にする仮設団地拡充型町外コミュニティを整備するため、避難先自治体、浪江町、福島県等が緊密な連携のもとで、仮設住宅自治会、地元の住民組織等と協力して、具体的で明確な計画を早急に立案することを提案します。

具体的な提案

２－１　桑折仮設団地及びその周辺等、先進モデルケース整備の早期着手

２－２　浪江町は、桑折町と交わしたような協定を受け入れ自治体と取り交わし、おのおのの仮設住宅団地と周辺整備に関する具体的な計画の立案

２－３　県と地元自治体、避難自治体が協議会をつくり、具体的な計画を立案し、事業化すること

提言３　町外・町内コミュニティを統合する多様な移動サービスのための規制緩和と支援制度の実現を提案します。

日常生活に不可欠な買い物や通院、仮設住宅間の往来、今後の帰還等の移動について、コミュニティの形成・維持に役立つ、生活支援型の移動サービスを、民間事業者や住民主体で提供できるように、道路運送法の緩和と財政支援、及び帰還準備のためのバスや乗合タクシー等への財政支援などの制度を整えることを提案します。

避難先では、以前のような徒歩や家族の送迎による買い物や通院が困難となっています。買い物を支援するバス等も運行されていますが、家族による送迎のような、担い手もまた住民である生活支援型の移動サービスが必要です。このようなサービスにより、生活支援を拡充し、避難住民の安心感、精神的なケアを実現し、コミュニティの形成・維持に大きな役割が期待できます。また、今後見込まれる避難指示解除準備区域への一時帰宅や本格帰還のための準備、墓参り等においても精神的なケアも含めた生活支援型移動サービスが不可欠です。

しかし現状では、住民参加による移動サービスであっても道路運送法などの規制が厳しく、しかも財政的に実施継続が難しい状況にあります。

このような事態を改善するため、住民参加の生活支援型移動サービスを登録して行うための要件を緩和し手続きを簡素化、もしくは登録等を不要とする規制緩和が必要です。さらに、生活支援型移動サービスの車両の確保や運転者の確保、運営のために、財政的

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

な支援も重要です。また、帰還準備のために避難先と避難指示解除準備区域内を結ぶバスや乗合タクシーに対しても財政的な支援が必要になります。

具体的な提案

３－１　広域分散避難コミュニティのための移動の権利を守る包括支援策

３－２　道路運送法の緩和特例の実施

３－３　生活支援移動サービス事業の要件緩和

提言４　分散する仮設住宅や様々な施設をネットワークで繋ぐ情報システムを拡充するための支援制度を提案します。

現在、浪江町では避難先の町民に情報端末を貸与し、行政サービスや市民活動に関する様々なお知らせを逐次送信し常時それらに触れることができるようになっています。このような最低限の情報サービスに加えて、住民からの様々な要望や疑問、情報交換の要望などに対応し、双方向の情報のやりとりと集約・公開などを進めることが、分散居住を強いられている住民にとって様々な活動交流の機会を得て生活の質を向上するために欠かすことができません。また、見守りサービスを質高く維持し、移動サービスを円滑に運営するためにも欠かすことができません。

現在、「まちづくり NPO 新町なみえ」では、システムとコンテンツの検討を小規模な社会実験により進め、システム開発を急いでいますが、これにあわせて、情報端末の広範囲への貸与、無料の Wi-Fi 拠点の整備などが必要です。

具体的な提案

４－１　情報端末の希望者への貸与制度および研修制度

４－２　仮設住宅団地内、及び復興拠点での無料 Wi-Fi の設置

提言５　被災者と避難先自治体・市民が協働して復興拠点を整備する「協働復興街区」のための特例措置を提案します。

原発事故で避難を余儀なくされている被災者で、地域コミュニティや特定の商圏に依存していた商業者の事業再開が極めて困難な事態にあります。しかし避難先での個別商店の再開は、地元の商業秩序の混乱を招くなどの危惧があります。受け入れ地域と被災地の商業者が協働して、ある特定の地域で共存する協働復興コミュニティを形成するとともに、復興公営住宅や福祉・介護施設、生活支援センターなどを集積させ、避難している商業者や福祉事業者と、避難先の事業者や地権者が協働してコミュニティ復興の拠点を形成することは、双方に大きなメリットがあります。

特に、早期の商業の再開や福祉施設の整備、また高齢者が歩いて暮らせる町としてこのような拠点を整備することは、分散して暮らす避難者のコミュニティの拠点を形成するためにも、極めて重要です。

しかし、通常の経済活動として自主的にこのような拠点を形成するためには多くの困難があります。このような、「協働復興コミュニティ拠点」を迅速に、かつ円滑に進める

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

ための支援制度と特定措置を整備することを提案します。

具体的な提案

５－１　復興公営住宅と商業施設、公共施設などの合築を一括して支援する特例制度

５－２　協働復興コミュニティ拠点の整備のための長期にわたる強力な財政支援措置

５－３　グループ補助金制度を「協働復興コミュニティ拠点」形成に使用する特例

５－４　専門家が集中して支援できるような特段の専門家派遣制度

提言６　帰還の拠点としての「町内の仮の町」を実現のための支援制度、例えば一時居住を可能にする法的対応を提案します。

例えば浪江町の海沿いの北東に位置する台地は、放射能の空間線量が低く、気候も温暖で高齢者の居住には優れた条件があります。ここに、浪江町の帰還のための拠点として、避難指示解除以前に一時居住の施設を望む高齢者や関係者の声が聞かれています。

現時点では、避難指示解除準備区域であっても最低で 5 年間は夜間に滞在する事ができず、日帰りの一時帰宅だけが認められています。このような場所に、避難指示解除以前に高齢者が短期滞在、ショートステイできる施設を早急に整備し、将来的には、これを恒久的な居住が可能とする施設にしたいと考えます。避難指示解除準備区域内に、一時居住ができる高齢者の帰還準備施設の立地を可能にする特例が認められればこれらを実現することができます。

このような対応により、浪江町のまちなかに短期滞在型の仮の町の建設が早急に開始できる様に制度を整えるとともに、このような施設を公的支援のもとで整備することを提案します。

具体的な提案

６－１　避難指示解除準備地域における十分な帰還準備活動のための制度改革

６－２　避難指示解除後の円滑な帰還のために建設される復興公営住宅の柔軟な使用のための規制緩和

６－３　円滑な帰還準備のための先行的な復興公営住宅の建設

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

提言７　特に大きな精神的・心理的・肉体的な影響を受けている高齢者、子ども達に対して、福祉制度の枠を超えた施策、例えば、放射線の影響のない安全な場所に短期居住が可能な健康増進施設の設置制度を提案します。

原発被災地ではふるさとでの居住が制限され、長期にわたる分散居住が強いられています。このことで、高齢者や学童・生徒に対する健康、精神面での負担が極度に大きくなっています。例えば、ショートステイ・デイケアセンターと、ケア付きの高齢者施設・特別養護老人ホーム等との中間的な施設を可能にして、温泉や緑豊かな自然の中、放射線量の低い「故郷（ふるさと）の地」等で、短期間、ゆったり過ごす場を交代で利用できるようにするなどにより、精神的・肉体的なストレスの緩和に大いに役立つはずです。

ふるさとを奪われた高齢者には、短期の滞在によりふるさとでの生活を思い出し、本格帰還のための準備や先祖の墓参り、自宅の庭や住まいの手入れ、あるいは町や公共施設・農地の環境の維持のために貢献したいと願っている人が少なくありません。このような活動の拠点として短期滞在が可能な帰還準備・健康増進施設を低線量のふるさとの町に準備できるよう、仕組みを整えることを提案します。

上記のことは、児童・生徒にも同様で、短期の集団疎開学校を設け、低線量地域から一時的に離れることは、児童・学童・生徒のあらゆる面での健康維持にとって極めて大きな効果があります。これを可能にするため、放射線量の全く心配のない地域の、利用されてない学校施設を、受け入れ自治体・市民とともに活用し、短期の集団移住（疎開）支援制度を設けることを提案します。（特に浪江町の若年層は事故直後の情報開示の不徹底により、ヨウ素による被爆を受けている恐れがあり、特にこのような施設が重要です。

具体的な提案

７－１　短中期滞在型健康増進高齢者施設の設置、及び制度化

７－２　短中期一括集団移転学校の設置支援、及び制度化

７－３　上記を含んだ長期広域避難者への包括的福祉事業の特例制度

提言８　安定した避難生活と円滑な避難者支援ための正副・二重住民登録制度の特例としての実現を提案します。

浪江町民は避難先での長期にわたる生活を継続的安定的に続けなければなりません。住民登録や納税は元の浪江町が行いながら行政サービスの多くを避難先の自治体に頼らざるを得ません。全く想定していなかった事態に直面しています。このような状態では、避難している町民が行政・公共サービスを十分に受けることができないばかりでなく、避難先自治体にも様々な負担がかかり、このような状況を解決する手立てとして、正副二重の住民登録を行って、これらの関係を整理することが必要です。

このことの必要性は様々に指摘されていますが、具体像は見えてきません。国は地元町村と避難民、受け入れ自治体と十分議論をしつつ、暫定的、時限的な特定として早急に法制度整備を進めることを強く提案します。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

具体的な提案

８－１　二重の住民登録制度により行政サービスの選択性を確保する支援制度

８－２　ふるさと納税のインセンティヴ制度

８－３　介護保険における住所特例制度的な仕組みの拡充

提言９　原発被災地の補償対象となった土地（宅地・農地・山林）を、復興まちづくり・地域再生に有効に活用できるよう、まちづくり会社や公的機関による買い上げ、あるいは民事信託等で集約させる強制力のある制度の創設を提案します。

原発被災地も避難指示解除準備区域が解除された後に、使用できる宅地の絶対量が不足して、特に海岸に近い高台などで地価の上昇や乱開発が起こりかねません。これらを未然に防止するために、土地を集約し公共的な目的のために有効に活用できる体制をとることが、強く求められます。

また、避難指示解除準備区域での効果的な一括除染とその後の市街地復興のためには、公的主体の元で土地を一括管理して、除染と基盤整備、市街地復興を統括的に進めることが望まれます。

そのための、補償の対象となった全ての土地の個別の処分を制限し、まちづくり会社（あるいは、土地管理のための特定目的会社、土地公社）等に売却・信託することを義務づける法制化をします。

具体的な提案

９－１　公的機関による被災地の土地集約のための特別措置法の制定

９－２　町による土地公社などの設立、あるいは受け皿となるまちづくり会社を共同出資して設立する

９－３　町に対する賠償などを公的に活用するための受け皿の仕組みの整備

提言１０　浪江町協働復興まちづくり条例の制定を提案します。

浪江町の長期にわたる復旧・復興まちづくりは行政任せでは達成できるものではなく市民の政府としての浪江町の自治体を中核として、町民や様々な組織、民間企業さらにはNPO 等の非営利社会貢献法人などが連帯し、協働して進めてゆくことが求められています。しかし現在の地方自治法や様々なまちづくりに関する法制度では、このような多様な主体の役割をまちづくりに位置づけることが十分ではありません。

町民や自治組織、NPO 法人、さらには企業や産業組織、まちづくり会社などを適切に法及び条例上に位置づけ、地域の総力を復旧・復興に向けて最大限に発揮できるよう、協働復興まちづくり条例を制定するよう、提言します。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

これまでの取り組み

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

なみえ復興塾を中心とした検討の流れ

2012年3月から取組んできた原発被災地復興支援のプロセスは、他の震災復興支援から蓄積された「まちづくりデザインゲーム」を用いて、一つの被災自治体とそこからの避難住民、各受入れ自治体の状況を考慮し進められた。

2012年度 第一期　長期のシナリオとプロジェクトの検討

3月　4月　5月　6月　8月　9月

●なみえ復興塾 第１回幹事会 3/3
◇復興検討委員会が町に浪江町復興ビジョン提言 3/27

●なみえ復興塾 第2回幹事会 4/14
◇浪江町復興ビジョン策定 4/19
●『原子力発電所事故災害からの地域再生試論』季刊まちづくり34号

●浪江町避難者ヒアリング調査 4/30-5/5
●なみえ復興塾 復興シナリオ検討 二本松WS 5/12
●なみえ復興塾 復興シナリオ検討WS
二本松 5/12, 南相馬 6/9, 東雲 6/23
●なみえ復興塾 成果報告会 6/16

●『浪江町復興への道筋と24のプロジェクト』8/16
●浪江町協働復興シンポジウム開催 8/18

◇復興検討委員会が町に浪江町復興計画提言
9/28

①～③:なみえ復興塾の復興シナリオ検討WSのツール等

①ロールプレイ

ヒアリング調査に基づいて設定した仮想の人を演じる為のツール。仮想の人として客観的な意見を話すうちに個人の想いが出てくる。

②周辺環境の設定

①のロールプレイでは、模型やパネルを使い被災後の重要な周辺環境の変化（復興公営住宅の完成など）を示し、参加者の発言を促した。

③旗さし

地図に描かれた放射線量を考慮しつつ実現させたい取組みが描かれた旗を挿して意見を整理し参加者全員で共有した。

24のプロジェクト

④模型やツールを用いた復興シナリオ検討WSの様子

会場では、模型と①～③のツールを使用して参加者に状況を説明して意見を取りまとめ今後の暮らしの場を中心としたコミュニティの模型をCCDカメラを通して投影し議論した。原発被災地の復興シナリオを検討する際には、公式データやヒアリング調査を基に、現状の放射線量（使用する地形模型に記載）、町のインフラや公共施設整備の目処、除染・復旧状況、開催地の避難者の状況を反映した。①のロールプレイや③で整理した個々のプロジェクトをどこでどのように組み合わせて復興シナリオを実現するのかを検討・共有した。この積重ねによって、一人一人が自分のシナリオを考え、他のシナリオと比較しながら議論するようになり、第二期の検討に至っている。

凡例：◇浪江町の動き、●なみえ復興塾、まちづくりNPO新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所等との協働の活動。『』著書。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

第二期　始動プロジェクトの具体化

10月　11月　12月　2013年1月　2月　3月

◇浪江町復興計画第一次策定 10/12
●なみえ復興塾 第3回 10/7
●仮設住宅調査 10/13, 20-21
●なみえ復興塾・調査 11/3-5
移動交通・町内・町外コミュニティWS
多居住・分散型ネットワークコミュニティ全体会
サポート拠点・仮設住宅避難者ヒアリング調査
●十日市にてなみえ復興塾報告会 11/23-24
仮設住宅避難者ヒアリング・アンケート調査
●なみえ復興塾幹事会12/15-16
事業実現に向けた事業スキーム検討
●『原発被災地浪江町はどのように復興できるか』季刊まちづくり37号
●杉内仮設にて事業実施検討会1/20-21
●法制度勉強会（黒田弁護士）1/29
◇浪江町と桑折町が災害公営住宅整備協定締結
●なみえ復興塾・浪江小WS2/8-14
移動交通・町内・町外コミュニティWS
将来暮らしたい夢のまちWS
高齢者住宅・復興支援組織視察
●なみえ復興塾幹事会・浪江小WS2/22-23
●なみえ町復興への始動プロジェクト
『浪江宣言』3/9

①ヒアリング調査

岳下仮設住宅においてヒアリング調査を実施し、その結果をもとに、新ぐるりんこや町外コミュニティでの提案を検討するためのWSを行った。

②幹事会

浪江町民全体のワークショップを行う前に、各職種のリーダーに集まって頂き、具体的な事業実現に向けた検討が行われた。

③アンケート調査

浪江町民の生活行動調査を主に交通の視点から行った。現状の移動手段や外出の機会、目的地などを調査し、新ぐるりんこの検討に活用した。

浪江宣言13・03

④模型やツールを用いた復興シナリオ検討WSの様子

第二期では、新ぐるりんこ、町内の帰還拠点、まちなか型町外コミュニティ、郊外型町外コミュニティ、町内ニュータウン、の五つのワークショップが並行に進められた。初期段階では、第一期でまとめられた内容を模型化し、これに対して、意見が交わされた。その後、具体的な空間を実現していくための事業スキームについて検討が行われた。最終段階では、これらを踏まえ、浪江町民の自由な発想で将来の空間像を描いてもらうワークショップが行われた。積み木や貼り絵などを用いることで、お互いのイメージが形にされていった。第一期より、大人を中心に話し合いが進められて来たが、第二期では、浪江小学校でのWSを同時に行うことで、町の将来を担っていく子どもたちとも将来像の検討を行うことが出来た。

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくりNPO新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

第一段階　復旧・復興にむけて起点事業を開始する（復旧始動期）（２０１３年－２０１８年）

浪江の復興は息の長いプロセスを進むことになるが、その道筋を進むために今、なるべく早く取りかかるべきことがある。先行きの見えない避難生活を送る中、ふるさと浪江への帰還を願う町民の、「希望」を紡ぎ始めるプロジェクトの始動である。

除染活動や帰還準備のためのセンターや、一時帰還の際に町民が利用できる短期滞在や交流の場を整備し、ふるさと浪江との繋がりを徐々に回復する施設や仕組みを整えるさまざまな事業を始める。

01. P.6

復興公営住宅の建設も含め、それぞれの特性に応じた町外コミュニティの基盤を整備し、避難生活の安定を図る

02. P.8

浪江町役場とその周辺を、除染活動や復旧作業・復興事業を統括する前線基地として整備する

03. P.9

幾世橋小学校とその周辺を、復旧・復興事業に携わる人や、町民のための宿泊施設、交流の場、一時帰宅センターとして整備・活用する

04. P.10

津波に耐えたマリンパークを美しい沿岸地域の象徴とし、除染・修復を行い、ふるさと浪江への思いを紡ぐ場として活用を始める

05. P.11

山林と河川の放射能汚染を軽減し、あるいは平野や海に影響を及ぼさないための除染技術の開発・実装実験を行う

06. P.12

農地の維持と農業の技術を活かすために米作などを行い、再生エネルギー活用と連携した事業を始める

07. P.13

海への美しい眺望を持つ大平山を、震災により失われた多くの人々の魂を鎮める森として、町営墓地を含め整備する

08. P.14

大平山や幾世橋～北棚塩地区にかけての高台に眠る埋蔵文化財の発掘・保全を進め、適地で遺跡公園などの整備を行う

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江町復興への道筋と24のプロジェクトの想定

（2012年8月の報告書より）

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

第二段階　復興のための基盤を形成する（復興基盤形成期）（２０１５年－２０２０年）

一時帰宅、短期滞在の活発化にあわせた本格的な復興に向けて、その基盤となる道路や住宅などの整備を進める時期である。なるべく早く浪江に戻って過ごしたいと、多くの住民が願っている。その実現のため、長期的な復興を展望し、それに耐えうるビジョンのもとで、美しい浪江の自然風土の回復、道路や上下水道、安全な生活のための嵩上げ道路などの復興の基盤となる施設整備をする。

あわせて、放射線の影響の心配の少ない沿岸地域を中心に、一時帰還、短期滞在・暫定居住のために、新しい構想に基づく住宅の建設を開始する。

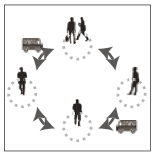

09. P.18

町外・町内コミュニティを長期の復興プロセスに耐えられるよう充実させ、相互が連携する交通システム等を構築する

10. P.19

復旧事業や海上交通の物流拠点として、そして将来的な漁業再開のために港湾を復旧し、さまざまな活用を可能にする

11. P.20

沿岸部で、地盤沈下により浸水している地域を海に戻し、干潟のある豊かな自然を楽しむ場として整備する

12. P.21

沿岸部の南北幹線である254号線（新・浜街道）を自然豊かな嵩上げ道路として整備し、山側の市街地や集落を守る

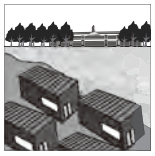

13. P.22

幾世橋～北棚塩の高台の南斜面に、早期帰還を望む高齢者等のために、多様な居住様式の復興公営住宅等を建設する

14. P.23

農地と農業の継続の為に、農業法人を設立して、まとまった土地で農作物を生産しながら、エネルギー自律都市を目指す

15. P.24

国道6号線の全面復旧、中通りと沿岸部を結ぶ114号線の整備、常磐自動車道の開通など、周辺地域との接続強化を図る

16. P.25

帰還を目指す町民・企業・農業者・町などが協力して、土地権利を一括して引き受けるまちづくり法人を立ち上げる

Ⅰ 復旧始動期	Ⅱ 復興基盤形成期	Ⅲ 定住環境整備期	Ⅳ 本格的な帰還を進める時期

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江町復興への道筋と24のプロジェクトの想定

（2012年8月の報告書より）

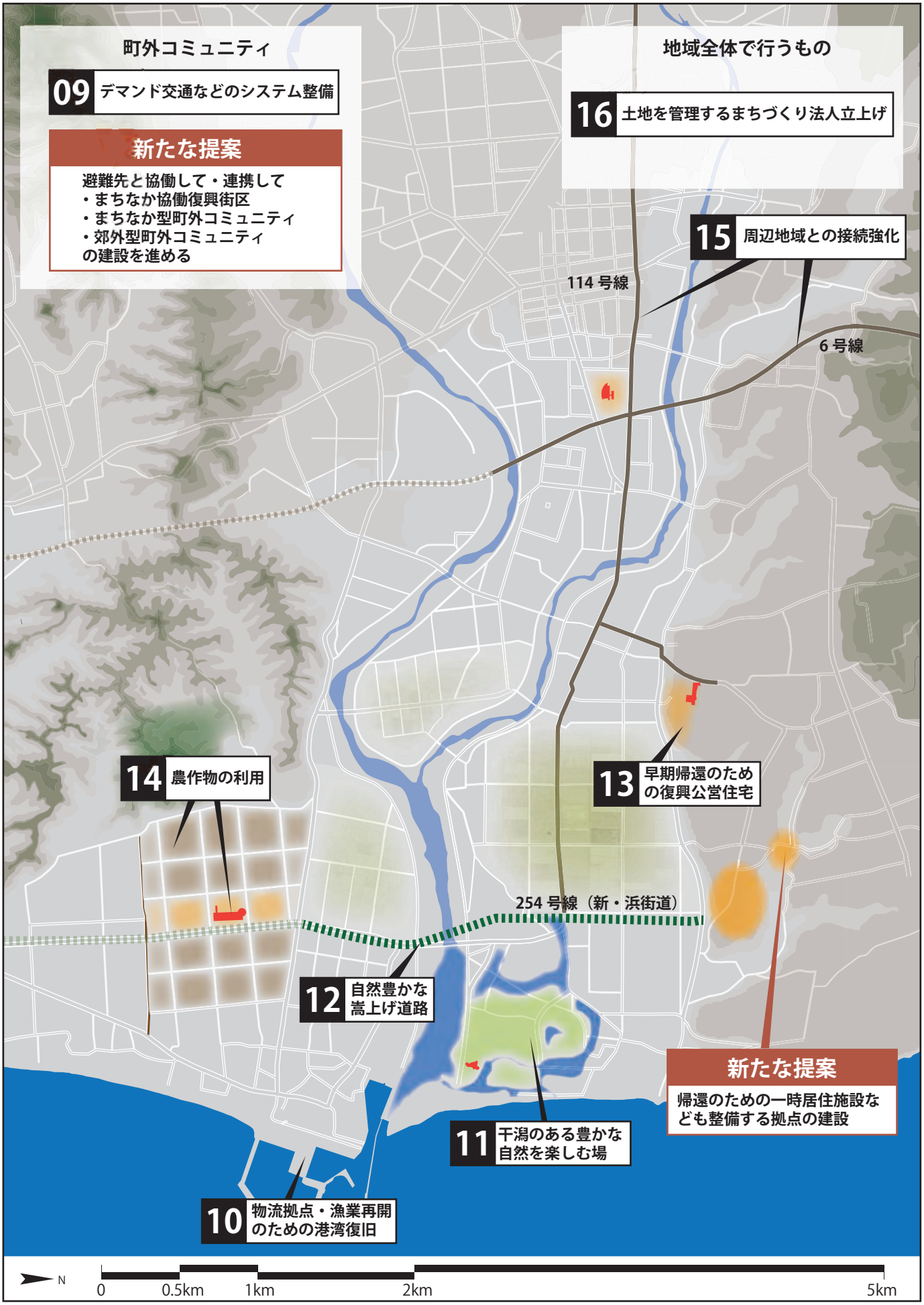

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

第三段階　定住に向けて環境整備を進める時期（定住環境整備期）（２０１８年－２０３０年）

「滞在」ではなく「住む」こと、それが実現できてこそ、本格的なふるさと浪江の復興の幕開けである。この時期には将来の本格的な町民の帰還に備え、復興公営住宅の建設をはじめとした定住環境の整備を計画的・戦略的に進める。

また、復興の要である農業再興、再生可能エネルギー施設整備などによる就業の場の創出など、定住と帰還に向けた環境整備を本格的に進める。沿岸部では自然を楽しむレクリエーションのための施設を充実させ、町民との絆を保ち続ける。

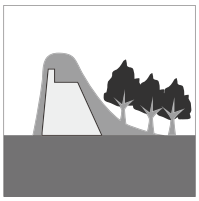

17.　P.28

今も残る請戸川南側の防潮堤と河川堤防に町民参加で植樹を行い、自然公園・海と連続性を保った「森の堤防」に再生する

18.　P.29

幾世橋～北棚塩の台地・南斜面に建設した復興住宅地を台地上及び小高地区に拡張させる

19.　P.30

豊かな環境を基盤に、再生可能エネルギー等の研究施設、産業施設を本格的に沿岸部に立地させ、新しい産業での雇用を創出する

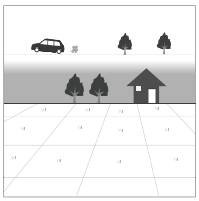

20.　P.31

沿岸部に、自然農法や海・干潟での生活を楽しむ簡易作業のための出小屋、滞在施設を持つクラインガルテンを整備する

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江町復興への道筋と24のプロジェクトの想定

（2012年8月の報告書より）

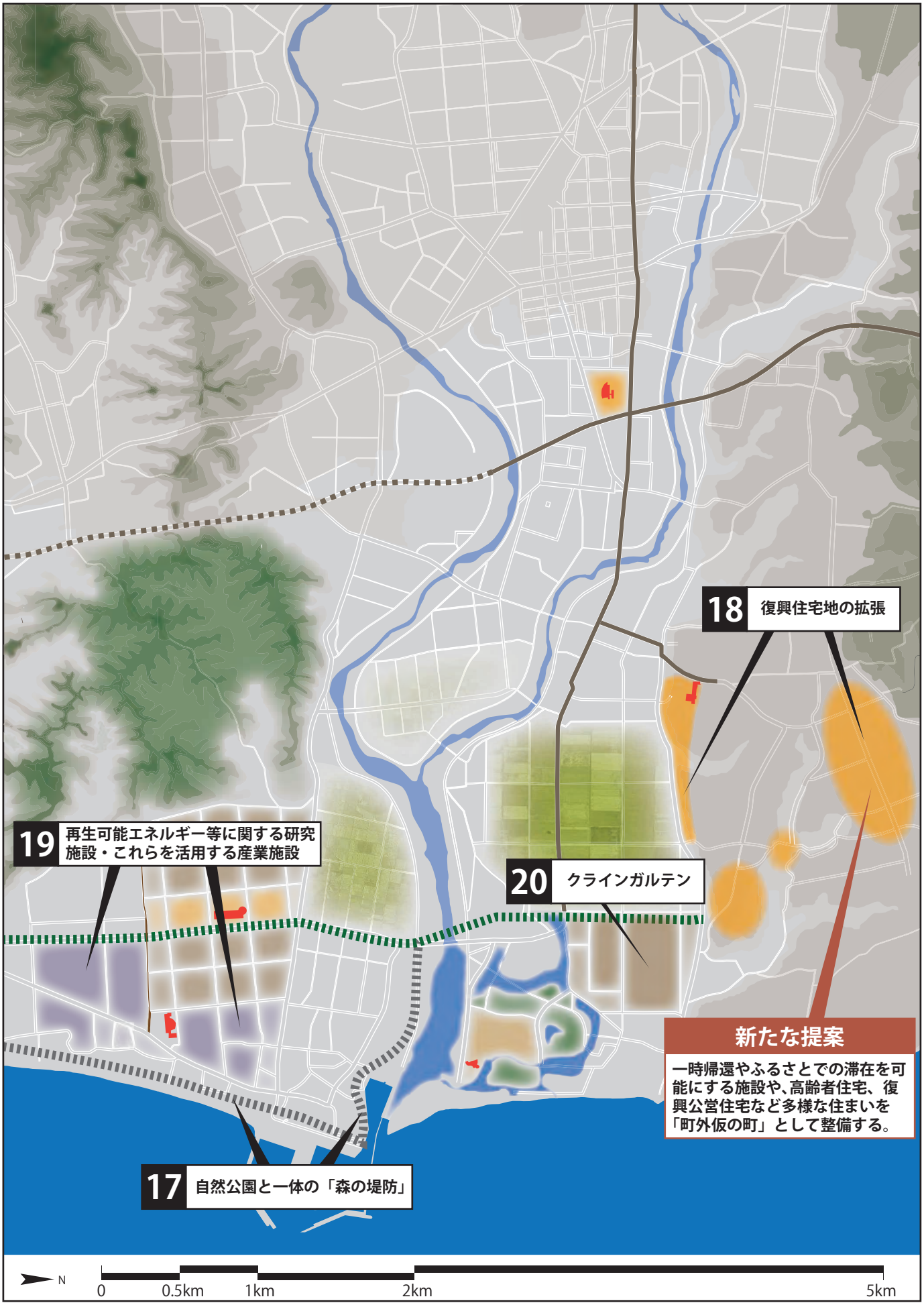

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

第四段階　条件の整った浪江町に本格的な帰還を進める時期（２０２５年－２０５０年）

これまでの持続的な取り組みが実って、浪江町への帰還が本格的に進むのがこの時期である。地域全体に、かつての賑わいが徐々に戻りつつあるこの時期、希望溢れる未来に向かい、それぞれの地区での復興まちづくりを推進する。浪江町を大震災と原発災害を克服した世界に誇れるまちに復興させるのである。帰還が本格化すれば、商業やサービス業も再開することができ、もとの中心商業地の新町商店街や駅前地区の再生を目指したプロジェクトもまちづくり法人などを中核にして進めることができるようになる。

21.　P.34

賑わいの拠点、生活サービスの中心となる中心街の再生プロジェクトを、まちづくり法人をプラットフォームにして計画的に進める

22.　P.35

常磐自動車道の東側地域を中心に、それぞれの地区の特性に合わせた復興計画を作成、実行し、町全体のバランスの取れた再生を実現する

23.　P.36

新しい環境エネルギー産業や、地域の自然・文化を活かしたエコ・ツーリズムなど、各種の新規産業を誘致・振興する

24.　P.37

浪江町などの東日本大震災被災地を主催地に、オリンピックを開催する

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江町復興への道筋と24のプロジェクトの想定

（2012年8月の報告書より）

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

調査・研究・ワークショップ関係者

なみえ復興塾

塾長　原田　雄一
参加者

青田 洋平	朝田 英謙	安部 和子	安部 毅	阿部 義則	石田 健一	石田 全史
伊藤 健秀	牛渡 喜一郎	遠藤 勝彦	遠藤 美奈子	遠藤 和枝	大島 信司	大野 重男
小澤 是寛	小野田トキ子	小山 恒雄	加藤 博康	神長倉 正満	鎌田 優	叶 喜康
亀田 和行	川村 博	川合 陽一	菅家 洋子	木幡 愛子	木幡 俊一	今野 幸四郎
今野 義人	紺野 秀子	紺野 芳夫	佐川 安彦	佐々木 繁子	佐々木 博之	佐藤 一男
佐藤 隆	佐藤 トシ子	佐藤 尚弘	三瓶 友一	志賀 勝彦	志賀 重夫	志賀 誠一
志賀 美樹	志賀 みき子	志賀 雄一	柴 清明	柴田 敬一	柴田 明美	末永 福男
鈴木 静子	鈴木 正一	鈴木 大久	鈴木 文子	瀬賀 範眞	高木 伸一	高野 仁久
大坊 雅一	戸川 英勝	杤本 江美	豊島 力	中西 総一郎	長岡 惣一	長橋 明孝
永橋 佐知子	永橋 幸夫	西畑 幹雄	西畑 よし子	西山 孝子	根岸 淑子	根本 洋子
根本 愛	橋本 由利子	畠山 勝	原田 洋二	半谷 秀辰	平賀 祐子	広坂 光弘
藤田 妙子	藤田 政寿	藤田 泰夫	松崎 久美子	松原 茂	松本 信子	末永 一郎
三澤 宏道	村形 一恵	森野 輝恵	森野 富二夫	横山 開	吉田 こはく	吉田 政之
渡部 環	渡辺 里見	渡部 正綱	渡辺 由紀子			

まちづくり NPO 法人新町なみえ

理事長　神長倉　豊隆　　副理事長　新谷　保基
理　事

大友 光正	草刈 恒彦	高野 吉隆	原田 雄一	蒔田 嗣夫	矢澤 祥之
蒲生 秀夫	川島 美幸	渡部 和彦			

監　事
三浦 一雄　　三原 優蔵
スタッフ

赤倉 徹	赤倉 としえ	大友 佳子	草刈 はるよ	原田 アキイ	蒔田 みどり
守岡 竜一	矢澤 浩子				

早稲田大学 都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室

代　表
佐藤　滋　（早稲田大学 都市・地域研究所 所長、理工学術院教授）
浅野　光行　（早稲田大学理工学術院教授）
幹　事
白木　里恵子　（早稲田大学 助手）
阿部　俊彦　（早稲田大学 都市・地域研究所 客員主任研究員）
岡田　昭人　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）
中村　悟　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）
映像撮影・編集
千葉　景房　（早稲田大学 社会連携推進室 常勤嘱託）
スタッフ
早稲田大学 都市計画 佐藤滋研究室

荒井　唯香	下田　瑠衣	菅野　圭祐	関谷　有莉	二宮　彬	松村　尚之
楠瀬　朋葉	小林　真大	野村　直人	鷲田　将也	Cesar Bermudez	
宋　基伯	全　ソンイ	張　暁菲	千　ナギョン	Nathanaël Laronche	

早稲田大学 交通計画 浅野光行研究室

石川　大輝	山本　航平	細谷　江梨子	吉田　泰介	中村　瑞穂	山口 沙也加

協力

NPO 法人 Jin（川村博 理事長）
福島県中小企業診断協会（佐藤健一　他）
東洋大学社会学部社会心理学科（安藤清志 教授）
城西国際大学福祉総合学部（磯部文雄 学部長）　他

Copyright©2013 なみえ復興塾、まちづくり NPO 新町なみえ、早稲田大学都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室 All Rights Reserved.

浪江宣言 14.05

福島 連携復興まちづくりと地域再生

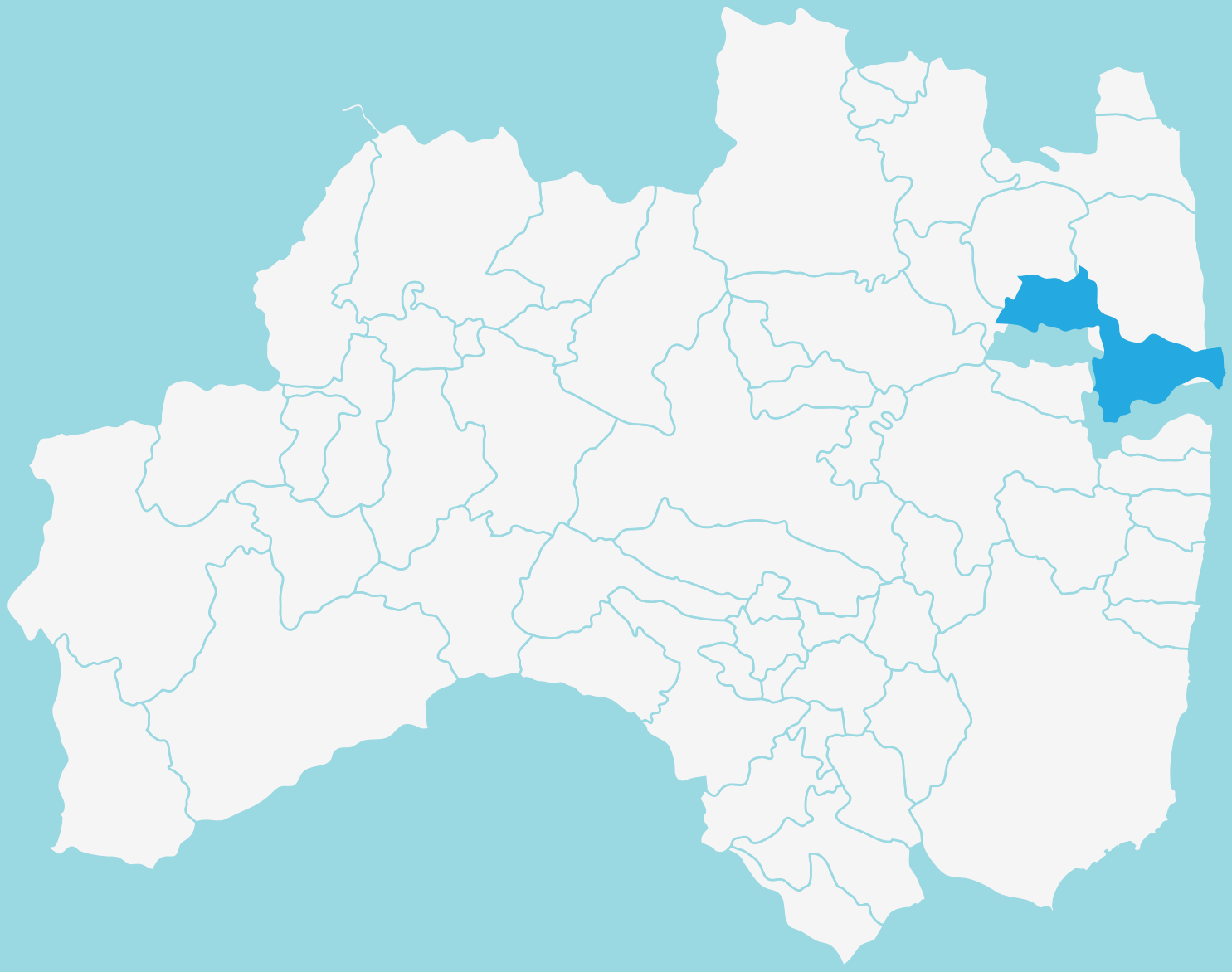

浪江町復興まちづくり協議会

NPO 新町なみえ + 二本松・浪江連携復興支援センター

協力：早稲田大学都市・地域研究所 + 都市計画佐藤滋研究室 + 交通計画浅野光行研究室

2014 年 5 月

本報告書に記載されている内容は、「まちづくりNPO　新町なみえ」主催で開催された「なみえ復興塾」におけるワークショップを経て、浪江町民の皆様の意見交換や提案をもとにとりまとめたもので、2013年3月に発行した「浪江宣言13・03　協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案」に続くものです。この経緯は巻末にあるとおりです。

記載されているプロジェクトの実現可能性、技術的検討は未だ不十分であり、原発の収束状況や除染進捗等に応じてさらなる検討が必要です。しかし、ここでは、現在の状況を踏まえたうえで、浪江町復興への町民の思いをできる限り具体的なイメージとして描いたものです。

なみえ復興塾での模型を使ったワークショップや、プロジェクトのイメージについては、早稲田大学都市・地域研究所＋佐藤滋研究室及び浅野光行研究室との協働で進めて参りました。この長期的な被災地の復興を継続して成し遂げる為に、支援・協力する側の専門家を現場で育てることも重要です。学生や若手研究者が叱咤激励を頂きながら成長する貴重な学習の場となっていることも、付記します。

また、これまでさまざまな地区において様々な提案がされており、それらを参考にさせていただいています。全ての先行提案等を、注記することはできていないかと思いますが、ここに記して感謝の意を表します。

ここでの提案を今後の浪江町民の皆様の生活再建やコミュニティの復興に向けた検討や、浪江町復興計画の策定などにおいて、参考にして頂ければ幸いです。

2014年5月9日

浪江宣言

14.05

私たち浪江町民は、東日本大震災の地震・津波災害に加え、福島第1原子力発電所事故により、考えてもみなかった悲惨な状況におかれています。中でも原子力発電所事故当初からの東京電力と政府の対応に対しては憤りを禁じ得ません。事故とその後の町民を苦しめた対応に関して徹底的な検証と、町民と町への正当な損害賠償、補償、そして苦痛に対する慰謝料などの支払いを求めるものです。

しかし、町外にバラバラに避難することを強いられている私たち浪江町民は、国や県による賠償や復旧・復興事業を求めるだけではなく、浪江町行政と協働して、自ら復旧・復興のまちづくりに取り組むことにより、このような人類の歴史上あり得ない災害を乗り越え、どこにも実現できていない歴史に残る素晴らしいまちづくり・地域づくりを目指さなければなりません。

なみえ復興塾では2013年3月に、多くの町民の方々とのワークショップや議論を元に、「浪江宣言13・03　協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案」を発表し、今年度はこれを出発点にして、構想の実行を目的とした「浪江町復興まちづくり協議会」を立ち上げました。

2013年4月からは、浪江町と避難受け入れ地域の一つである二本松市の両市民が連携しての町外コミュニティの検討に関する試みや、福島県全域を対象とした復興シンポジウム等の開催を通じて、具体的な復興のあり方を検討してきました。これらの構想を広く町民の皆様に提言し、理解をいただき、実行するため体制整備と具体的な動きを始めたいと考えています。

今回発表する　「浪江宣言　14・05 福島 連携復興まちづくりと地域再生 」　はまさに、私たち「浪江町復興まちづくり協議会」に結集した者達の決意であり、復興に取り組む宣言でもあります。これらを元にして､国・県そして浪江町行政が推進する生活・産業基盤の復旧・復興と連携し、避難先である二本松市や福島市をはじめとする自治体・市民・さまざまな組織とも連帯して、私たち浪江町民や市民団体、NPO法人、福祉事業者や民間企業、産業団体などが協働して、復旧・復興まちづくりに取り組むことを宣言します。

2014年5月　浪江町復興まちづくり協議会　一同

目　次

浪江宣言 14・05

福島　連携復興のまちづくりと地域再生

安定して継続的な生活を実現する　・・・　p. 5

多様な町外コミュニティ形成のための８つの緊急要請

要請を実現する為の具体的な提案　・・・　p.11

資料編　・・・　p.23

福島第一原発事故による広域分散避難の実態

各地域の避難の実状に応じた再編と福島全体の再生 参考のイメージ

２０１３年度の取り組み　・・・　p.41

浪江宣言

14.05

被災以来3年が経過いたしました。この間、地域のコミュニティをこわされ避難を余儀なくされた私達は、2次避難において各地のホテルやペンション等にお世話になり,現在は主に桑折町、福島市、二本松市、本宮市、相馬市、南相馬市、川俣町、等の仮設住宅や各地の借上げ住宅、さらには自宅を購入し暮らしております。

私達は、被災から1年を経過した2012年3月、早稲田大学の佐藤滋教授と研究室の皆さんのご協力を頂き、故郷を考え、復興への道筋を、まだあらゆるものの道筋が見えない中で考え、約半年間の検討の後の2013年8月16日、「浪江町―復興への道筋と24のプロジェクト」にまとめ、発表致しました。これは、色々な条件が定まらない中、協働のまちづくりを探ったものとして多くの皆さんのご賛同をいただきました。

私達は、この「浪江町－復興への道筋と24のプロジェクト」を具現化すべく次の段階に取り掛かり、半年後の2013年3月9日、「浪江宣言」－協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案―をまとめました。これは、私達の提唱していたコミュニティが分散を余儀なくされた時、いかにしてそれらを統合し、ネットワーク化を図りできるだけ「一つの浪江」という気持ちを維持し育む事が出来るかということを、浪江町で行なわれていた「ぐるりんこ」システムを導入して、浪江町民としてのアイデンティティを失わず帰還までの生活をより充実したものにしていくかを提案したものです。さらに「まちなか」でのコミュニティの在り方、郊外でのコミュニティの在り方、さらにはそれらを作り上げ維持していく組織の在り方まで考察したものでした。

ここで私達が明言したのは、浪江町への帰還までの長い期間私達が安心して暮らし、浪江町の文化を伝え、浪江町でいた時と同じように普通に挨拶し、買い物をし、生きがいを見いだせるものとしてコミュニティを考えていることです。私達は浪江町を捨てない。安心して帰れる状況が出来るまでの居場所が町外コミュニティです。

仮設住宅も2年半が経過し、仮設住宅や借り上げ住宅から次の段階、すなわち復興公営住宅の案が県、国から示されました。この案を見ますと、私達が考えていたコミュニティと県、あるいは国が考えているコミュニティに相当の温度差がある事が解りました。仮設住宅はあくまで仮設です。住んでいる人達には長期間の仮設避難生活による様々な影響が出ております。今回の「浪江宣言」は、私達がこれ以上妥協できないギリギリの所での提案です。これらの提言には、各仮設に住んでいる多くの町民の方々の賛同の署名も頂いております。

ここにきて復興庁から、「産業復興に関する施策」が発表され、これまで私達が訴えてきたものの一部が認められる（商業集積・商店街再生加速化パッケージ）ようになりましたが、まだまだ私達が直面している諸問題に対して応えているとは思えません。

町外コミュニティに対して県、あるいは国から提示される案に対して私達が望むコミュニティを求めていくには、私たち自身が自分達が望むコミュニティにしっかりとしたイメージを持っていなければなりません。

ここにきて、それぞれに自らの人生を選択し、それぞれの土地に居を構える人達が増えてきました。事態は一刻の猶予もないように思われます。今回の「浪江宣言」は、緊急宣言です！

安定して継続的な生活を実現する
多様な町外コミュニティ形成のための８つの緊急要請

私たち浪江町民は福島第１原子力発電所事故以来、ふるさとを追われ、家族や地域社会をバラバラにされて、今３年目の冬を被災地で過ごしております。この間、ふるさとへの帰還を夢見て、過酷な仮設住宅や孤独な借り上げ住宅での生活を耐え、絆を保ちつつ今日まできました。

しかしこの時点になって明確になった現実は、ふるさとへの帰還は当面現実的ではなく、避難先など、町外で生活を送らざるを得ないという事実です。

長期にわたり、安定的な生活を継続的に送るためには、避難しているわれわれ町民が、避難先の自治体行政や市民の皆さん、支援してくださるさまざまな団体の協力を得て、安定して少しでもふるさとを守りながら生活する多様な地域での充実した「町外コミュニティ」が是非とも必要です。これを実現するために私たちも努力を惜しみませんが、国、県、市に対して以下の８項目を喫緊に実現するように強く要請します。

要請１ **県内避難先自治体との連携復興を実現するための具体的な連携協定の締結による町外コミュニティの実現**

要請２ **仮設住宅団地を活用した安定的な町外コミュニティの建設**

要請３ **高齢化が進む被災者の実情に応じた多様な広い意味での復興公営住宅の建設**

要請４ **避難自治体と避難先自治体、両者の商工業者などが協働しての「まちなか型町外コミュニティ」を形成するための支援**

要請５ **広域・長期避難住民が安定した生活を再建するための自律再建住宅建設のための支援**

要請６ **広域に分散することを余儀なくされる町外コミュニティを結びつけ統合する移動手段を整備するための支援**

要請７ **まちづくり会社や NPO、民間企業・福祉事業者の多様な復興住宅供給やまちづくりへの活用・支援**

要請８ **長期にわたる避難先自治体と、ふるさと浪江町の、二つの自治体の住民として安定的な生活を送り、将来のふるさとへの帰還を可能とする制度の実現**

要請１　県内避難先自治体との連携復興を実現するための具体的な連携協定の締結による町外コミュニティの実現

私たち町民は、県外を含め広域に分散避難を強いられていますが、避難先で受け入れ自治体行政・市民・さまざまな団体の支援を受けて避難生活を送り、少しずつ生活を取り戻しつつあります。多くの住民は、県内の避難先を基盤として安定的な生活を送ることを選択肢と考え、それぞれの場を基盤に多様な「町外コミュニティ」を形成し、そこを中心に広がりながらも安定した生活を送ることを望んでいます。そのためには、受け入れ自治体と浪江町行政の強力な連携が必要であり、国・県の支援が必要です。多様な町外コミュニティを形成し、避難先での連携復興を実現するための強力な体制を緊急に立ち上げ、町外コミュニティ整備計画を立案・実現することを強く要請します。そのためには、私たちは努力を惜しみません。

（ご参考）

すでに、桑折町、本宮市と浪江町は協定を結び、地元行政・市民の強力な支援のもとで、復興公営住宅など計画が進んでいます。このようなことを前例として、二本松市、福島市、いわき市、南相馬市などとも早急に協定を結ぶこと、国県に対しても、これらの協定の締結とその後の推進について支援を求めます。

要請２　仮設住宅団地を活用した安定的な町外コミュニティの建設

条件が合致するいくつかの仮設住宅団地及びその隣接地の土地を、ここを中心に町外コミュニティを実現するための基盤として、長期に公的な利用ができるように（長期の定期借地契約、あるいは買い上げ）していただきたい。これらを、長期・安定的に使用して、すでに育ちつつある仮設住宅団地でのコミュニティを充実させるために、仮設住宅を順次本設復興公営住宅に建て替えし、被災者向け分譲住宅や、「要請３」で述べるような多様な復興住宅を建設し、安定した町外コミュニティの形成に努めていただきたい。

また、現在計画が進行中の県営の復興公営住宅も、条件の合致するものに関して同様な町外コミュニティの核として育成することを進めていただきたい。

（ご参考）

前日の協定に従い、桑折町では仮設住宅団地の隣接地に復興公営住宅や分譲住宅を建設する計画を推進し、また本宮市でも仮設住宅住民の意向をふまえ公営住宅建設の計画を進めている。これらは町外コミュニティの前例であり、二本松市、福島市など、多くの町民が暮らす市・町においても、規模の大きな仮設住宅団地を核にして、より充実した町外コミュニティを実現することが可能と考えます。

要請３　高齢化が進む被災者の実情に応じた多様な広い意味での復興公営住宅の建設

ふるさとを離れて長期に安定した生活を営むためには、これまでの公営住宅の様な均一的な住宅では十分ではありません。家族と別れて生活しなければならない高齢者が集まって生活したり、大家族が一緒に生活したり、ふるさとに近い環境での生活を実現するために、例えば以下のような公営住宅の建設を、県営公営住宅も含めて進めていただきたい。

［３－１］介護サービス付きの高齢者住宅等、多様な復興住宅の供給

介護サービスを必要としている、あるいは、生活の支援を必要としている高齢者（特に後期高齢者）に対して、サービスつき、あるいは介護サービスが併設された公営の高齢者住宅の整備を是非、早急に進めることを、要請します。

上記の様な避難者は、通常の標準タイプの公営住宅では孤立してしまい、安心して生活することができません。また、高齢者住宅が整備されなければ、病院への社会的入院がますます増えてしまいます。さらに、限られた数の復興公営住宅を家族で必要としている避難者に有効に供給するためにも、高齢者が集まって安心して暮らせる介護サービス付き高齢者住宅を、特に生活に便利な中心市街地近くに供給することを強く要望いたします。

また、上記のような高齢者住宅を民間で整備、運営する際の、建設補助や運営補助に関する特別な支援を要望します。

［３－２］ふるさとの暮らしを取り戻すための木造低層タイプの復興公営住宅の供給

沿岸部の被災者は大家族で生活していた方々が多く、現在ではそれらの家族がバラバラに生活していて、早く一緒に住みたいと願っている方々が大勢います。これらの方々が一緒にひとつの家庭として暮らせるような、十分の広さと間取りを備えた庭付き戸建て住宅、テラスハウスなど、特に、もとの沿岸部での暮らしに少しでも近づける木造公営住宅の建設を強く要望します。

またこのような住宅は、被災者が帰還した後の払い下げなども可能な良質な住宅ストックの形成につながり、将来の公的負担の軽減につながります。

（参考）これらは、すでに桑折町で計画されているほか、津波被災地においても多数建設され、被災者の人気の的になっています。

要請４　避難自治体と避難先自治体、両者の商工業者などが協働しての「まちなか型町外コミュニティ」を形成するための支援

受け入れ自治体の中心市街地では、空き地や空き家等を活用した「中心活性化計画」などが進められています。これらに、浪江などの被災地の商工業者、福祉事業者などが参画して協働して事業を興し、活力ある中心市街地を形成することは、両者にとって大きなメリットがあります。また、ここに、公的主体ばかりでなく、民間の事業者による借り上げ、あるいは買い上げ公営住宅の建設を推進し、さらには、要請３で述べたような多様な復興公営住宅を建設すれば、浪江町民にとって「まちなか型町外コミュニティ」とすることができます。

さらにこれを中心に、既存の仮設住宅団地や、借り上げ仮設住宅などに避難者が集積するまちなかの商店街などと関連づけて、多様な復興公営住宅を立地させることにより、避難者と受け入れ側の市民が協力してまちづくりを進める道が開かれます。

要請５　広域・長期避難住民が安定した生活を再建するための自律再建住宅建設のための支援

多くの避難住民は元々ふるさとで十分な敷地と質の高い住宅を所有して安定した生活を営んできた。そして、帰還困難地域だけではなく、現在も立ち入りが制限されている地域の避難住民の多くは、当面もとの町にまとまって帰還することは不可能と認識し、避難地で安心して生活を営むことを望み、自ら住宅を建設し、取得することをはじめています。

避難住民が安定した元の生活に近い暮らしを回復し、生活が営めるように、元の住宅と同等の住宅の取得が避難地域で可能なように、国・県・町は以下のことを、早急に実施するように要請します。

［５－１］多くの避難住民が望んでいる避難先での住宅（特に、戸建て、あるいは庭付き低層住宅）を自主再建ができるような支援

避難先で以前と変わらない住環境を確保することができるような、財物賠償と、強制移転（法的に強制されているか否かに関わらず、政府が基準とする年間１ミリシーベルト以下の被爆という基準が満たされている場合においても、住民が帰還困難と考え自主避難している場合は強制された移転とする。）に対する補償を十分に行い、（ふるさとにおける価格ではなく、もとの住まいの質と同等のものが避難地で確保できるような代替地・代替住宅の補償）これを確実に遂行できるような施策を実施すること。

［5－2］まちづくり会社や任意組織によるグループでの住宅の自主再建に対する特別支援処置

工場や商業、農漁業の再建のために、新たな事業を協同で行おうとする組合やグループに対する「グループ補助金制度」は、大きな支援となって様々な産業復興の梃子になっているが、純粋に住宅の自主再建を行おうとしたとき、個人の財産形成に直接補助ができないという原則によって、住宅の自主再建に対して十分な支援がなされていない。避難地域で住宅の自主再建を目指す住民の中には、頼りになる友人やもとの近隣同士、親戚や家族、あるいは共通の生活目標を有する家族に対し、まちづくり会社や専門家・行政などが組織化の支援をすることによって、任意の組織（例えば、気心の知れた仲間）で住宅を自主再建できるように、「(仮称) 住宅自主再建グループ補助金制度」を早急に整備されたい。

［5－3］避難住民の宅地・住宅需要により受け入れ地域で地価の高騰を招かないような土地利用の特別処置、及びそれを可能とする自治体への支援策

避難先で住宅の自主再建を目指して、住宅や十分な宅地を確保しようとしても、急な需要に対して宅地の供給量が少なく、かつ地価が大幅に上昇して自主再建が進まない状況にある。またこのことは、避難先住民にとっても新たな住宅の確保を困難にするなど、大きな負担となっている。市街化区域隣接地での宅地化など、切迫した宅地供給の緩和をはかるための土地利用規制の変更および、都市基盤整備の負担増大に対する受け入れ自治体への交付金措置の大幅な増加など、緊急措置をとられたい。

要請6　広域に分散することを余儀なくされる町外コミュニティを結びつけ統合する移動手段を整備するための支援

現状では町外コミュニティは、県内に分散立地せざるを得ないと考えています。これらを結びつけ、郊外の町外コミュニティの利便性を高めるためには、利用しやすい移動手段や、情報の伝達手段が必要です。受け入れ自治体とも協力・連携して地元の市民と浪江の避難住民が双方で利用できる「コミュニティバス」など、オンデマンドの移動手段の実現を要請します。

(参考) これについては、独立行政法人 科学技術振興機構の支援を受けて、二本松市杉内仮設住宅においてオンデマンドバスの実装実験を進めています。また、浪江町では町の支援を受けて商工会がまちづくり会社を設立して、全国の先進モデルとして注目され町民の足として活用されていたオンデマンドバス・タクシーシステム「ぐるりんこ」の運営実績があります。これらを基礎に、民間バス事業者、タクシー事業者などと協力して「新ぐるりんこ」システムを立ち上げることは、高齢社会に対応した地域活性化施策としても重要であり、現実的と考えます。

要請 7　まちづくり会社や NPO、民間企業・福祉事業者の多様な復興住宅供給やまちづくりへの活用・支援

復興公営住宅や町外コミュニティの建設のためには、受け入れ自治体のまちづくりと一体となった計画にもとづき、民間事業者やまちづくり会社などと協働することにより、様々な可能性が生まれてきます。例えば、民間事業者やまちづくり会社が地元の地権者と協働で建設する共同住宅を借り上げ復興公営住宅とすることや、福祉事業者の高齢者介護サービス付き住宅建設を公的な支援をすることで、まちづくりと一体となった復興が可能になります。また、このようなことで被災者の生活再建を早めるばかりではなく、地元産業の振興と雇用の創出にも大きく貢献します。

まちづくり会社や、志（こころざし）のある民間事業者（建設会社、福祉事業者、商工業者)、NPO 法人などが、この連携復興まちづくりに参画し､多様な需要を吸い上げ、地元雇用の場を創出することが可能になるように、制度的な支援を強く要請します。

要請 8　長期にわたる避難先自治体と、ふるさと浪江町の、二つの自治体の住民として安定的な生活を送り、将来のふるさとへの帰還を可能とする制度の実現

私たち浪江町民の多くは、ふるさとから追われましたが、避難先自治体で安定した生活を当面の間過ごすこととしても、ふるさとを捨てることは決してありません。個人により差はありますが､ふるさとを守り､いずれはふるさとへの帰還を強く望んでいます。

一部の住民は、避難先での生活の安定のため住民登録を移す動きもありますが、今後、土地建物の財物保障などがあっても、ふるさとへの帰還と住民としての権利・義務そして文化を継承し、又避難先自治体で生活を安定させるために、現行の支援策に加えてに二重住民票制度の創設を､強く要請します。

要請を実現する為の具体的な提案

要請を実現するための具体的な提案の全体像

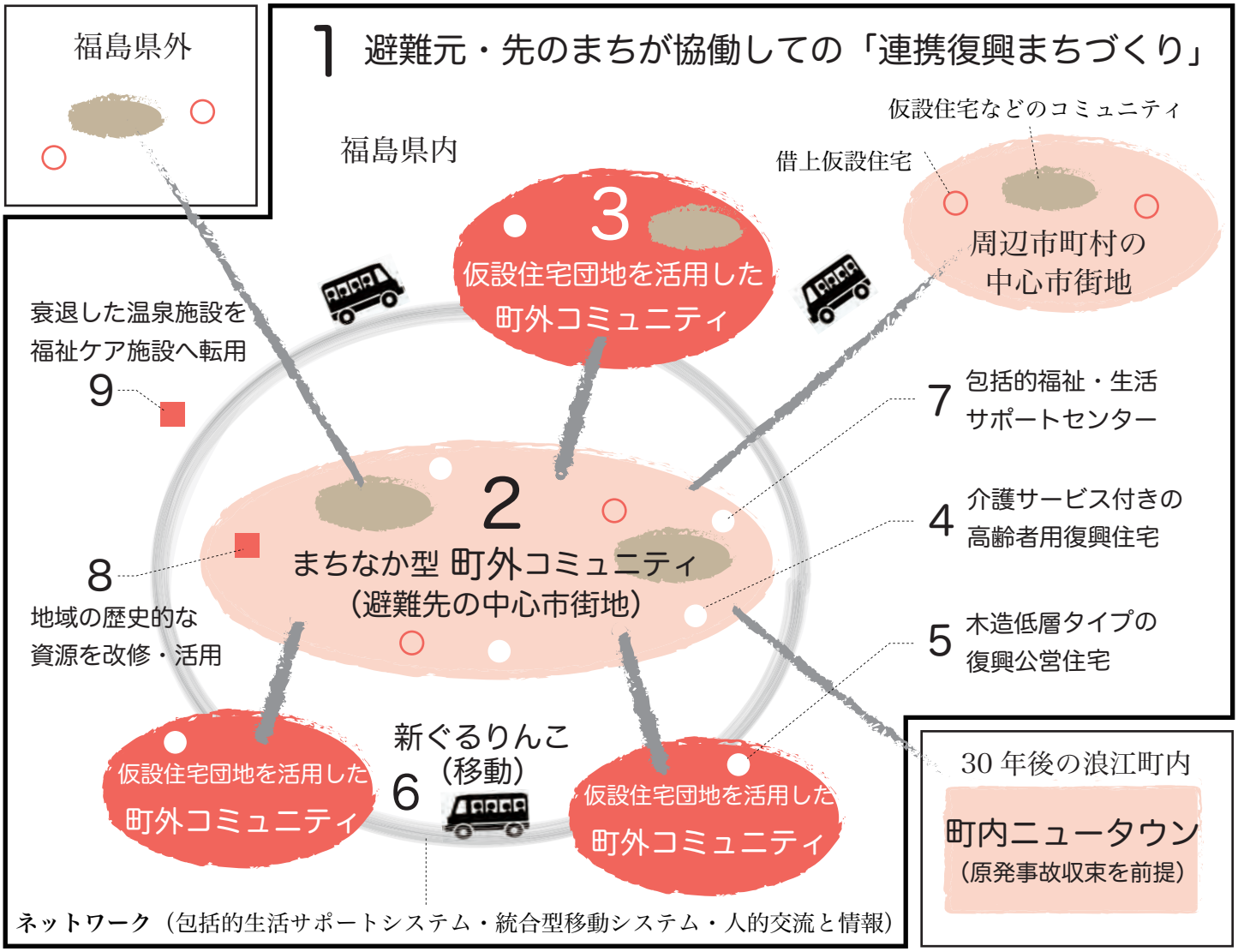

1 避難元・先の自治体市民、まちづくり会社やNPOなどが協働しての「連携復興まちづくり」を支える体制

＜要請１・要請７に関する提案＞

被災者・被災自治体と、自らも被災者でありながら沿岸部からの被災者・被災自治体を受け入れている側が、官民を超えた多側面で協力し、連携して支え合うことで、様々な地域の復興を果たそうとする「連携復興まちづくり」の取り組みが県内各地で始っています。

復興公営住宅や町外コミュニティの建設のためには、受け入れ自治体のまちづくりと一体となった計画にもとづき、民間事業者やまちづくり会社などと協働することにより、様々な可能性が生まれてきます。

まちづくり会社や、志のある民間事業者（建設会社、福祉事業者、商工業者）、NPO 法人などが、この連携復興まちづくりに参画し、多様な需要を吸い上げ、地元雇用の場を創出していくことは、避難元・先の両地域にとって大きな利益となります。

これを可能とする支援制度や、公的なサポートのしくみを策定し、連携復興まちづくりの体制を整えることで、避難者と受け入れ側の市民がが協力して、被災地ふくしまの再生に取り組む道が開かれます。

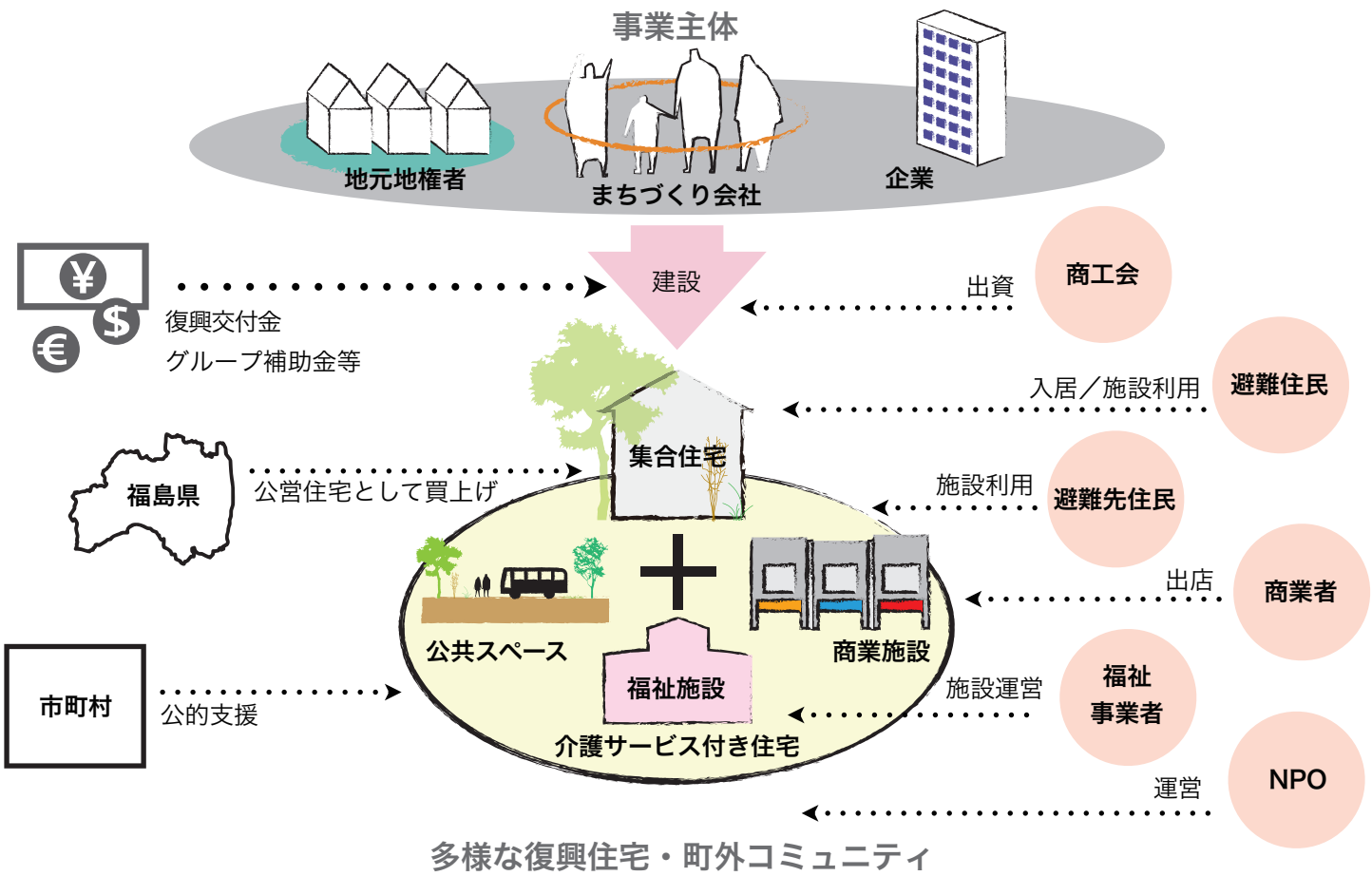

2 避難先まちなかのまちづくりと連動した「まちなか型町外コミュニティ」の整備

＜要請４に関する提案＞

受け入れ自治体の中心市街地では、空き地や空き家等を活用した「中心市街地活性化計画」などが進められています。これらに、浪江などの被災地の商工業者、福祉事業者などが参画し、協働して事業を興し、活力ある中心市街地を形成することは､両者にとって大きなメリットがあります。

「まちなか型町外コミュニティ」はこうした避難先地域の既存のまちづくりと連動した形で、町外コミュニティの整備を進めるための提案です。病院、学校、商店街や駅などが集積したまちなかの遊休地等に、復興公営住宅や公共機能を集積していくことで、高齢者や子どもにも配慮した、質の高い住環境が形成されます。

公的主体ばかりでなく、民間の事業者による借り上げ、あるいは買い上げ公営住宅の整備を推進し､まちなかの居住希望者が安定して生活していける環境を整えていきます。

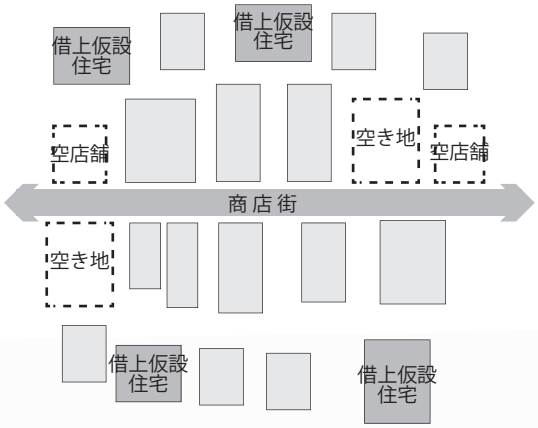

現状の中心市街地

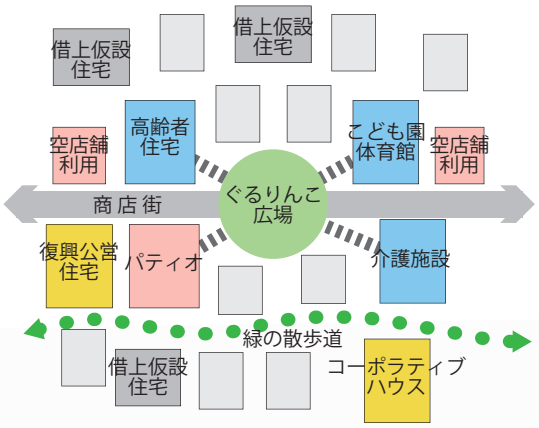

まちなか型町外コミュニティ形成

3 仮設住宅団地を活用した安定的な町外コミュニティの建設

＜要請２に関する提案＞

事故から３年が経過し、仮設住宅団地の中には自治会による自治がいきとどき、良質のコミュニティが形成されているものが多くあります。仮設住宅から復興公営住宅へ避難者が再編される中で、避難現状の住民関係や住み慣れた暮らしを重視し、現状の仮設住宅団地を活用した安定的な町外コミュニティを形成するための提案です。

まず、条件が合致するいくつかの仮設住宅団地、及びそこに隣接した土地を、ここを中心に町外コミュニティを形成するための基盤として、公的な利用ができるよう、県や国が買い上げ（あるいは、長期の定期借地契約）を行います。

仮設住宅を順次本設復興公営住宅に建て替え、被災者向け分譲住宅や、様々なタイプの復興住宅を建設し、安定して居住できる町外コミュニティの核とします。

また、桑折町の計画のように、仮設住宅に隣接して復興公営住宅や分譲宅地を整備することで、現在仮設のある敷地を長期・安定的に使用して、すでに育ちつつあるコミュニティを充実させる形での、町外コミュニティ整備をめざします。

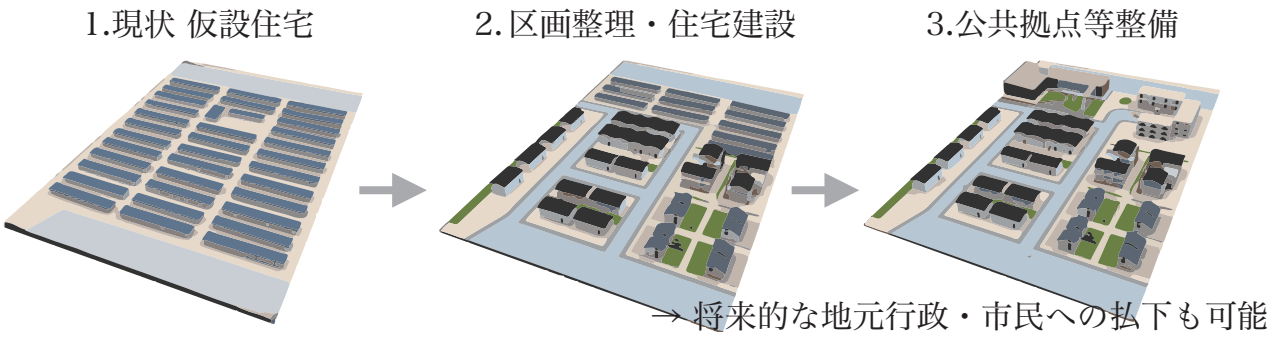

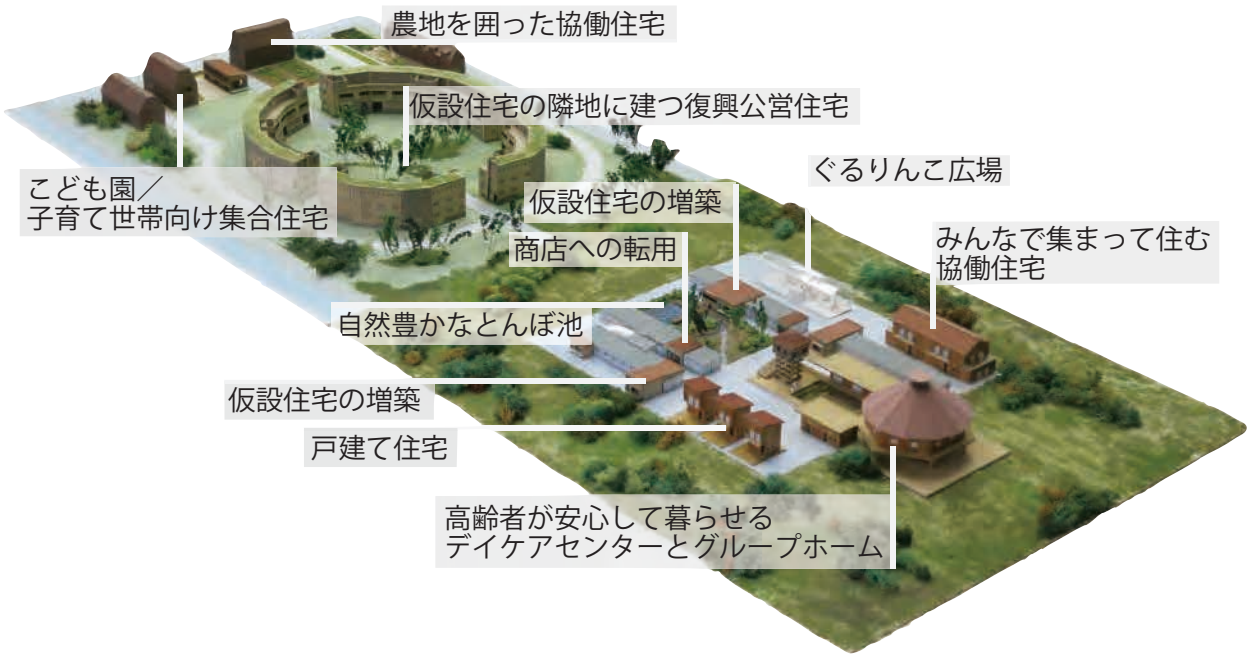

4 介護サービス付きの高齢者用復興住宅の供給整備

＜要請３に関する提案＞

介護サービスを必要としている、あるいは、生活の支援を必要としている高齢者（特に後期高齢者）に対応した、ケアつき、あるいは介護サービスが併設された高齢者向け復興公営住宅を、特に生活に便利な中心市街地に近接して整備する提案です。

上記の様な避難者は、通常の標準タイプの公営住宅では孤立してしまい、安心して暮らしていくことはできません。また、現在は健康で自立している高齢者の、今後の数十年を見据えた住環境整備に取り組んでいく上で、広く地域社会のストックとなりうる「サービス付き高齢者復興公営住宅」を提案します。

こうした住宅を整備することで高齢者の病院への社会的入院を減らすことができ、さらに、限られた数の公営住宅を家族で必要としている避難者に対し、通常の復興公営住宅を有効に供給することができます。

5 ふるさとの暮らしを取り戻す 木造低層タイプの復興公営住宅の供給整備

＜要請３に関する提案＞

沿岸部の被災者は戸建て住宅に大家族で生活していた方が多く、現在ではそれらの家族がバラバラに生活していて、早く一緒に住みたいと願っている避難者が多数います。

これらの方々が一緒にひとつの家庭として暮らせるような、庭付き戸建て型、テラスハウス型の復興公営住宅の提案です。十分な広さと間取りを備えた住宅を、沿岸部での暮らしに少しでも近づけるよう木造で建設し、家族で復興住宅に入りたい避難者に対応した、住環境を整備します。

こうした公営住宅は被災者が帰還した後も、払い下げなどが可能な良質な住宅ストックとなり、将来の公的負担の軽減につながります。

これらは、すでに桑折町で計画されているほか、津波被災地においても多数建設され、被災者の人気の的になってます。

6 広域に分散することを余儀なくされる町外コミュニティを結びつけ統合する移動交通サービス「新ぐるりんこ」

＜要請６に関する提案＞

避難の現状からの再編を考えた時、町外コミュニティは県内に分散立地せざるを得ない状況です。これらを結びつけ、郊外の町外コミュニティの利便性を高めるためには、利用しやすい移動手段や、情報の伝達手段が必要です。

「新ぐるりんこ」は避難を受け入れている自治体とも協力・連携して、地元市民と浪江町などの避難住民が双方で利用できる「コミュニティバス」などの、オンデマンドの移動交通システムの提案です。

買い物や通院といった日常生活のサポートだけではなく、避難元の自宅と現在の居住地の行き来といった帰還支援、旅行や観光といった娯楽・レクリエーション機能も備えた、総合型の移動サービスとなります。

（浪江町商工会H.P.よりhttp://www.nsci.or.jp/index.html）

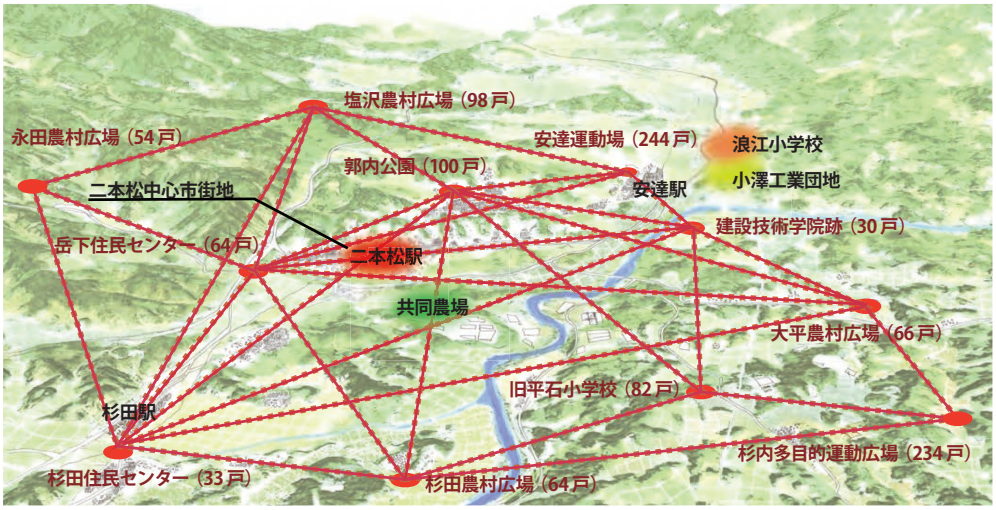

分散する仮設住宅と市街地を結ぶ移動交通

生活サービス

なかよし号　買い物や通院といった日常生活における外出をサポートする。

帰還支援

みらい号　浪江町への一時帰宅といった浪江町民ならではの外出をサポートする。宿泊可能な段階では町内で、なかよし号のような生活サービスを行う。

イベント

えんじょい号　温泉や旅館、劇場などの娯楽施設への移動をサポートする。移動自体も楽しめるように移動中にもお茶会やカラオケなどを開催し、外出の楽しさを提供する。

7 自治体を問わず、町外コミュニティの生活支援拠点となる包括的福祉・生活サポートセンターの建設

＜要請４に関する提案＞

各避難先の地域には、仮設住宅でまとまって避難生活をされている方だけではなく、見なし仮設住宅で孤立して生活している方や、会津若松市における浪江町避難者の様に、地域内の同じ自治体避難者が少数のために役場の出張所が近くに整備されず、充分な行政サービスが受けられない方が多くいます。

このような状況において、避難先自治体で医療・福祉などのケアや行政サービスが受けられるコミュニティの拠点が必要です。包括支援センターは、避難している複数の自治体が連合して整備することで、全ての自治体市民が利用可能となる、生活支援拠点の提案です。

少数派の避難者も、漏れのないケアを受けられる安定した町外コミュニティでの生活環境が実現し、これらが核となり、情報システムや交通システムで連携することによって、ネットワークコミュニティは実現します。

また、これにより被災者の生活再建を早めるばかりではなく、地元産業の振興と雇用の創出にも大きく貢献します。

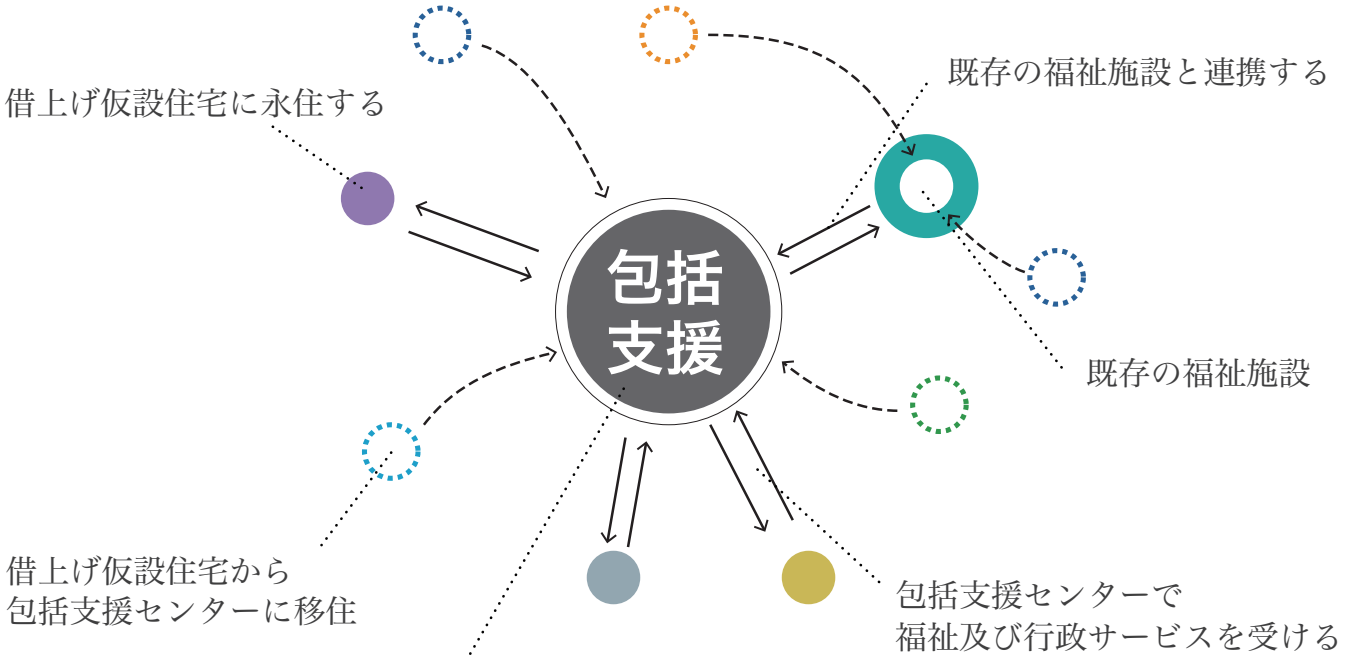

サポートセンターのイメージ

複合施設

役場の出張所

福祉サービスの提供

サービス付き高齢者住宅など

→避難先地域の雇用創出

8 震災で被害を受けた 避難受け入れ地域の歴史的な資源を改修・活用

＜要請７に関する提案＞

連携復興をきっかけに整備される文化拠点と地域の再生

福島県内に多くのこっている、蔵や古民家といった歴史的な建物を、町外コミュニティの整備を切っ掛けに改修し、活用していくための提案です。蔵の外装はそのままに、ミニホールや地域資料館、ゲストハウス、お店として利用されます。文化施設、避難元・先の事業者が連携し共同の事業体をつくって事業を行ないます。避難先のまちづくりの活動と連動し、復興公営住宅などの整備と平行してまちの文化的な価値を創っていく提案で す。

9 福島各地の衰退した温泉旅館を高齢者のための福祉ケア施設へ転用

＜要請７に関する提案＞

原発事故で避難を強いられてる避難者の中には、高齢のため生活や介護のサービスを必要としている方も多数います。加えて、若い世代や小さな子どもをもつ比較的若年の親世代が県外に避難をしている場合も多く、福島県内の高齢化率は高まっている状況です。

町外コミュニティの整備と関連して、福島各地の衰退した温泉街や旅館を、福祉施設として改修し、転用して利用していくことを提案します。避難受け入れ地域の病院や福祉施設、今後建設される多様な町外コミュニティと移動交通システムでつなぎ合わされ、連携し、高齢者を支えていく基盤となります。

また、温泉街の再活性化に伴い様々な雇用が生まれ、避難を受け入れている地域の再生にもつながります。

二本松市内岳温泉で廃業した旅館

温泉旅館転用の事例

＜事例＞廃業した温泉旅館を高齢者専用賃貸住宅へと転用するプロジェクト。社会福祉法人「とやの福 祉会」が旅館２件の土地と建物を取得し、運営を行う。高専賃 60 戸と定員 20 名の学童保育を併設する。国土交通省による「高齢者等居住安定化推進事業」の対象。

基盤となる多様な町外コミュニティの整備とそれらの統合による「ネットワーク・コミュニティ」の形成

＜提案を組合せることで出来上がるコミュニティのイメージ＞

原発事故の被災者は県外を含め広域に分散避難を強いられ、家族や地縁組織を含む、地域コミュニティは散り散りとなっています。避難が長期化する中で、それぞれの場所を基盤とした多様な「町外コミュニティ」を形成し、そこを中心に広がりながら安定した生活環境を築くことが求められています。

「ネットワーク・コミュニティ」はそれぞれの場所に応じて、多様な形で形成される町外コミュニティを、交通や情報のシステムでつなぎ合わせることでネットワークした、新しい形の共同体の提案です。

避難先地域のまちづくりと連動して整備される「まちなか型町外コミュニティ」や、原発事故後から３年が経過し、仮設住宅で育まれている新たな自治組織や近隣関係を重視し、これを拡充する形で形成される「仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ」といった、様々なコミュニティが統合型移動交通サービスや情報のシステムで統合、ネットワークしていくことで形成されます。

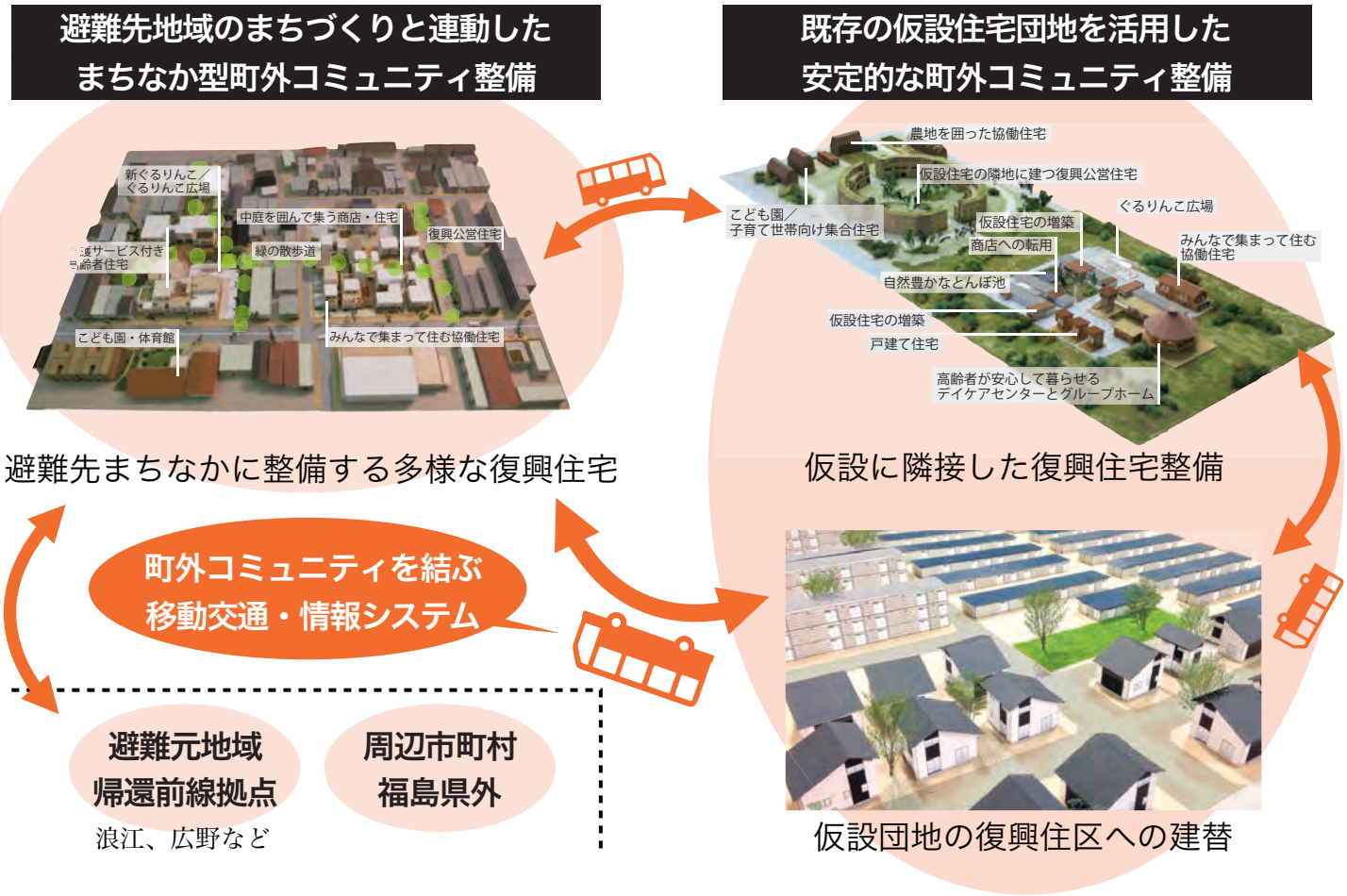

資料編

福島第一原発事故による広域分散避難の実態

(避難者数 100 人以上の自治体のみ掲載)

福島原発事故による広域分散避難の実態を示したものです。地図上で色が付いている自治体は事故により、避難を強いられいている主な地域です。色が対応している各々の円が、各自治体市民の避難先と人口を示しています。役場や教育機関、診療所といった公共機能も、分散して移転しているのが現状です。

双葉町のようにまとまって埼玉県に避難した自治体から、浪江町のように広域へのバラバラな避難となってしまった自治体まで、避難の実態は市町村ごとに多様であることが分かります。

そして、この避難の実態により、それぞれの避難自治体が抱える個別の課題には差があり、必要とされる施策も各々に異なるものとなります。これを理解した上で、それぞれの自治体は連携して、こうした課題への対処を進めていく必要があります。

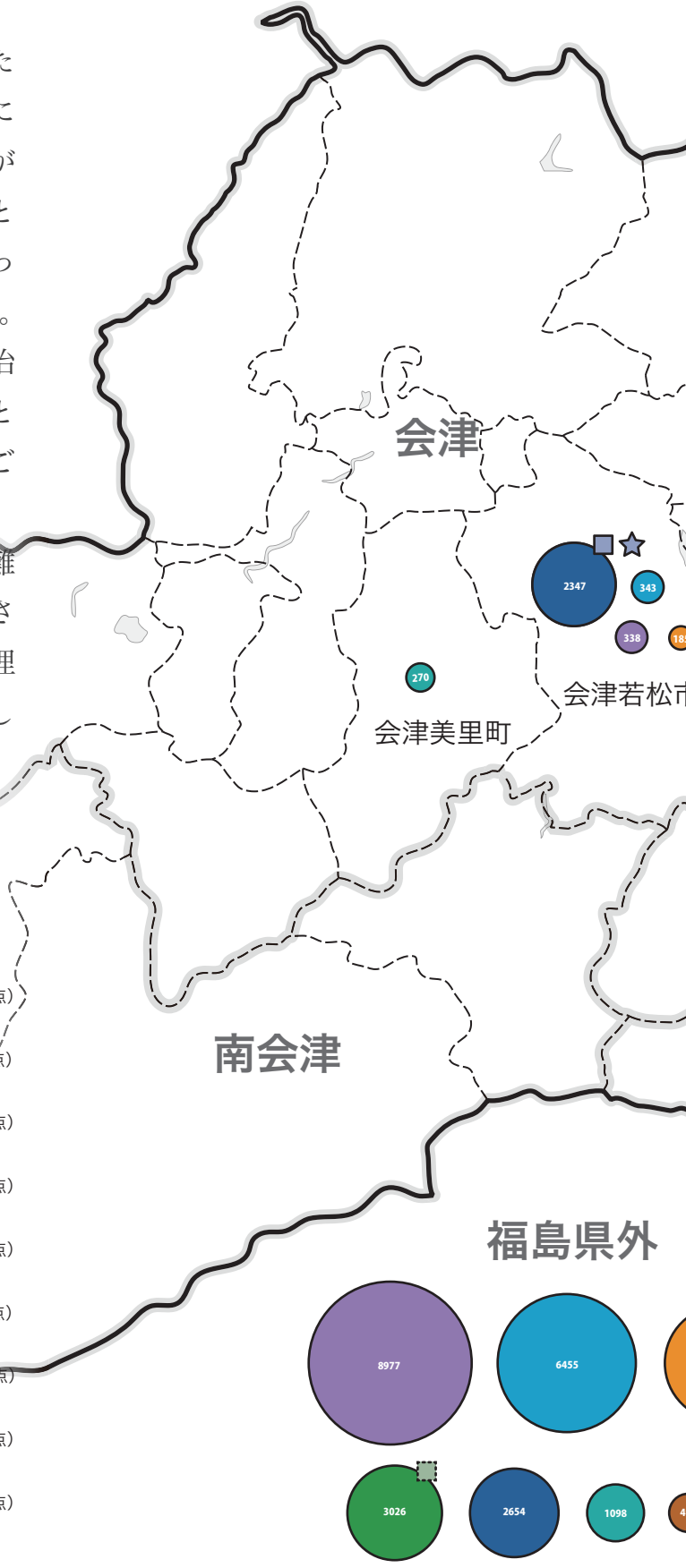

避難者数(人)

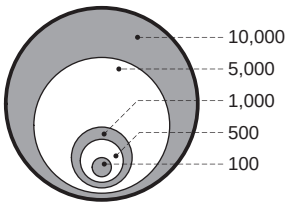

移転中の公共機能

- 主な役場機能
- 副次的な役場機能
- 仮設診療所
- 仮設教育施設

避難自治体

- 富岡町 (2013 年 11 月 1 日時点)
- 浪江町 (2013 年 10 月 31 日時点)
- 大熊町 (2013 年 11 月 1 日時点)
- 双葉町 (2013 年 11 月 5 日時点)
- 南相馬市 (2013 年 11 月 7 日時点)
- 楢葉町 (2013 年 10 月 17 日時点)
- 川内村 (2013 年 9 月 9 日時点)
- 飯舘村 (2013 年 11 月 1 日時点)
- 葛尾村 (2013 年 11 月 1 日時点)

< 出典 >
楢葉町以外：各自治体ウェブサイトに公開されている住民の避難状況を基に作成
楢葉町：役場提供資料を基に作成

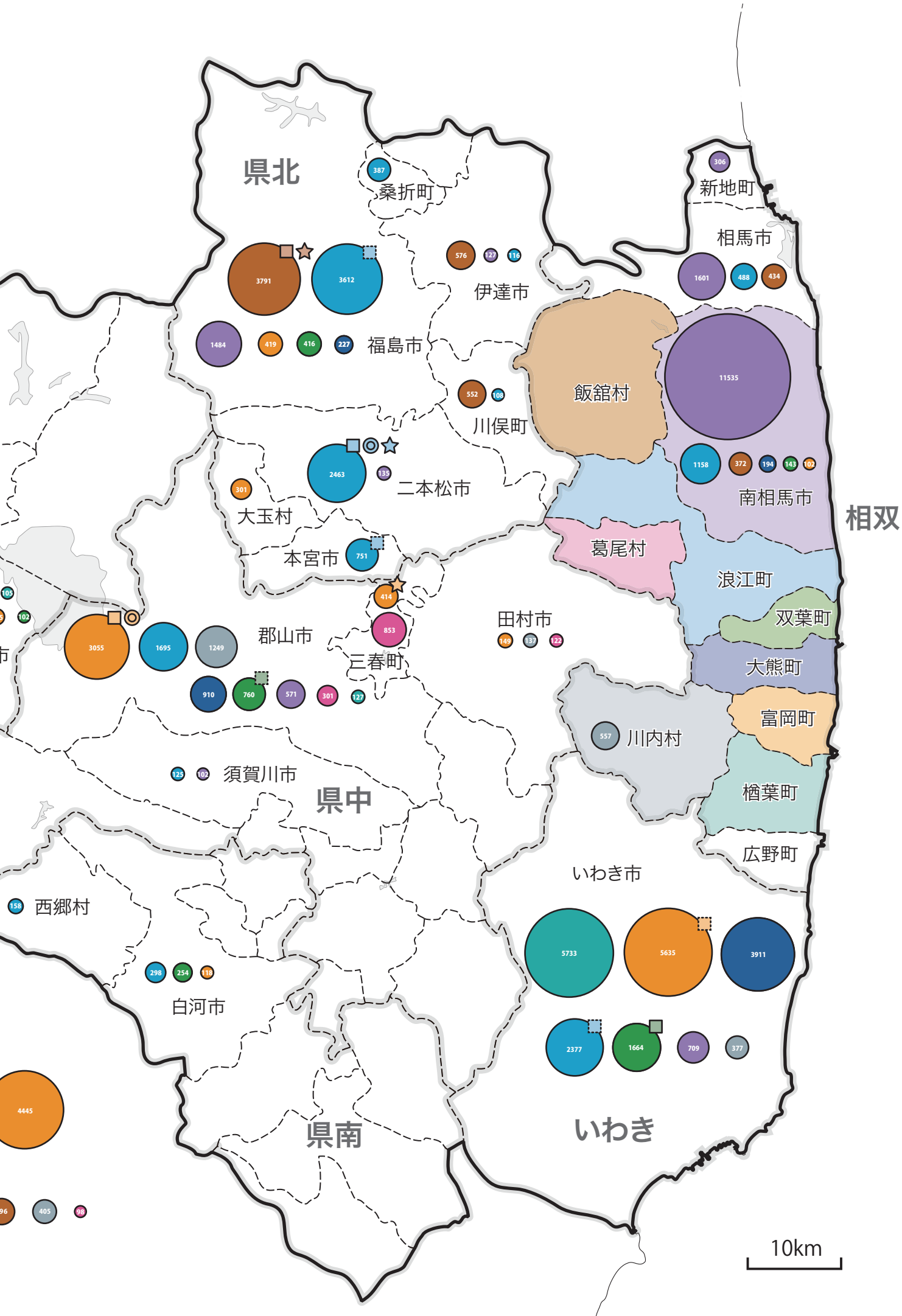
県北
387
桑折町
306
新地町
相馬市
1601
488
434
576
127
116
伊達市
3791
3612
1484
419
416
227
福島市
552
108
川俣町
飯舘村
11535
1158
372
194
143
102
南相馬市
相双
2463
135
二本松市
301
大玉村
葛尾村
本宮市
751
浪江町
414
105
102
田村市
149
137
122
双葉町
3055
1695
1249
郡山市
853
三春町
大熊町
910
760
571
301
127
富岡町
557
川内村
125
102
須賀川市
県中
楢葉町
広野町
いわき市
158
西郷村
5733
5635
3911
298
254
118
白河市
2377
1664
709
377
4445
県南
いわき
96
405
98
10km

主な受け入れ自治体における避難実態の比較

町外コミュニティを考える上で、主な避難受け入れ地域の実態を比較します。二本松市や会津若松市の様に、一つの自治体に対しほぼ一つの市町村の市民が避難して来ている地域もあれば、福島市や三春町のように、複数の自治体を受けれいている場所もあります。さらに、いわき市や郡山市には非常に多くの自治体が移転し、仮設住宅や借上住宅に混在的に、暮らしている状態です。

こうした中で、二本松-浪江の関係は、避難自治体と受け入れ自治体が一対一で対応し、水平支援が可能という点で、多くの受け入れ地域の中でも比較的簡易な状況下にある。この意味で、今後の避難元・先の連携した復興を考えた際、二本松と浪江が協働してのまちづくりの試みは、他地域でも汎用可能なモデルとなります。

一対一型

一つの自治体に対しほぼ一つの市町村の市民や公共機能が避難し、避難元・先が一対一の関係にある地域

二本松市

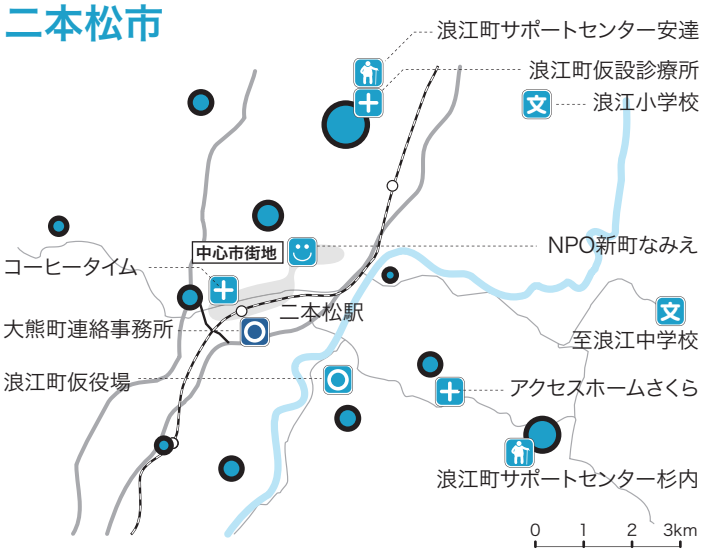

会津若松市

桑折町

本宮市

各避難自治体の仮設住宅

浪江町　富岡町　南相馬市　葛尾村　広野町　その他
双葉町　大熊町　飯館村　川内村　楢葉町

一対複数型

一つの自治体に対し複数市町村の市民や公共機能が避難し避難元・先が一対複数の関係にある地域

福島市

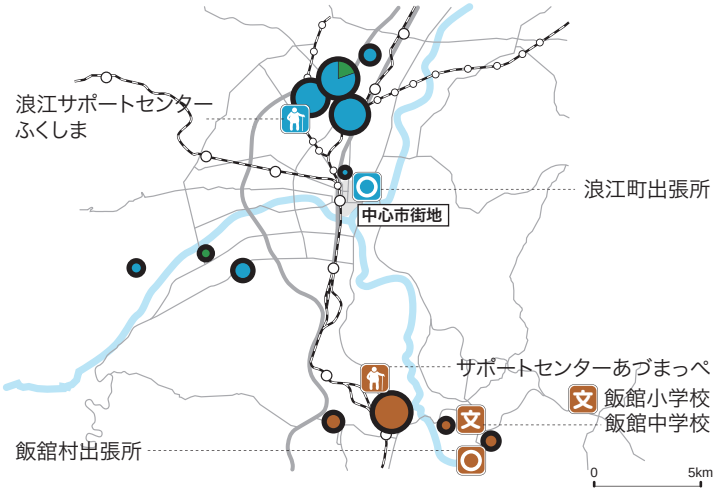

三春町

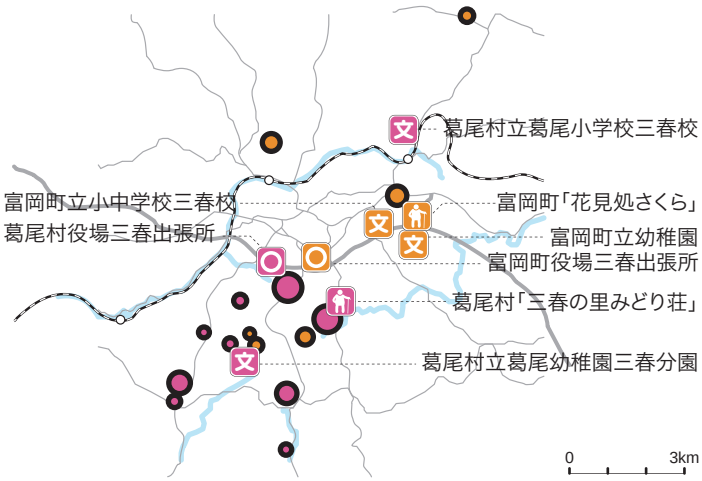

混在型

一つの自治体に対し、多くの市町村の市民や公共機能が混在的に避難してきている地域

いわき市

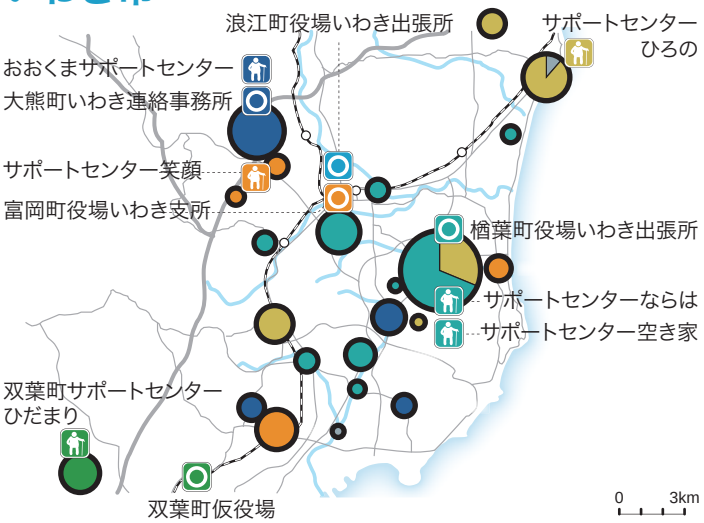

郡山市

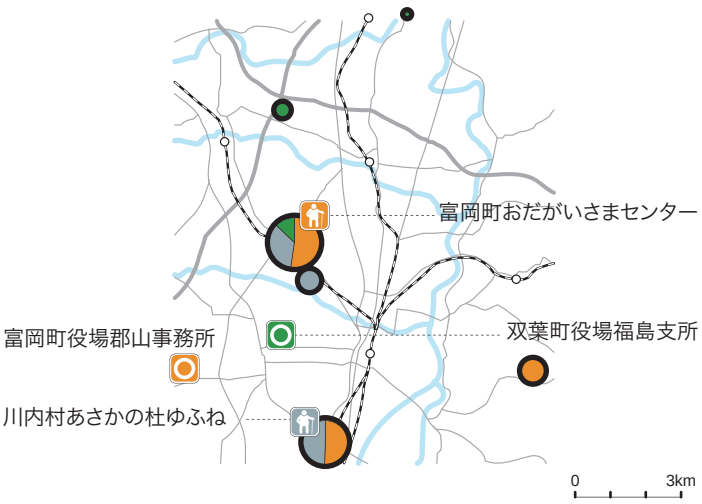

仮役場・支所・連絡事務所

仮設小・中学校・幼稚園

仮設診療所・福祉施設

サポートセンター

NPO

中心市街地

鉄道駅

幹線道路

鉄道路線

河川

N

二本松市における避難の実態

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

主な借上住宅の居住人口（人）

市内11ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約3,000人が生活しています。主な避難自治体は浪江町で、すべての仮設住宅が浪江町民によって利用されている他、借上げ住宅にも900人近い人口が暮らしています。

浪江町が、行政機能の拠点となる仮役場、仮設の診療所、サテライトの小中学校、サポートセンターなどを設置しています。福祉事業者やNPOも二本松にて事業を再開しているものがあります。市内、油井地区に県営の復興住宅70戸が計画されています。

凡例

浪江町　双葉町　葛尾村　川内村　仮設　仮役場・支所・連絡事務所
富岡町　大熊町　広野町　その他　借上　仮設小・中学校・幼稚園
南相馬市　飯舘村　楢葉町

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

会津若松市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

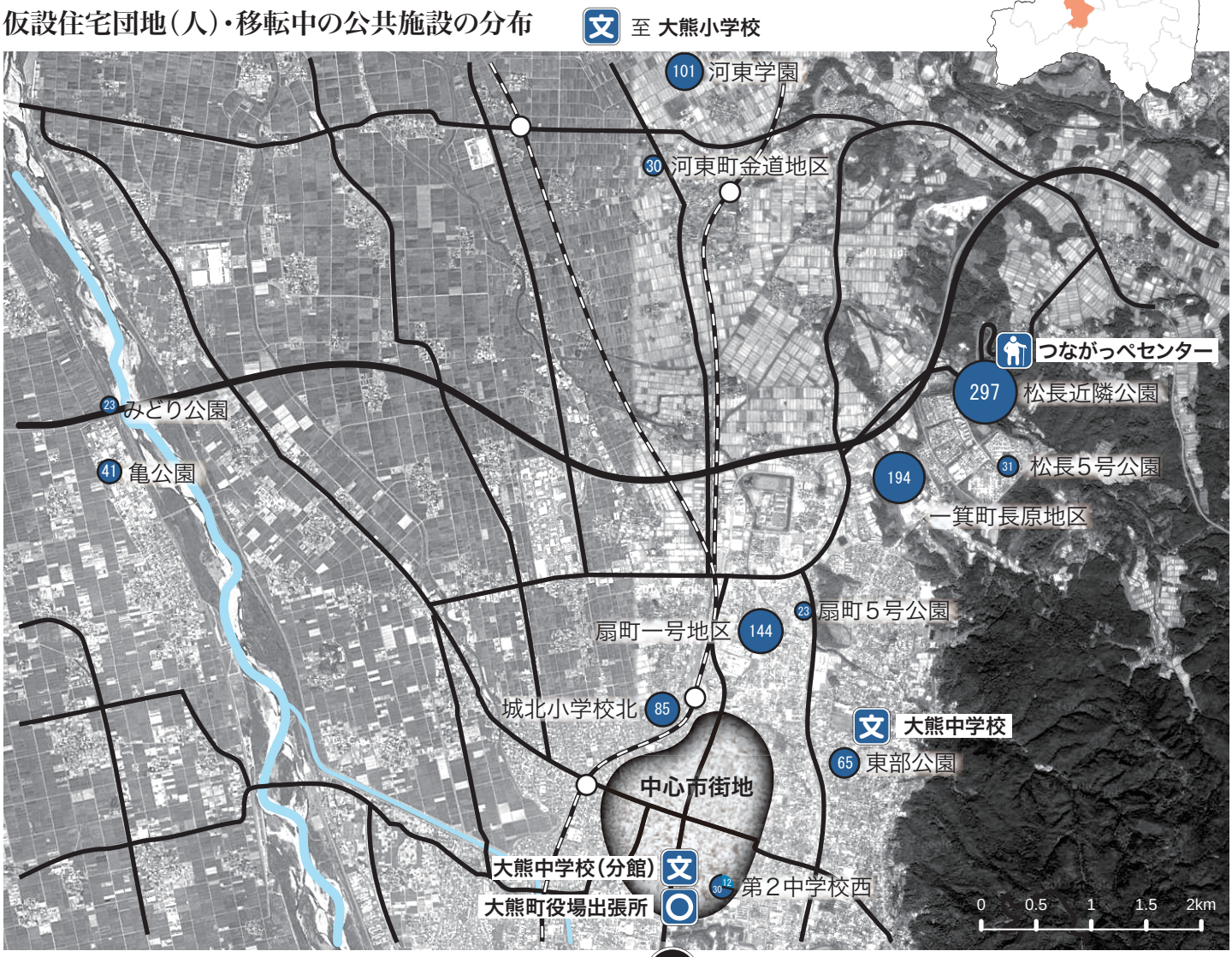

古川町地区20戸

至 門田町地区70戸

主な借上住宅の居住人口（人）

市内12ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約3,800人が生活しています。主な避難自治体は大熊町で、ほとんどの仮設住宅が大熊町民によって利用されている他、借上げ住宅にも1600人近い人口が暮らしています。

大熊町が、行政機能の拠点となる仮役場、サテライトの小中学校などを設置しています。

会津若松市市内の門田町に70戸、古川町に20戸の計90戸の県営災害復興公営住宅の計画がすすめられています。

仮設診療所・福祉施設
サポートセンター
NPO
中心市街地
鉄道駅
幹線道路
鉄道路線
河川
福島県営復興住宅計画
市・町・村営復興住宅計画
N

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

桑折町における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

主な借上住宅の居住人口（人）

25	15	8	5	2	1	1	1
浪江町	南相馬市	川俣町	双葉村	飯館村	楢葉町	富岡町	大熊町

町内１ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約400人が生活しています。主な避難自治体は浪江町で、町内唯一の仮設住宅も浪江町民によって利用されている他、地震被害をうけてた数世帯の桑折町町民もここで生活しています。

現在仮設住宅団地がある敷地に隣接して、桑折町市民を対象とした桑折町町営の復興公営住宅47戸が計画されています。

浪江町と桑折町の協定によってこの中の一部に被災した浪江町町民も入居することになっています。

凡例

浪江町　富岡町　南相馬市　双葉町　大熊町　飯館村　葛尾村　広野町　楢葉町　川内村　その他　仮設　借上　仮役場・支所・連絡事務所　仮設小・中学校・幼稚園

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

本宮市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

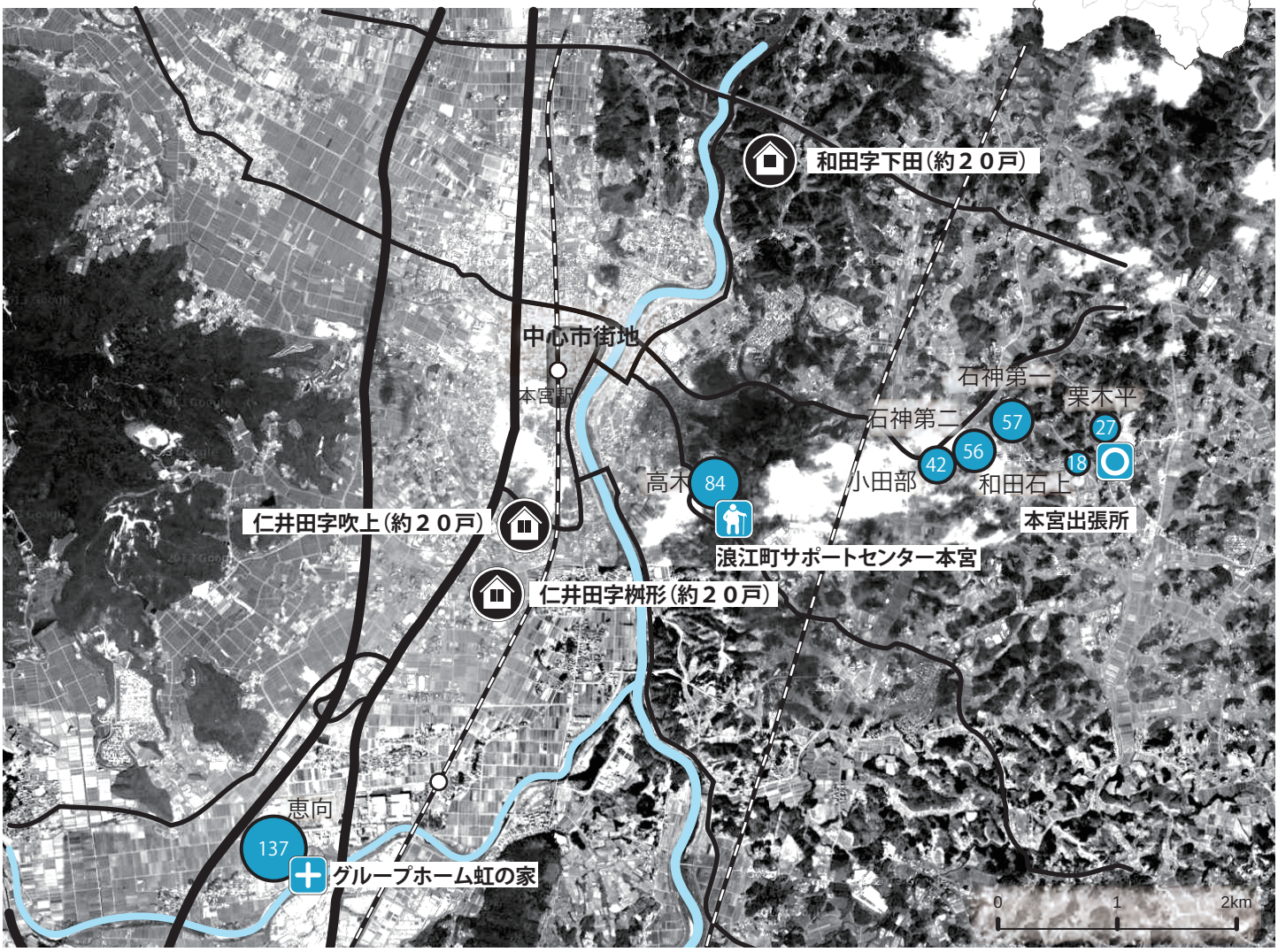

※数字は世帯数

主な借上住宅の居住人口（人）

町内7ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約1,500人が生活しています。主な避難自治体は浪江町で、すべての仮設住宅も浪江町民によって利用されているほか、借り上げ仮設住宅にも多くの方が暮らしています。

浪江町と本宮市の協定によって、本宮市市内の3カ所に、浪江町町民を対象とした、本宮市営の復興公営住宅61戸が計画されています。

この中の一部には、大熊町町民も数世帯入居することとなっています。

仮設診療所・福祉施設
サポートセンター
NPO
中心市街地
鉄道駅
幹線道路
鉄道路線
河川
福島県営復興住宅計画
市・町・村営復興住宅計画
N

＜出典＞各避難自治体の HP を基に作成、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

福島市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

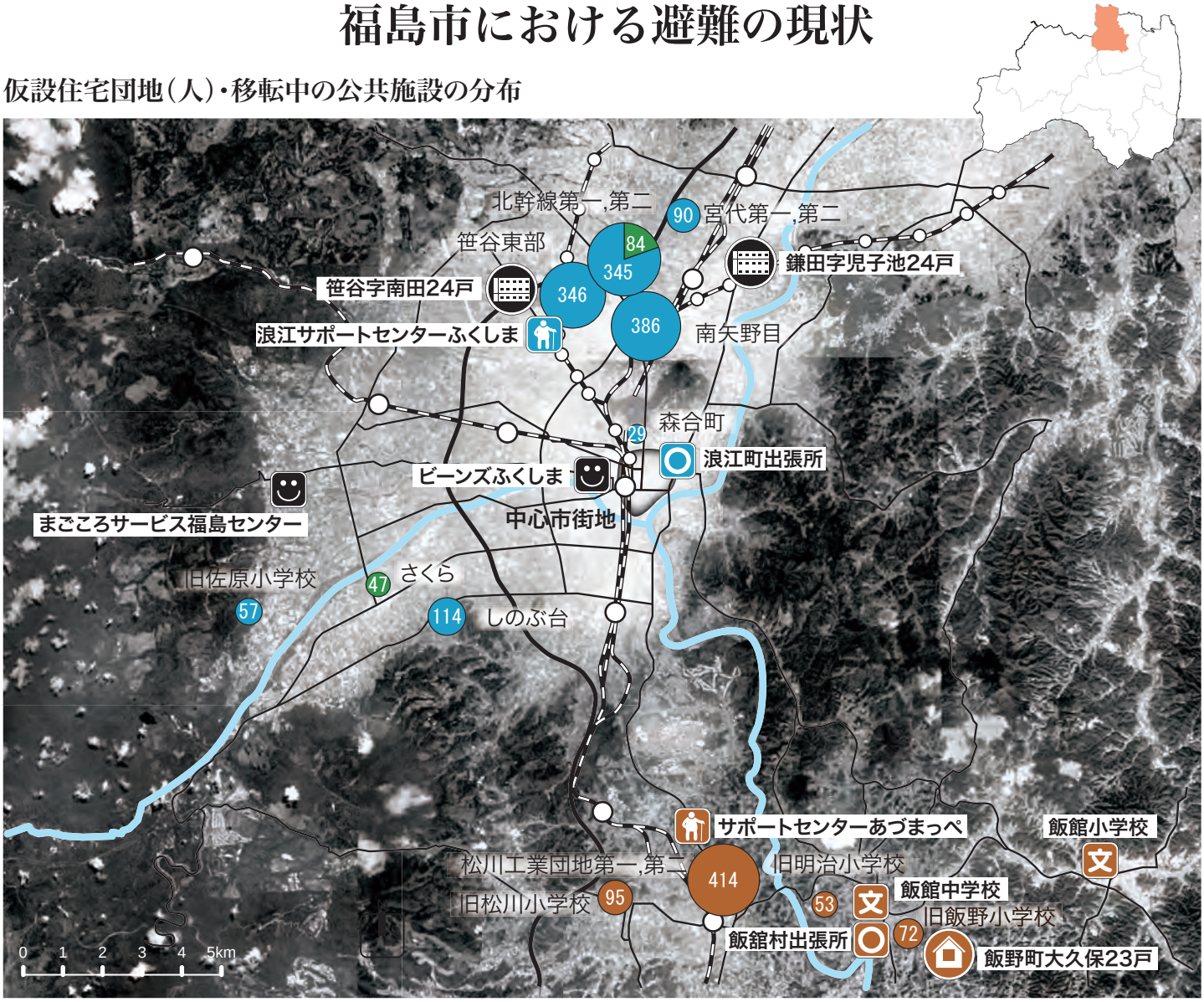

主な借上住宅の居住人口（人）

市内15ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約9,500人が生活しています。主な避難自治体は浪江町、飯館村、南相馬市で、市内の仮設住宅に生活しているほか、借上げ住宅にも多くの市民が暮らしています。

飯館村が福島市と協定を結び、行政機能の拠点となる仮役場、サテライトの小中学校などを設置しています。市内鎌田地区に24戸、笹谷地区に24戸の県営の復興住宅、飯野町に23戸の飯館村営の復興住宅の計画がすすめられています。

凡例

浪江町　双葉町　葛尾村　川内村　仮設　仮役場・支所・連絡事務所
富岡町　大熊町　広野町　その他　借上　仮設小・中学校・幼稚園
南相馬市　飯館村　楢葉町

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

三春町における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

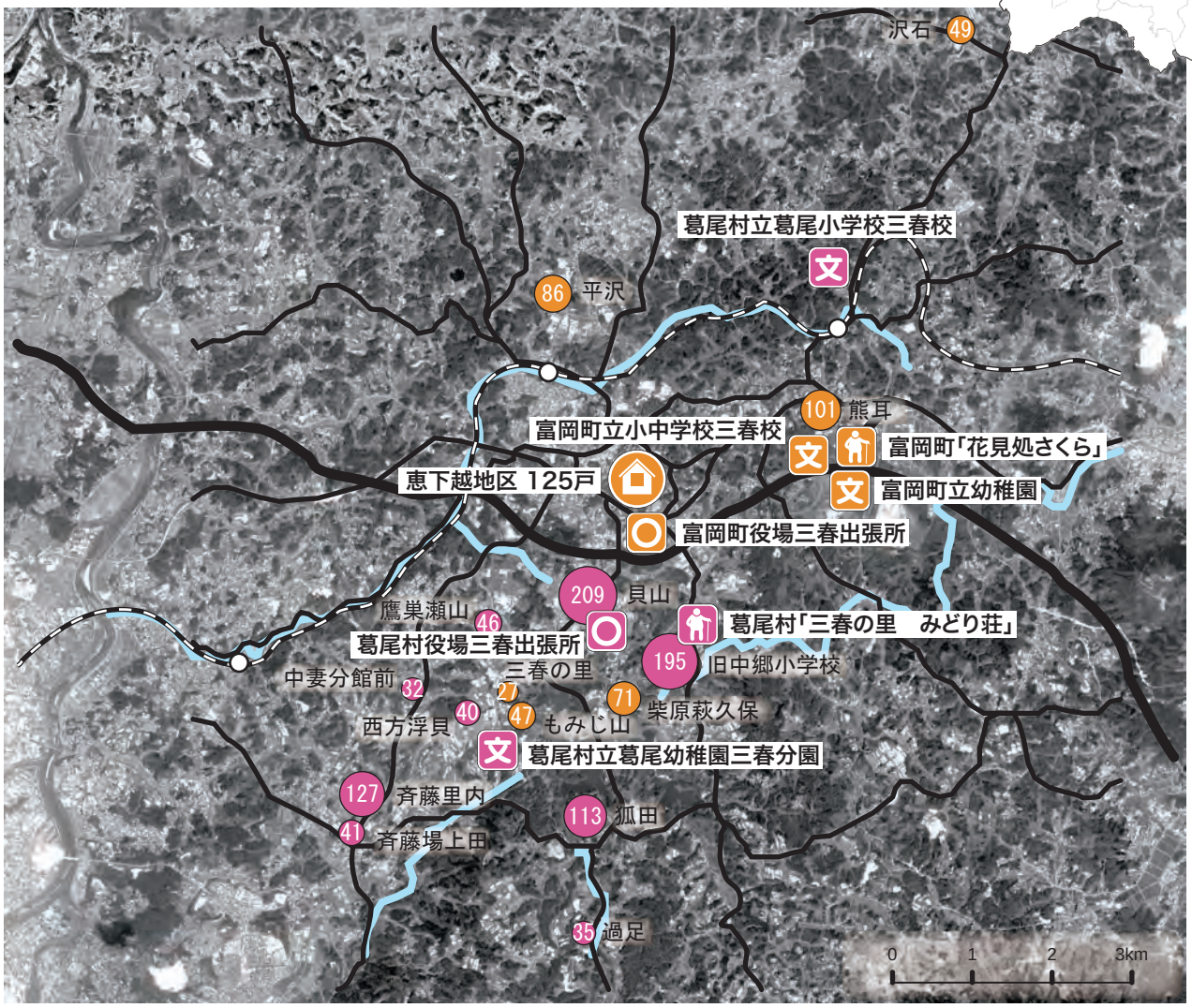

主な借上住宅の居住人口（人）

富岡町	田村市	葛尾村	浪江町	大熊町	南相馬市	双葉町	川内村	川俣市	楢葉町	飯館村
95	82	57	18	18	17	9	8	7	5	2

市内15ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約1500人が生活しています。主な避難自治体は葛尾村と富岡町で、町内の仮設住宅に生活しているほか、借上げ住宅にも多くの市民が暮らしています。

葛尾村と富岡町が各々に、行政機能の拠点となる仮役場、サテライトの小中学校、幼稚園などを設置しています。

町内の恵下越地区に、葛尾村が整備主体となって公営住宅124戸の計画がすすめられています。

仮設診療所・福祉施設
サポートセンター
NPO
中心市街地
鉄道駅
幹線道路
鉄道路線
河川
福島県営復興住宅計画
市・町・村営復興住宅計画
N

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

いわき市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

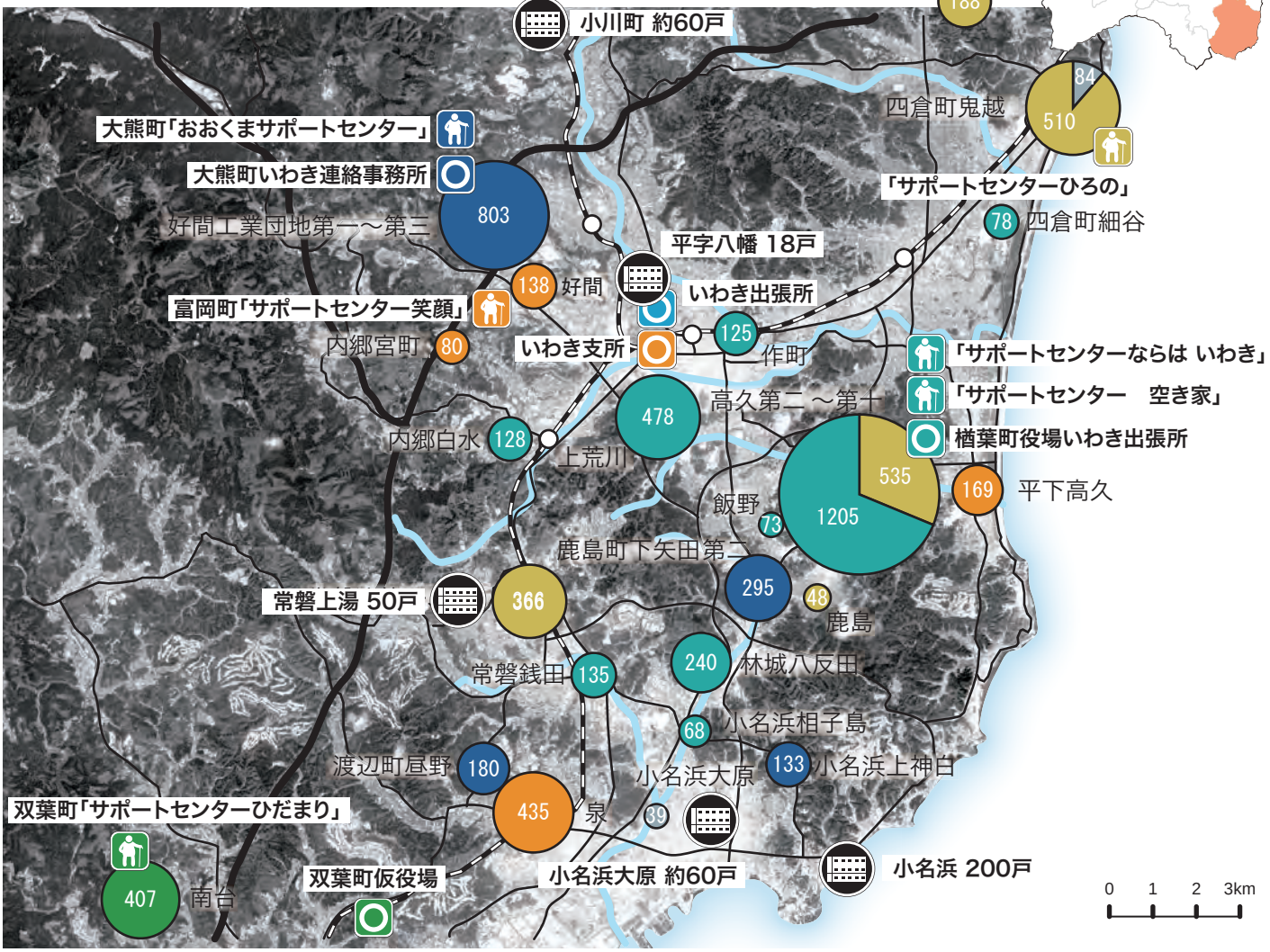

主な借上住宅の居住人口（人）

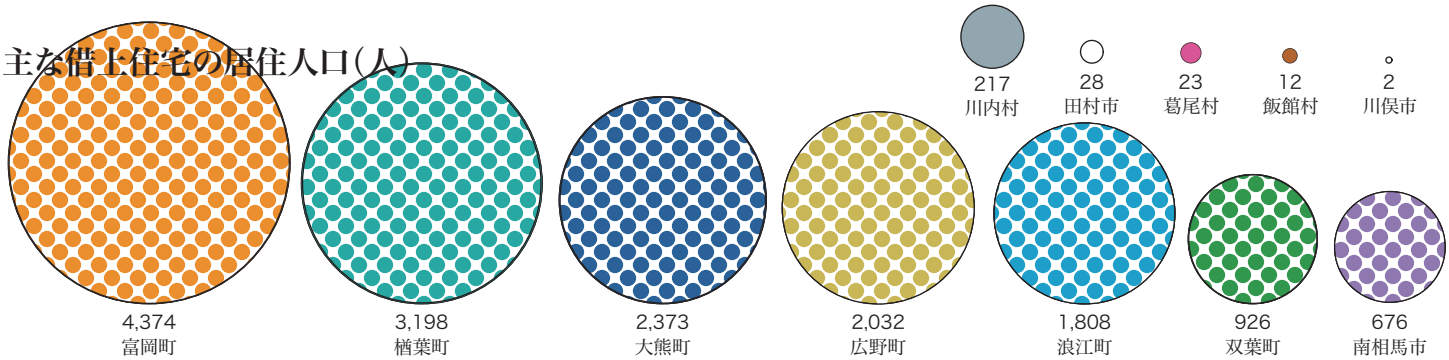

市内35ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約22,600人が生活しています。主な避難自治体は楢葉町、富岡町、広野町、大熊町浪江町などで、多くの自治体が仮設住宅、あるいは借上住宅に混在して暮らしている状況です。

楢葉町と双葉町が各々に、行政機能の拠点となる仮役場を設置している他、浪江町、大熊町、富岡町も行政機能の一部を移転させています。

市内５カ所に福島県営の災害復興公営住宅が計画されています。

凡例

浪江町　富岡町　南相馬市　双葉町　大熊町　飯館村　葛尾村　広野町　楢葉町　川内村　その他　仮設　借上　仮役場・支所・連絡事務所　仮設小・中学校・幼稚園

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

郡山市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

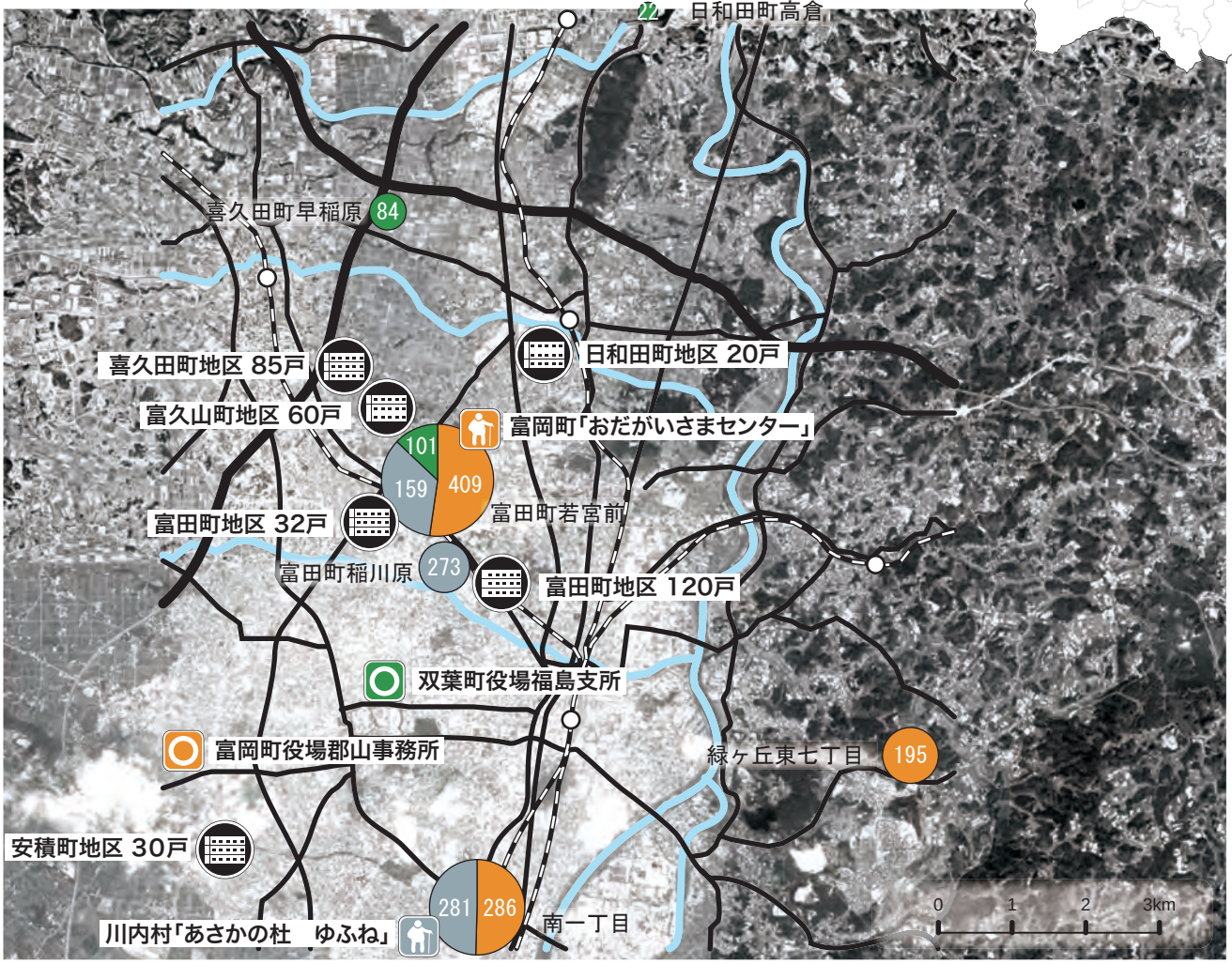

主な借上住宅の居住人口（人）

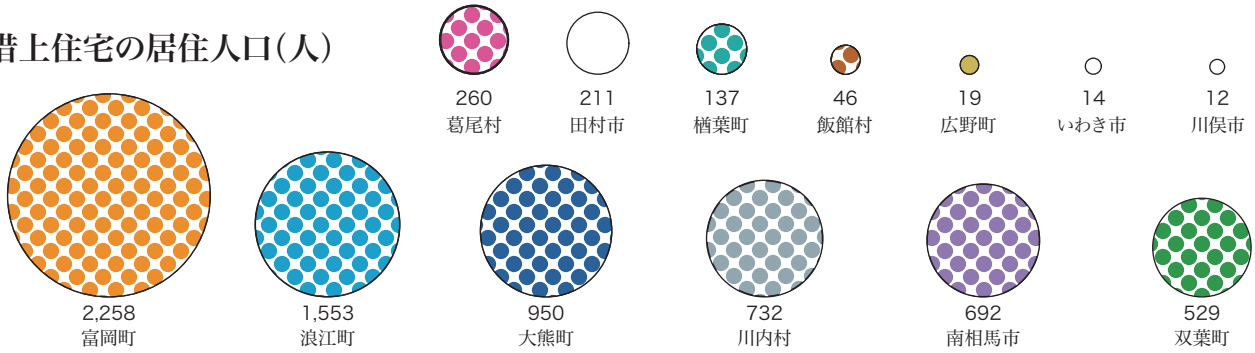

市内6ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約9,200人が生活しています。主な避難自治体は富岡町、川内村、双葉町、浪江町大熊町などで、多くの自治体が仮設住宅、あるいは借上住宅に混在して暮らしている状況です。

富岡町が主な、行政機能の拠点となる仮役場を設置している他、双葉町も行政機能の一部を移転させています。

市内6カ所に福島県営の災害復興公営住宅が計画されています。

仮設診療所・福祉施設
サポートセンター
NPO
中心市街地
鉄道駅
幹線道路
鉄道路線
河川
福島県営復興住宅計画
市・町・村営復興住宅計画
N

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

ネットワーク・コミュニティ形成へのプログラム

- 二本松市をモデルとした避難現状の再編 -　＜検討の為の参考イメージ＞

二本松市の避難の現状

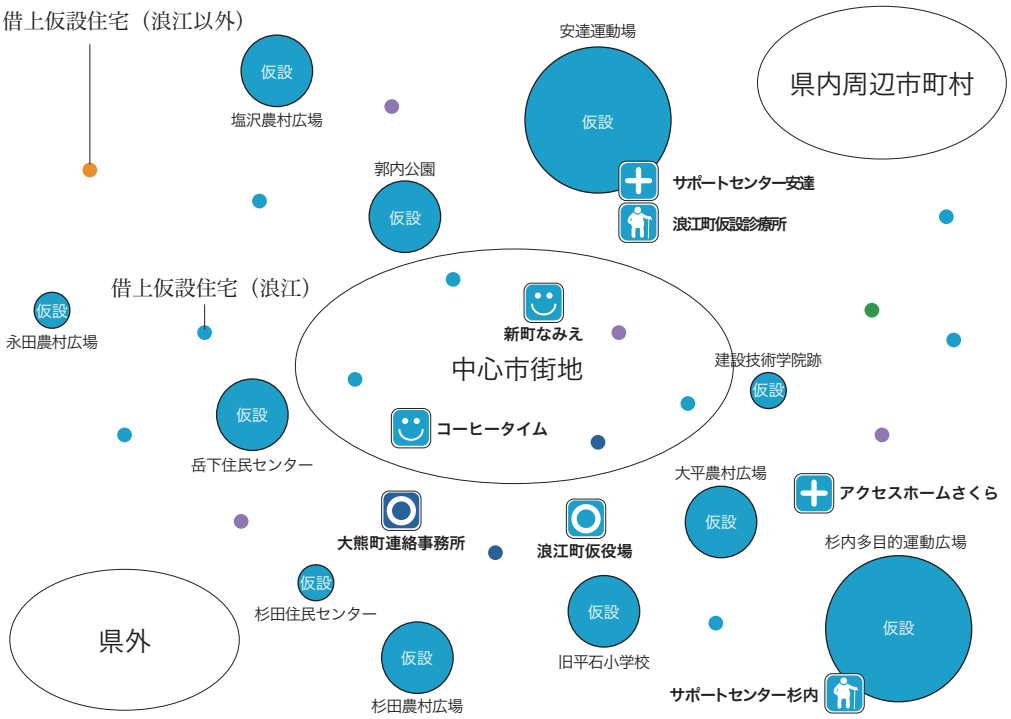

現在市内には、2607人の浪江町民が生活しており、内仮設団地に1731人（871戸）、借り上げ住宅に876人（551戸）が暮らしています。

郊外に分散した仮設住宅では高齢者率が非常に高く、震災から3年を経て長期化する避難生活の中で、多くの問題が深刻化しています。

また、まちなかの借り上げ住宅に多くの町民が生活していますが、多世帯が集まっている仮設に比べると孤立しやすく、コミュニティを形成しにくかったり、様々な支援も受けずらい状況下にあります。

「まちなか型町外コミュニティ」の形成

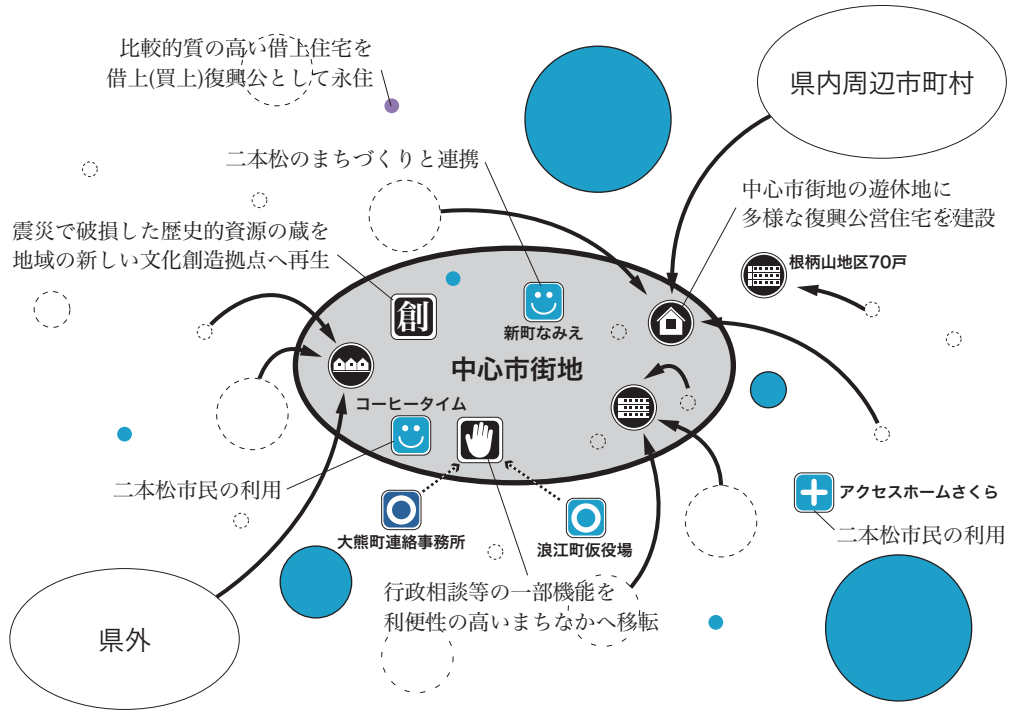

市内の中心市街地は、空き地、空店舗が目立つ商店街ですが、医療や福祉施設が集積し、依然として高齢者や子どもには暮らしやすい住環境があります。

既存の中心市街地活性化計画や地元のまちづくりに、浪江など被災地の商工業者、福祉事業者らが参画し、協働して事業を興します。

まちなかの遊休地に多様な復興住宅を整備し、中心市街地を拡充する形での、まちなか型町外コミュニティが形成されます。

仮設　仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ

中心市街地　まちなか型町外コミュニティ

戸建て仕様の復興公営住宅

サービス付き高齢者向け公営住宅
共同住宅仕様の復興公営住宅

統合型移動交通システム「新ぐるりんこ」

「仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ」の形成

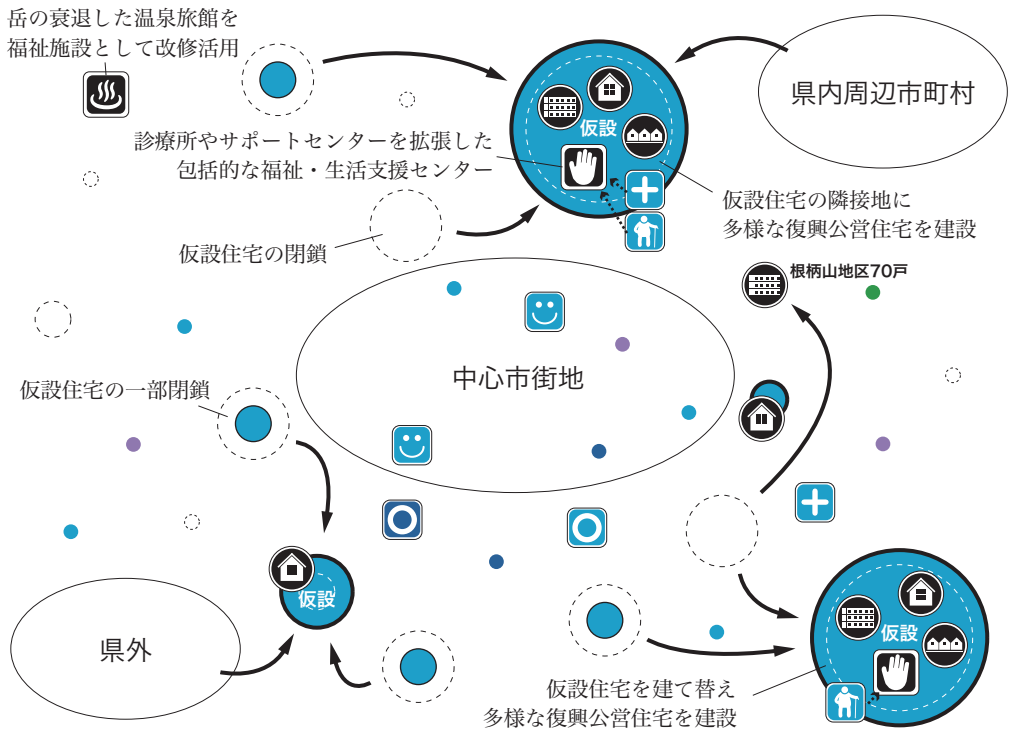

「ネットワーク・コミュニティ」の形成

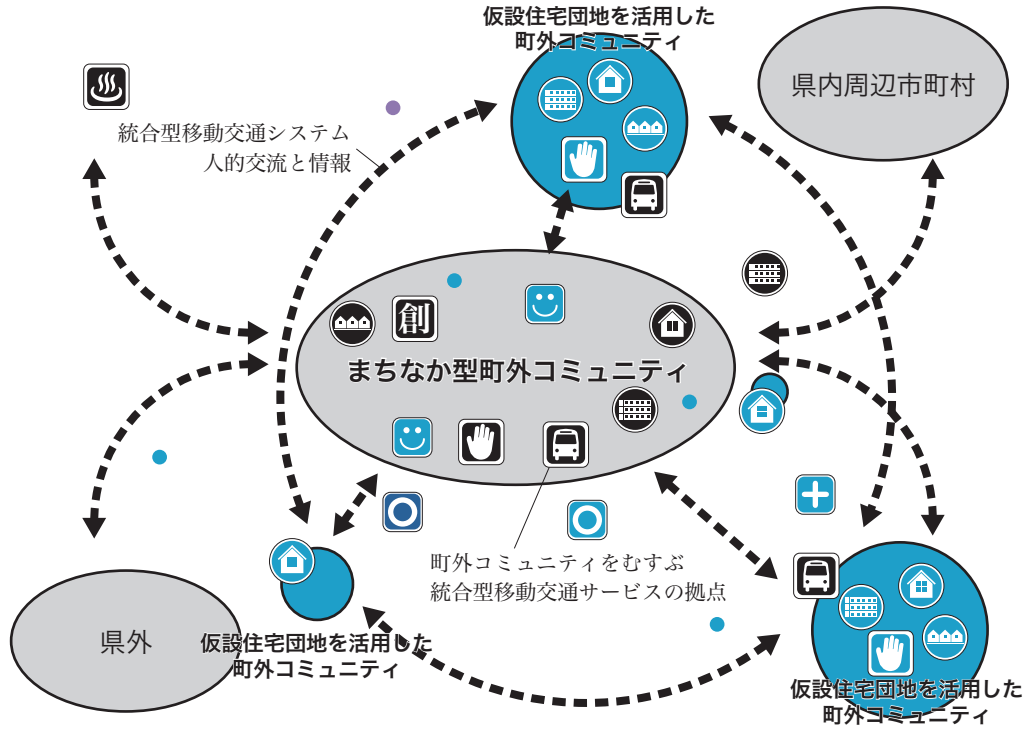

被災から3年を経て、新たな自治組織や近隣関係が育まれている仮設住宅団地のコミュニティや、住み慣れた場所での暮らしを重視し、現状の仮設を建替えたり、或は隣接地に建設する形で復興公営住宅を整備します。

高齢者向けサービス付きのものや、戸建てタイプといった多様な復興公営住宅を整備し、既存のサポートセンターや診療所を包括的な生活支援施設に拡張して利用することで、避難現状の多様なニーズに応じた町外コミュニティが形成されます。

「まちなか型町外コミュニティ」や「仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ」といった多様な町外コミュニティが、統合型移動サービス「新ぐるりんこ」や情報のシステムによってつなぎ合わされる事で、「ネットワーク・コミュニティ」が形成されます。

二本松市内だけではなく、隣接する福島市や本宮市など、周辺市町村の町外コミュニティともつながり、分散避難を強いられ、バラバラになっている避難現状のコミュニティが再編・再統合されます。

- 包括的な福祉・生活サポート支援センター
- 創 避難元・先の事業者共同での歴史的資源の改修・活用
- 衰退した温泉旅館を福祉ケア施設へ転用

- 通常の復興公営住宅
- 仮役場・支所・連絡事務所
- 仮設診療所・福祉施設
- サポートセンター
- NPO

各地域の避難の実状に応じた現状再編 ＜検討の為の参考イメージ＞

「一対一型」二本松市　現状の再編

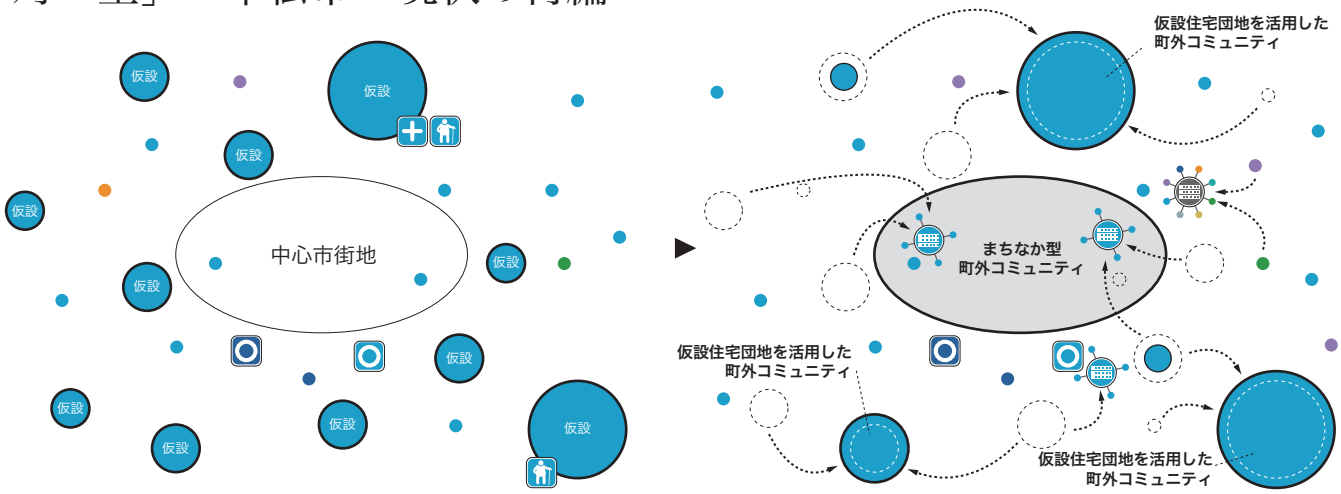

「一対複数型」福島市　現状の再編

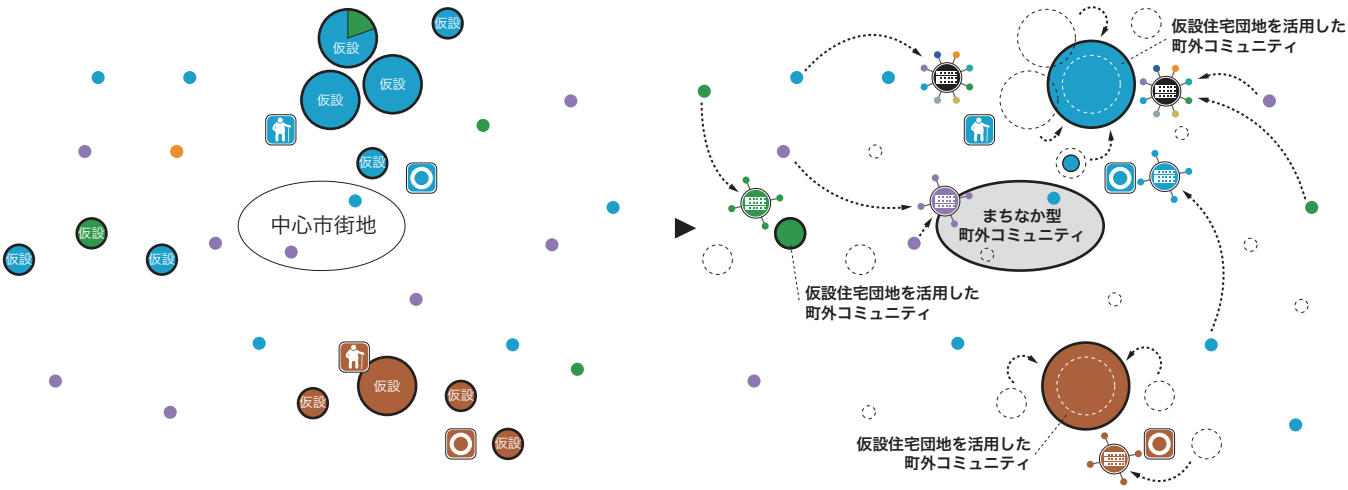

「混在型」いわき市　現状の再編

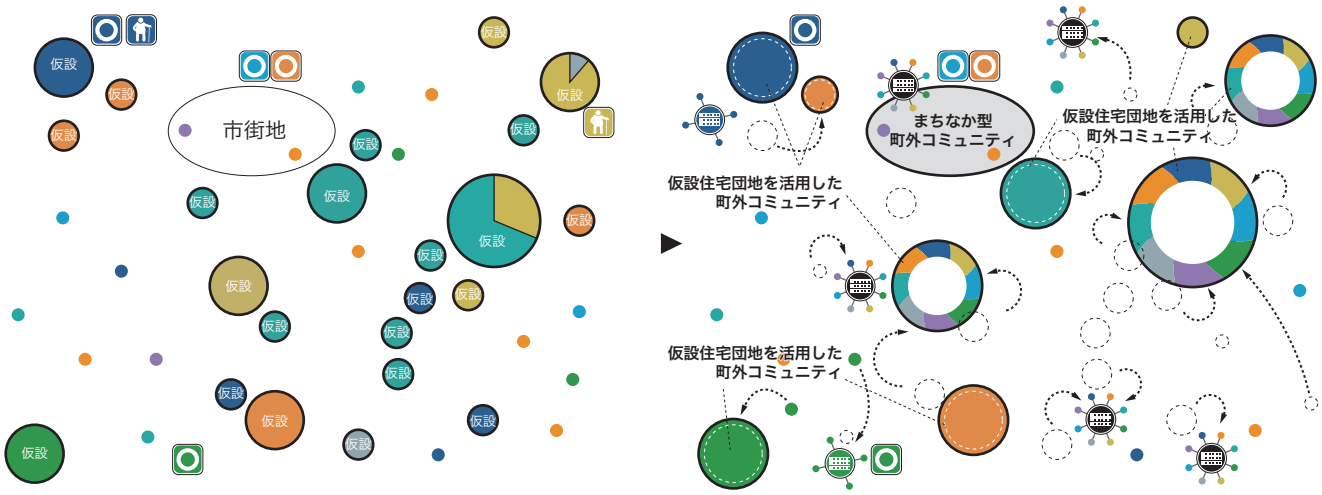

凡例

- 浪江町
- 富岡町
- 南相馬市
- 双葉町
- 大熊町
- 飯館村
- 葛尾村
- 広野町
- 楢葉町
- 川内村
- その他
- 仮設
- 仮役場・支所・連絡事務所
- 仮設診療所・福祉施設
- サポートセンター

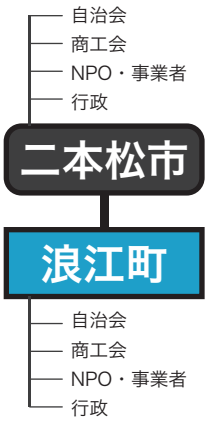

一対一の協定

避難者のほとんどが浪江町民である二本松市では、両自治体の一対一の協定によって、町外コミュニティ整備を進めて行くことが可能です。

まず、サポートセンターや仮の診療所のある比較的規模の大きな仮設住宅団地や、土地の長期的な利用が可能な仮設住宅団地を核として「仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ」を整備します。また、二本松市のまちづくりと連動しながら、まちなか等に、浪江町民が中心としたコミュニティの拠点となる共同住宅を建設し「まちなか型町外コミュニティ」を整備します。

浪江町以外の少数派となる避難自治体の住民に対しては、双相八町村合同の拠点「包括的福祉・生活サポートセンター」を設け、各行政、福祉サービスなどの受給を可能とし、漏れのない支援体制を構築します。

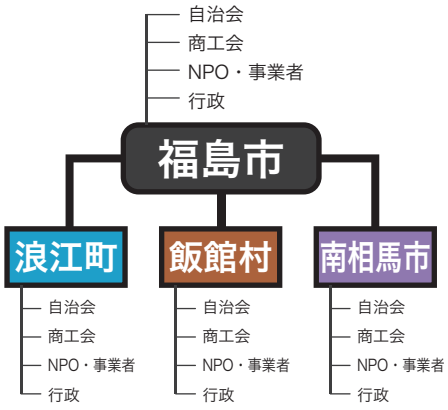

一対複数の協定

浪江町、飯舘村、南相馬市、双葉町などの複数の自治体が、仮設住宅や仮役場を拠点として、ある程度固まった状態で避難している福島市においては、福島市と複数の避難自治体がそれぞれに協定を結ぶことで、各自治体が個別に町外コミュニティを建設して行くことが可能です。

福島市は飯舘村との先の協定に従い、飯舘村営の復興住宅建設を市内飯野地区において進めてます。

一体複数型の場合も一対一型と同様に、それぞれの自治体が、核となる仮設住宅団地や、まちなか、仮役場の近接地にコミュニティを徐々に集約させ、これを中心として、自立再建する方や借り上げ仮設住宅に特例で永住する方が、安心して居住できるサービスの提供を行います。

一対避難自治体連合の協定

複数の自治体が混在して避難生活を続けるいわき市においては、それぞれの自治体が個別に町外コミュニティを建設することは、受け入れ側への負担も大きく、極めて困難です。そこで、双相八町村合同の協定を結び、協働の町外コミュニティを建設していく必要があります。

既に複数自治体の避難者が共同で生活する仮設住宅団地を中心に、双相八町村共同の町外コミュニティを建設します。また、一避難自治体の仮設住宅団地が独立して存在し、公共機能も集約している地区においては、自治体個別のコミュニティ拠点が形成されます。

借り上げ仮設住宅に居住する方や、自立再建を進める方が多いため、まちなかなどに双相八町村合同の拠点を設け、各種サービスを受給します。

避難自治体共同の
仮設住宅団地を活用した
町外コミュニティ

避難自治体ごとの
仮設住宅団地を活用した
町外コミュニティ

避難自治体共同の
まちなか型町外コミュニティ

避難自治体ごとの
まちなか型町外コミュニティ

福島全体の現状の再編　＜検討の為の参考イメージ＞

福島県内・県外問わず、それぞれの受け入れ自治体における避難者の実状に合わせた、避難元・先の自律した連携の取り組みが進み、各々に町外コミュニティを形成していくことで、各地で安定的な生活環境の整備がすすみます。

また、今直ぐの期間は難しい避難元の相双八ヶ町村ですが、一体となって連携することで、30年を目処として協働復興を進めます。

これらを全体として組み立て、政策の後押しを得たり、あるいは横の連携を広げることで、様々な空間レベルでの多重の連携復興が実現していきます。

地域での個別の連携、ベースとなる受け入れ自治体レベルでの連携、そしてこれらが組み立てられて、沿岸部の中通り、そして会津地域も含めた福島県全体での連携復興の地域づくりを実現します。　各々の町外・町内のコミュニティが、各地に設置された、双相八町村共同の生活サポートの拠点を核に、移動や情報システムで繋がることで、福島全体の一つの大きなネットワークコミュニティを創造することが可能となります。これを基盤に、全ての自治体が相互に連携し、分散したコミュニティを再統合しながら文化を継承し、新たな暮らしを創造します。

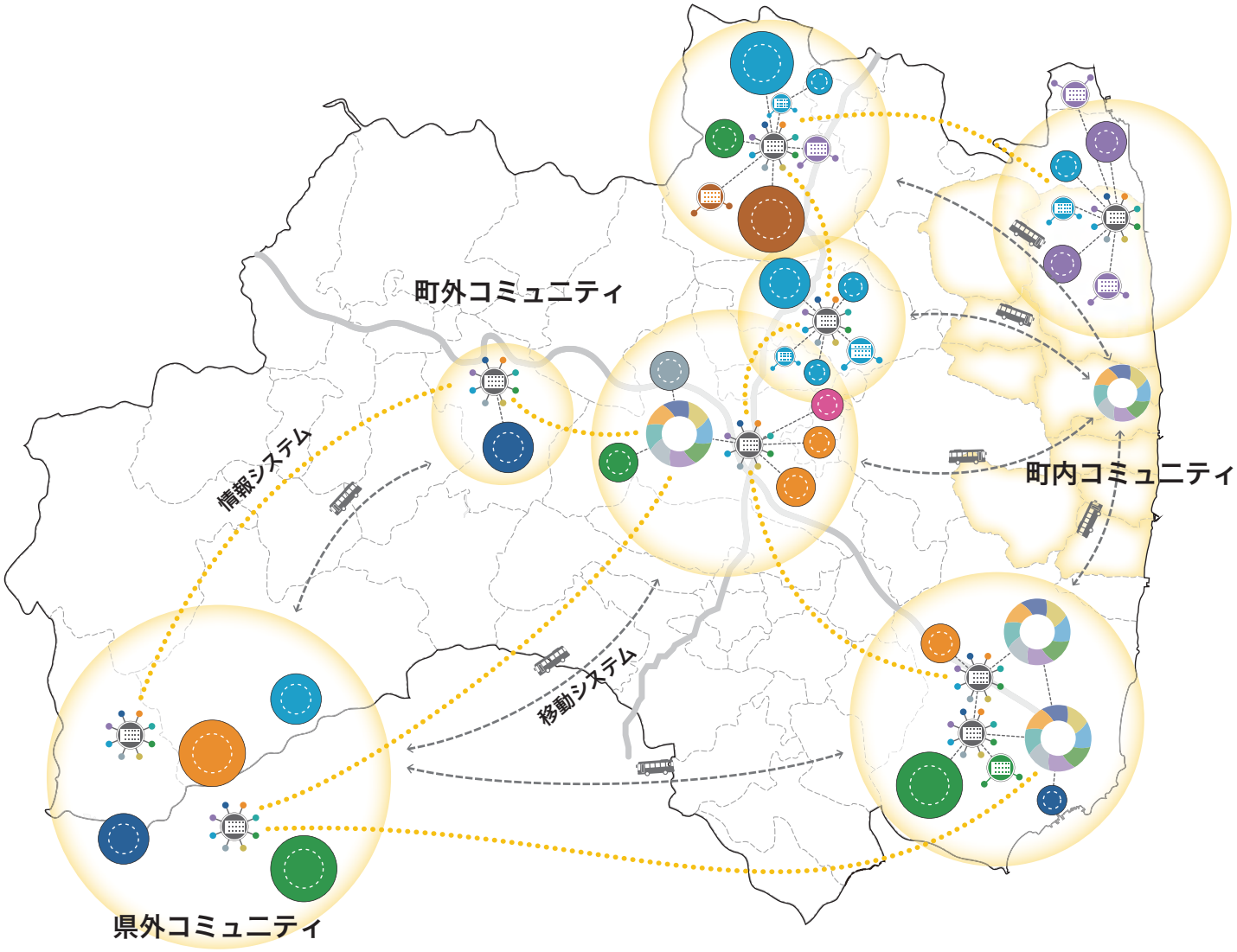

避難自治体共同の
仮設住宅団地を活用した
町外コミュニティ

避難自治体ごとの
仮設住宅団地を活用した
町外コミュニティ

避難自治体共同の
まちなか型町外コミュニティ

避難自治体ごとの
まちなか型町外コミュニティ

２０１３年度の取り組み

2013 年度の活動と取り組み

前期　浪江町 - 二本松市の連携復興まちづくりの検討

3月　4月　5月　6月　8月　9月

03/09「浪江宣言」浪江復興への始動プロジェクト

05/09 仮設住宅ヒアリング調査

05/25 シンポジウム「いま早稲田は何ができるのか」

06/16 浪江町民交流会 東京

06/22 二本松市 連携復興まちあるきワークショップ

08/03 第１回事業スキーム検討ワークショップ

08/19 第２回事業スキーム検討ワークショップ

09/14 自治会長会議

09/27 ～ 09/29 自治会長ヒアリング調査

浪江町民交流会

NPO 新町なみえ主催の交流会が東京にて開かれ、活動報告と意見交換会を通じて、東京近郊に住む浪江町民の意向等を把握しました。

連携復興まちあるき WS

二本松と浪江の両市民が協働して、二本松市街地のまちあるきを実施。町外コミュニティの可能性を避難元･先地域が連携し考える取組です。

事業スキーム検討 WS

浪江町と二本松市の事業者が集まり、町外コミュニティの実現に向けた事業スキーム検討のためのワークショップを開催しました。

浪江町から避難している町民の皆さんと、受け入れ自治体の二本松市の市民が、連携して地域の復興を果たそうとする「連携復興まちづくり活動」の推進に取り組みました。二本松、浪江両市民共同の「連携復興まちあるき」や､両自治体の事業者が集まっての「事業スキーム WS」など避難元･先の地域で協力し、復興に関わる具体的な事業や町外コミュニティの可能性を検討しました。

後期　福島県全体の広域での連携復興の検討

10月　11月　12月　2014年1月　2月　3月　・・・　5月

10/14 ヒアリング調査（いわき市）
10/25 ～ 10/26 自治会長ヒアリング調査（二本松市、福島市、桑折町）
11/01 ふくしま復興まちづくりフォーラム
11/02 自治会長会議
11/20 ～ 11/21 ヒアリング調査（本宮市、福島市、南相馬市）
11/24 十日市 模型展示
12/50 ～ 12/06 復興支援団体ヒアリング調査（本宮市、福島市、相馬市）
12/13 復興支援団体ヒアリング調査（郡山市）
12/27 復興支援団体ヒアリング調査（いわき市）
02/10 自治会長会議
03/10 ふくしま復興まちづくりシンポジウム
03/22 なみえ 3.11 復興のつどい 模型展示
05 浪江宣言 14.05

ヒアリング調査

浪江町の自治会長の皆さんの現状や今後の意向に関して、幾つかの仮設住宅を訪れて、聞き取り調査を行ないました。

提案パネル・模型の展示

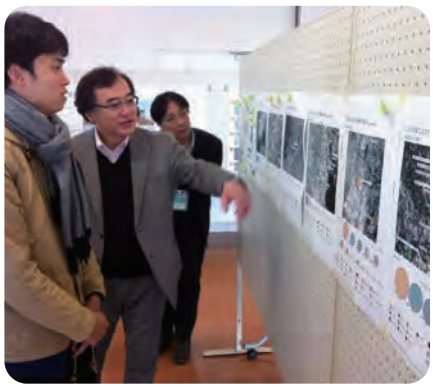

町外コミュニティ、浪江町内の帰還拠点の模型と提案のパネルを展示し、訪れた様々な方と意見交換を行いました。

ふくしま復興まちづくりシンポ

町外コミュニティの具体像をテーマに、そこでの住まい、福祉、産業のあり方に関して話し合う、シンポジウムを行ないました。

避難自治体と受け入れ自治体が協力して復興にとりくむ「連携復興まちづくり」の活動は、福島県内各地で始まっています。こうした取り組みに関する「ヒアリング調査」や避難市町村や各受け入れ自治体の方々を招いての「ふくしま復興まちづくりシンポジウム」を開催し、福島県内各地域の復興、福島全体の再生に向けて、検討を行ないました。

調査・研究・ワークショップ関係者

なみえ復興塾

会　長
　神長倉 豊隆

事務局長
　原田 雄一

副会長
　本田 昇　（二本松）
　熊田 伸一　（福　島）
　大倉 満　（本　宮）
　大波 大久　（いわき）

小澤 是寛	川合 陽一	菅野 裕美	金澤 文隆	草刈 恒彦	志賀 重夫	瀬賀 範眞
三浦 一雄	松原 茂	矢澤 祥之	吉田 俊哉	八島 貞之	鎌田 優	橋本 由利子
橋爪 光雄	木幡 俊一	川村 博	古場 泉	加藤 博康	根本 昌幸	鈴木 静子
伊藤 暢秀	新谷 保基	伊藤 健秀	五十崎 栄子			

なみえ復興塾

塾長　原田　雄一

参加者

青田 洋平	朝田 英謙	安部 和子	安部 毅	阿部 義則	石田 健一	石田 全史
伊藤 健秀	牛渡 喜一郎	遠藤 勝彦	遠藤 美奈子	遠藤 和枝	大島 信司	大野 重男
小澤 是寛	小野田トキ子	小山 恒雄	加藤 博康	神長倉 正満	鎌田 優	叶 喜康
亀田 和行	川村 博	川合 陽一	菅家 洋子	木幡 愛子	木幡 俊一	今野 幸四郎
今野 義人	紺野 秀子	紺野 芳夫	佐川 安彦	佐々木 繁子	佐々木 博之	佐藤 一男
佐藤 隆	佐藤 トシ子	佐藤 尚弘	三瓶 友一	志賀 勝彦	志賀 重夫	志賀 誠一
志賀 美樹	志賀 みき子	志賀 雄一	柴 清明	柴田 敬一	柴田 明美	末永 福男
鈴木 静子	鈴木 正一	鈴木 大久	鈴木 文子	瀬賀 範眞	高木 伸一	高野 仁久
大坊 雅一	戸川 英勝	杤本 江美	豊島 力	中西 総一郎	長岡 惣一	長橋 明孝
永橋 佐知子	永橋 幸夫	西畑 幹雄	西畑 よし子	西山 孝子	根岸 淑子	根本 洋子
根本 愛	橋本 由利子	畠山 勝	原田 洋二	半谷 秀辰	平賀 祐子	広坂 光弘
藤田 妙子	藤田 政寿	藤田 泰夫	松崎 久美子	松原 茂	松本 信子	末永 一郎
三澤 宏道	村形 一恵	森野 輝恵	森野 富二夫	横山 開	吉田 こはく	吉田 政之
渡部 環	渡辺 里見	渡部 正綱	渡辺 由紀子			

まちづくりNPO法人新町なみえ

理事長　神長倉　豊隆　　副理事長　新谷　保基

理　事

大友 光正	草刈 恒彦	高野 吉隆	原田 雄一	蒔田 嗣夫	矢澤 祥之
蒲生 秀夫	川島 美幸	渡部 和彦			

監　事

三浦 一雄	三原 優蔵

スタッフ

赤倉 徹	赤倉 としえ	大友 佳子	草刈 はるよ	原田 アキイ	蒔田 みどり
守岡 竜一	矢澤 浩子				

早稲田大学 都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室

代　表

佐藤　滋　　（早稲田大学 都市・地域研究所 所長、理工学術院教授）
浅野　光行　（早稲田大学理工学術院教授）

幹　事

白木　里恵子（早稲田大学 助手）
阿部　俊彦　（早稲田大学 都市・地域研究所 客員主任研究員）
岡田　昭人　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）
中村　悟　　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）
若林　祥文　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）
山田　大樹　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）
茂木　大樹　（早稲田大学 都市・地域研究所）
菅野　圭祐　（早稲田大学 都市・地域研究所）

映像撮影・編集

千葉　景房　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）

スタッフ

早稲田大学 都市計画 佐藤滋研究室

荒井　唯香　下田　瑠衣　関谷　有莉　二宮　彬　松村　尚之
楠瀬　朋葉　小林　真大　野村　直人　鷲田　将也　Konstantinos Panozachou
宋　基伯　全　ソンイ　張　暁菲　千　ナギョン　Nathanaël Laronche
泉　貴広　沖津　龍太郎　佐藤　亘　高瀬　修　丹野　勝太　箱崎　早苗
藤岡　諒　星　直哉　牧野　創太　益子　智之　山崎　優介

早稲田大学 交通計画 浅野光行研究室

石川　大輝　山本　航平　細谷　江梨子　吉田　泰介　中村　瑞穂　山口 沙也加

研究関係者

NPO 法人 Jin（川村博 理事長）
福島県中小企業診断協会（佐藤健一　他）
東洋大学社会学部社会心理学科（安藤清志 教授）
城西国際大学福祉総合学部（磯部文雄 学部長）　他

二本松・浪江連携復興支援センター

篠塚　尚子　星野　麗子　鴫原　由紀

当冊子作成に関する研究・活動は、独立行政法人科学技術振興機構（JST）のコミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン「広域避難者による多居住･分散型ネットワーク・コミュニティの形成」に関する研究の支援を受けて行なわれました。